

令和4年定例会
総務常任委員会 年間白書

令和5年4月
四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 24
3. 委員長報告等	P 25 ~ P 102
4. 所管事務調査報告書	P 103 ~ P 122
5. 議会報告会の概要	P 123 ~ P 137
6. ワイ!ワイ!GIKAI の概要	P 138 ~ P 139
7. 高校生議会意見書	P 140 ~ P 146

1. 委員会の構成

委員長 伊藤 嗣也

副委員長 井上 進

委員 加納 康樹

早川 新平

樋口 龍馬

三木 隆

森 康哲

山口 智也

2. 委員会開催状況

総務常任委員会事項書

令和4年5月18日(火)

第1委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について

4. 行政視察について

5. その他

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和4年6月6日（月）

第1委員会室

財政経営部

1. 議案第2号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

補正予算書P12～

2. その他

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会 -04_総務常任委員会

-01_本会議

-02_予算常任委員会

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和4年6月20日（月）
午前10時～ 第1委員会室

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

- | |
|--|
| 1. 議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
（第1目 一般管理費中広報マーケティング課所管部分
補正予算書（2）P20～） |
|--|

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

- | |
|--|
| 2. 議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第3号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般
第4条 地方債の補正
補正予算書（2）P16～ |
| 3. 議案第16号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入全般
補正予算書（3）P12～ |

【総務常任委員会】

- | |
|---------------------------------------|
| 4. 議案第4号 四日市市税条例等の一部改正について
議案書P33～ |
|---------------------------------------|

政策推進部

【総務常任委員会】

- | |
|------------------------------|
| 5. （報告）新型コロナウイルスワクチン接種事業について |
|------------------------------|

その他

- | |
|------------------------|
| 6. 6月定例会議会中の所管事務調査について |
|------------------------|

- | |
|---------------|
| 7. 中長期テーマについて |
|---------------|

- | |
|---|
| 8. 休会中の所管事務調査について
①日程（案） 令和4年7月25日（月）午後1時30分（年間予定）
②調査項目の決定 |
|---|

9. 管内視察について

10. 行政視察について

11. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：10月18日（火） 午後6時30分～
場 所：南部ブロック東（中部、常磐、日永、塩浜、楠、河原田）
（案）楠地区市民センター または、河原田地区市民センター

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会-04_総務常任委員会

01_本会議

02_予算常任委員会

総務常任委員会事項書

令和4年7月28日(木)

第1委員会室 13:30～

(所管事務調査)

1. ハザードマップ・コミュニティタイムラインの活用及び津波避難ビルの現状について

(その他)

2. その他

<会議用システム内のフォルダ>

04_休会中(7～8月) > 04_総務常任委員会 > 令和4年7月28日

総務常任委員会／
予算常任委員会総務分科会／決算常任委員会総務分科会
審査順序

令和4年8月31日（水）本会議終了後

第1委員会室

○危機管理統括部

（総務常任委員会）

1. （協議会）三泗地区1市3町の広域避難に関する協定の締結について

○消防本部

（総務常任委員会）

1. 議案第34号 動産の取得について—13mブーム付多目的消防ポンプ自動車 1台—
2. 議案第35号 動産の取得について—消防ポンプ自動車（CD-1型 水槽付） 1台—
3. 議案第36号 動産の取得について—高規格救急車 2台—

（決算常任委員会総務分科会）

4. 議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費

…決算書P238～、実績報告書P207～

第2目 非常備消防費

…決算書P240～、実績報告書P209～

第2目 消防施設費

…決算書P240～、実績報告書P211

（予算常任委員会総務分科会）

5. 議案第22号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第3目 消防施設費

…補正予算書P22～

第2条 債務負担行為の補正

…補正予算書P24～

○危機管理統括部

（決算常任委員会総務分科会）

1. 議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第14目 防災対策費

…決算書P158～、実績報告書P64～

第23目 諸費中危機管理課関係部分

…決算書P166～、実績報告書P81～

第9款 消防費

第1項 消防費

第4目 水防費

…決算書P240～、実績報告書P211～

○政策推進部

(決算常任委員会総務分科会)

1. 議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中

秘書国際課、新型コロナウイルス感染症対策室、東京事務所、

広報マーケティング課関係部分…決算書P144~、実績報告書P40~

第4目 文書広報費中広報マーケティング課関係部分

…決算書P148~、実績報告書P48

第8目 企画費

…決算書P152~、実績報告書P54

第11目 国際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分

…決算書P154~、実績報告書P59~

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第4目 予防費中新型コロナウイルス感染症対策室関係部分

…決算書P192~、実績報告書P128~

第8款 土木費

第5項 港湾費

…決算書P230~、実績報告書P193~

○財政経営部

(決算常任委員会総務分科会)

1. 議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分 …決算書P144~、実績報告書P43

第5目 財政管理費 …決算書P148~、実績報告書P50~

第7目 財産管理費 …決算書P150~、実績報告書P52~

第23目 諸費中収納推進課、管財課、財政課関係部分

…決算書P166~、実績報告書P81~

第2項 徴税费

…決算書P166~、実績報告書P81~

第3款 民生費中財政課関係部分

…決算書P206~、実績報告書P153~

第4款 衛生費

第4項 病院費

…決算書P206~、実績報告書P153~

第6款 農林水産費中財政課関係部分

…決算書P206~、実績報告書P155~

第8款 土木費

第6項 都市計画費中財政課関係部分

…決算書P230~、実績報告書P195~

第7項 下水道費

…決算書P236~、実績報告書P203~

第11款 公債費

…決算書P258~、実績報告書P239~

第12款 予備費

…決算書P260~、実績報告書P240~

桜財産区

…決算書P402~、実績報告書P305~

(予算常任委員会総務分科会)

2. 議案第 22 号 令和 4 年度四日市市一般会計補正予算 (第 5 号)

第 1 条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書P14~

第 3 条 地方債の補正

…補正予算書P25

○財政経営部、会計管理課

(決算常任委員会総務分科会)

1. 議案第 18 号 令和 3 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳入全般

…決算書P104~、実績報告書P10~

○会計管理課

(決算常任委員会総務分科会)

1. 議案第 18 号 令和 3 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

第 6 目 会計管理費

…決算書P148~、実績報告書P52

総務部

(決算常任委員会総務分科会)

1. 議案第 18 号 令和 3 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

第 1 目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、工事検査課関係部分
…決算書P144~、実績報告書P41~

第 2 目 人事管理費
…決算書P146~、実績報告書P45~

第 3 目 恩給及び退職年金費
…決算書P146~、実績報告書P48

第 4 目 文書広報費中総務課関係部分
…決算書P148~、実績報告書P48~

第 9 目 計算記録管理費
…決算書P152~、実績報告書P56~

第 15 目 人権推進費
…決算書P158~、実績報告書P66~

第 23 目 諸費中総務課関係部分
…決算書P166~、実績報告書P80

第 4 項 選挙費
…決算書P170~、実績報告書P86~

第 5 項 統計調査費
…決算書P172~、実績報告書P87~

○監査事務局

(決算常任委員会総務分科会)

1. 議案第 18 号 令和 3 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

○一般会計

歳出第 2 款 総務費

第 6 項 監査委員費

…決算書P174~、実績報告書P88~

○議会事務局

(決算常任委員会総務分科会)

1. 議案第 18 号 令和 3 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
○一般会計
歳出第 1 款 議会費 …決算書 P144~、実績報告書 P38~

○総務部

(総務常任委員会)

1. 議案第 26 号 四日市市職員の育児休業に関する条例の一部改正について
2. 議案第 27 号 四日市市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

○財政経営部

(総務常任委員会)

1. 議案第 28 号 四日市市手数料条例等の一部改正について
2. 議案第 31 号 工事請負契約の締結—総合会館トイレ改修工事—について

○政策推進部

(総務常任委員会)

1. (所管事務調査) 令和 4 年度四日市市大学運営協議会報告について
2. (報告) 令和 2 年度四日市市政施行 123 周年記念市民企画イベント補助金～ファイト三重！県民まつり～について
3. (報告) 新図書館等に係る近鉄グループとの確認書の締結について
4. (報告) オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種について

○その他

1. 所管事務調査について

2. 8 月定例月議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日 時：令和 4 年 10 月 18 日 (火) 午後 6 時 30 分～
会 場：楠地区市民センター 3 階 301 会議室

3. 休会中の所管事務調査について
候補日：(年間予定) 令和 4 年 10 月 24 日 (月) 午後 1 時 30 分～

<会議用システム内のフォルダ>

- 05_8 月定例月議会-01_本会議
- 02_予算常任委員会
- 03_決算常任委員会
- 04_総務常任委員会

総務常任委員会事項書

令和4年10月24日(月)
第1委員会室 13:30～

(所管事務調査)

1. 津波避難タワーについて

(総務部)

2. (報告) 職員の定年引上げについて

3. (報告) 個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等について

(財政経営部)

4. (報告) マイナンバーカードの普及促進のためのコンビニ交付証明書発行手数料の見直しについて

(その他)

5. その他

(1) ワイ!ワイ!GIKAIについて

<会議用システム内のフォルダ>

06_休会中(10～11月) > 04_総務常任委員会 > 令和4年10月24日

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和4年11月29日(火)

第1委員会室

財政経営部

1. 議案第43号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

補正予算書P12~

その他

2. その他

<会議用システム内のフォルダ>

08_11月定例会議会 -04_総務常任委員会-令和4年11月29日

-01_本会議

-02_予算常任委員会

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和4年12月13日（火）
午前10時～ 第1委員会室

政策推進部

【総務常任委員会協議会】

1. 新保々工業用地の利活用に向けた検討状況について（報告）

危機管理統括部

【総務常任委員会協議会】

2. 移動系防災行政無線（MCA無線）の老朽化に伴う新システム導入の検討について

消防本部

【総務常任委員会協議会】

3. 防災教育センターリニューアル事業について

【予算常任委員会総務分科会】

4. 議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第9款 消防費
第1項 消防費
第3目 消防施設費 補正予算書（2）P52～

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

5. 議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第2款 総務費
第1項 総務管理費
第23目 諸費 補正予算書（2）P28～
第4款 衛生費
第1項 保健衛生費 補正予算書（2）P36～
第4目 予防費
第8款 土木費
第5項 港湾費 補正予算書（2）P48～
第3条 債務負担行為の補正 補正予算書（2）P12～

総務部

【予算常任委員会総務分科会】

6. 議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳出第1款 議会費 ～ 第10款 教育費（人件費補正分）
第3条 債務負担行為の補正 補正予算書（2）P12～

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

7.	議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）について	
	第1条 歳入歳出予算の補正	
	歳入全般	補正予算書（2）P18～
	歳出第2款 総務費	
	第1項 総務管理費	
	第7目 財産管理費	補正予算書（2）P26～
	第23目 諸費	補正予算書（2）P28～
	第3条 債務負担行為の補正	補正予算書（2）P12～
	第4条 地方債の補正	補正予算書（2）P14～

議会事務局

【予算常任委員会総務分科会】

8.	議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第7号）について	
	第3条 債務負担行為の補正	補正予算書（2）P12～

財政経営部

【総務常任委員会】

9.	議案第58号 四日市市税関係手数料条例の一部改正について	議案書P115～
----	------------------------------	----------

【総務常任委員会協議会】

10.	四日市市公共施設等総合管理計画の改訂について	
-----	------------------------	--

総務部

【総務常任委員会】

11.	議案第51号 四日市市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	議案書P7～
12.	議案第52号 四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正について	議案書P13～
13.	議案第53号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	議案書P21～
14.	議案第54号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	議案書P89～
15.	議案第55号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	議案書P91～
16.	議案第56号 四日市市職員給与条例の一部改正について	議案書P93～
17.	議案第57号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	議案書P111～
18.	議案第67号 四日市市議会議員及び四日市市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	議案書P165～
19.	議案第74号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について	議案書P189～

【総務常任委員会協議会】

20.	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	
-----	------------------------------	--

その他

2 1. 所管事務調査について

※行う場合のみ

2 2. 休会中の所管事務調査について

①調査項目

②日程（案）・令和5年1月16日（月）午後1時30分～（年間予定）

2 3. 11月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて（4常任委員会合同）

日程：令和4年12月27日（水）18:30～20:45

会場：総合会館8階 視聴覚室

2 4. 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて（案）

日程：令和5年3月29日（水）18:30～20:45

会場：川島地区市民センター（仮予約）

2 5. ワイ！ワイ！GIKAIについて

日程：令和5年1月18日（水）16:00～17:30

会場：四日市農芸高校

2 6. 行政視察について

日程：令和5年1月23日（月）～1月25日（水）

2 7. その他

<会議用システム内のフォルダ>

07_11月定例会議会—04_総務常任委員会—01_令和4年12月13日

01_本会議

02_予算常任委員会

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和5年2月10日（金）

第1委員会室

財政経営部

1. 議案第78号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

補正予算書P12～

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例会議会 -04_総務常任委員会

-01_本会議

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和5年3月1日(水)

10:00～ 第1委員会室

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第79号 令和5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

- | | | |
|------|--|------------|
| 第1目 | 一般管理費中広報マーケティング課、
秘書国際課、東京事務所、
新型コロナウイルス感染症対策室関係部分 | … 予算書P88～ |
| 第4目 | 文書広報費中広報マーケティング課関係部分 | … 予算書P92～ |
| 第8目 | 企画費 | … 予算書P98～ |
| 第11目 | 国際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分 | … 予算書P102～ |

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

- | | | |
|-----|-------------------------|------------|
| 第4目 | 予防費中新型コロナウイルス感染症対策室関係部分 | … 予算書P158～ |
|-----|-------------------------|------------|

第8款 土木費

- | | | |
|-----|-----|------------|
| 第5項 | 港湾費 | … 予算書P212～ |
|-----|-----|------------|

- | | | |
|-----|--------------|-----------|
| 第2条 | 債務負担行為（関係部分） | … 予算書P15～ |
|-----|--------------|-----------|

2. 議案第116号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

- | | | |
|-------|-----|------------------|
| [第8目 | 企画費 | … 補正予算書(2)P30～] |
|-------|-----|------------------|

第8款 土木費

- | | | |
|-----|-----|----------------|
| 第5項 | 港湾費 | … 補正予算書(2)P46～ |
|-----|-----|----------------|

3. 議案第123号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

[第8目 企画費

…補正予算書(3)P16～]

【総務常任委員会】

4. 議案第91号 四日市市企業版ふるさと納税基金条例の制定について …議案書P7～

財政経営部

【報告】

5. 四日市市行政改革プラン2023（案）にかかるパブリックコメントについて

6. 公共施設適正化の進捗状況について（楠地区市民センター管内に所在する施設）

総務部

【総務常任委員会】

7. 議案第92号 四日市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

…議案書P9～

8. 議案第93号 四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

…議案書P11～

【所管事務調査】

9. 人権施策推進懇話会報告及び同和行政推進審議会報告について

【報告】

10. 小牧西スポーツ広場におけるローラー事故にかかる損害賠償請求訴訟について

【予算常任委員会総務分科会】

11. 議案第79号 令和5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、工事検査課関係部分

…予算書P88～

第2目 人事管理費

…予算書P92～

第3目 恩給及び退職年金費

…予算書P92～

第4目 文書広報費中総務課関係部分

…予算書P92～

第9目 計算記録管理費

…予算書P98～

第15目 人権推進費

…予算書P106～

第23目 諸費中総務課関係部分

…予算書P116～

第4項 選挙費

…予算書P122～

第5項 統計調査費

…予算書P128～

12. 議案第116号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課関係部分

…補正予算書(2)P30～

第2目 人事管理費

…補正予算書(2)P30～

第9目 計算記録管理費

…補正予算書(2)P30～

第4項 選挙費

…補正予算書(2)P34～

危機管理統括部

【予算常任委員会総務分科会】

13. 議案第79号 令和5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第14目 防災対策費

…予算書P104～〕

第9款 消防費

第1項 消防費

〔第4目 水防費

…予算書P226～〕

14. 議案第116号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第14目 防災対策費

…補正予算書(2)P32～〕

消防本部

【予算常任委員会総務分科会】

15. 議案第79号 令和5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

〔第1目 常備消防費

…予算書P222～

第2目 非常備消防費

…予算書P224～

第3目 消防施設費

…予算書P226～

第2条 債務負担行為（関係部分）

…予算書P15～

16. 議案第116号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

〔第1目 常備消防費

…補正予算書(2)P48～

第2目 非常備消防費

…補正予算書(2)P50～

第3目 消防施設費

…補正予算書(2)P50～

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

…補正予算書(2)P10～

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

17. 議案第79号 令和5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

…予算書P88～

第5目 財政管理費

…予算書P94～

第7目 財産管理費

…予算書P96～

第23目 諸費中収納推進課、財政課関係部分

…予算書P116～

第2項 徴税費

…予算書P118～

第4款 衛生費

第4項 病院費

…予算書P178～

第8款 土木費

第7項 下水道費

…予算書P220～

第11款 公債費

…予算書P252～

第12款 予備費

…予算書P252～

第2条 債務負担行為（関係部分）

…予算書P15～

第5条 歳出予算の流用

…予算書P7

18. 議案第90号 令和5年度四日市市桜財産区予算

…予算書(特別会計・財産区)P211～

19. 議案第116号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第7目 財産管理費

…補正予算書(2)P30～

第23目 諸費

…補正予算書(2)P32～

第11款 公債費

…補正予算書(2)P56～

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

…補正予算書(2)P10

財政経営部・会計管理課

【予算常任委員会総務分科会】

20. 議案第79号 令和5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳入全般

…予算書P24～

第3条 地方債

…予算書P18

第4条 一時借入金

…予算書P7

21. 議案第116号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書(2)P18～

第4条 地方債の補正

…補正予算書(2)P14

22. 議案第123号 令和5年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書(3)P12～

第2条 地方債の補正

…補正予算書(3)P8

会計管理課

【予算常任委員会総務分科会】

23. 議案第79号 令和5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第6目 会計管理費

…予算書P94～〕

監査事務局

【予算常任委員会総務分科会】

24. 議案第79号 令和5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

…予算書P130～

議会事務局

【予算常任委員会総務分科会】

25. 議案第79号 令和5年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第1款 議会費

…予算書88～

第2条 債務負担行為（関係部分）

…予算書P15

その他

26. 2月定例会議会中の所管事務調査について

27. ワイ！ワイ！GIKAIの意見整理について

28. 四日市市議会高校生議会において提出された意見書について

29. 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングの進行・役割について

日程：令和5年3月29日（水）18:30～20:45

会場：川島地区市民センター

30. 休会中の所管事務調査について

31. 4常任委員会報告会について

32. 年間白書の作成について

<会議用システム内のフォルダ>

09_2月定例会議会-04_総務常任委員会

-01_本会議

-02_予算常任委員会

3. 委員長報告等

予算常任委員会総務分科会長報告(令和4年6月定例会議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第2号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第2号)について

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

Q. 四日市市子育て世帯生活支援特別給付金の財源は一般繰越金を充当するとのことだが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象として、今回の本市独自で対象を拡大するような施策も当てはまるが、今回の事業には、国からの交付金を財源に充当する考えはあるのか。

A. 国の交付金については、5.3億円の内示があったが、当初予算で計上した四日市市プレミアム付デジタル商品券事業費が2.1億円であることから、今回の事業ではなく、四日市市プレミアム付デジタル商品券の財源に充当する予定である。コロナ対策については、前年度から引き続き、国からの交付金を待つのではなく、財政調整基金等を活用して必要な対策を行い、交付金の内示があった際には必要に応じて財源の更正を行っていく。

(意見) 是非今後も充実した施策を実施していただきたい。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和４年６月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第４号 四日市市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、DV被害者等が登記名義人である場合の措置について、実際の運用においては、住所の削除や別の住所の設定などの際に事務的なミスが発生しないよう、確実にやっていく仕組みはできているのかとの質疑があり、理事者からは、住民基本台帳法上の支援措置の申請に基づいて情報をシステムに入力し、事務を行う際には一目でわかるようになっていることに加え、固定資産課税台帳の閲覧申請などがあつた際には本人確認を徹底しており、細心の注意を払って運用しているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、人の命にかかわる重要な部分であるため、事務的なミスがないように、しっかりと運用してほしいとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和4年6月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第3号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第3号)について

【政策推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費≫

ふるさと応援寄附金事業について

Q. 各返礼品を提供する事業者を取りまとめる中間事業者は、ポータルサイトの運営とどのように関連しているのか。また、本市はこの中間事業者と協定を結んでいるが、どのようなことが規定されているのか。

A. 寄附者がポータルサイトを通じて寄附申し込みを行ったデータは、市のシステムを介して、中間事業者へ送付される。寄附に伴う返礼品については、返礼品提供事業者が個々に発送するのではなく、中間事業者が取りまとめて発送の手配を行う流れになっている。協定には、返礼品や寄附額の管理に加えて、ポータルサイトの情報管理などについても規定されている。

Q. 中間事業者への手数料の支払いは、どのように行われているのか。

A. 市は、各返礼品代に中間事業者の手数料を加算した代金を負担しており、その他に市から固定費として支払う費用はない。

Q. 以前の議論で、中間事業者の都合によりポータルサイトを増やせないという事情があったと思うがどのように対応したのか。

A. ポータルサイトの増設に向けて検討を進めていたが、返礼品の受注が拡大すると取りまとめを行う中間事業者への業務の負担が大きくなる懸念があった。このたび、中間事業者と調整を行った結果、ふるさと応援寄附金事業拡大に向け一緒に取り組んでいくことになった。

(意見) 取りまとめ業務の手間を理由にポータルサイトの増設ができないというのは理解し難い。現行の中間事業者で対応が難しければ中間事業者を増やす、変更するなどの対応をすればよいと考える。中間事業者に遠慮するのではなく、少しでも多くの寄附が本市に集まるよう、努力してほしい。

(意見) 本市のふるさと応援寄附金による収支差が現在より深刻な状態に陥れば本市は財政的に耐えられない。返礼品の充実やポータルサイトの増設など、しっかりと取り組んでほしい。

Q. ポータルサイト運営会社に対して遠慮している部分があるのではないかと。また、これまでポータルサイト1箇所にと固執していたのではないかと。

A. 特定のポータルサイトにこだわっているというようなことはない。現行のポータル

サイトは、多くの自治体が初めに導入するポータルサイトである。増設に当たり動きが遅くなってしまったことは反省すべきと考えているが、今回の増設により効率よく効果的に寄附の拡大を図っていきたいと考えている。

Q. 現行のポータルサイトの利用者と、増設するポータルサイトの利用者があまり重複していないと判断した根拠は何か。

A. 現行のポータルサイトは、ふるさと応援寄附をする利用者にとってなじみのあるサイトであり、増設するポータルサイトは、インターネットショッピングの利用者が多く、比較的安い価格帯の返礼品の需要があることから、利用者の重複が少ないと認識している。また、増設するポータルサイトは、知名度が高いためその波及効果も期待できる。

Q. 利用者のニーズは、こうしたポータルサイト運営会社側からも聞き取ることができるのか。

A. 今回増設するポータルサイトの運営会社からは、ふるさと応援寄附金事業に関する広告などのアドバイスも受けることができる。

(意見) 聞き取った利用者のニーズに合わせた返礼品の設定をして欲しい。

Q. 寄附金の具体的な充当先事業を、寄附者自身をもっと選択できるような仕組みが必要ではないか。

A. 寄附金は一般財源扱いとなるため、どの事業へ充当するか示しにくいという側面があるが、充当先事業に係るアピールの仕方については検討していく。

Q. 令和4年度ふるさと応援寄附金の当初予算額6,700万円に加え、今回のポータルサイト増設による効果として、さらに3,500万円の歳入増を見込んでいるが、これは今年度の寄附受け入れ額1億円を達成するという宣言と受け取ってよいか。

A. 真剣に取り組んでいきたいと考えており、1億円を超えるような寄附額を目指して頑張っていきたい。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

◀歳入全般▶

ふるさと応援寄附金について

Q. 本市のふるさと応援寄附を扱っているポータルサイトに対し、手数料はいくら払うのか。

A. ふるさとチョイスを運用しているトラストバンクに対しては、寄附金額の5%、楽天ふるさと納税を運用している楽天に対しては、寄附金額の9%の利用料を支払うこととなる。

Q. 本市独自のポータルサイトを作製すれば、手数料がかからないのではないか。そういった手法は検討したのか。

A. 費用をかければ、本市独自のポータルサイトを作ることはできるかもしれないが、ゼロからユーザーを獲得することは非常に難しいと思われる。膨大な数のユーザーが利用している既存のポータルサイトを利用の方が費用対効果が高いと判断し、

現在の運用としている。

○第4条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第16号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第4号）について

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和4年8月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました7議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第26号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、非常勤職員の育児休業取得要件の緩和等、関係する規定を整備しようとするものであります。

委員からは、非常勤職員の育児休業の実績について質疑があり、理事者からは、これまで1名が取得したとの答弁がありました。また、委員からは、任期付職員のうち今後育児休業を取得する可能性がある職員はいるのかとの質疑があり、理事者からは、現在、行政職では該当者はいないが、任期付職員の医師など、今後該当する可能性がある職員はいるとの答弁がありました。

議案第27号 情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定は、条例等において書面等により行うこととされている行政手続につき、オンラインによる手続を可能とするよう、必要な事項を定めようとするものであります。

委員からは、個人情報保護について、対策は万全なのかとの質疑があり、理事者からは、オンライン申請システムの委託業者との契約条項に個人情報保護について定めて管理していることに加え、システム上に入力された個人情報をす

ぐに庁内サーバに取り込むことでシステム上には残らないよう取り扱うため安心して利用できるとの答弁がありました。また、委員からは、書面による手続きは今後も並行して運用していくのかとの質疑があり、理事者からは、電子、書面ともに並行して運用する予定である。すべて電子化するのが理想だが、従来の書面での手続きはなくすことができないと考えるとの答弁がありました。これを受けて委員からは、利便性や、個人情報管理についてしっかりと周知を行いながらオンラインへの移行をスムーズに進めて欲しいとの意見がありました。

また、委員からは、市民が重複して情報を入力することがないように配慮すべきだが、本市で独自に申請の様式を変更できるのかとの質疑があり、理事者からは、本市が調達したオンラインシステムは他の自治体で既に運用が始まっており、類似する業務の様式をもとに本市に合うように様式を変更していくことは可能であるとの答弁がありました。委員からは、柔軟に対応しつつ利便を高めるとともに、システムを導入したことによって業務が煩雑になることや市民サービスの低下につながることはないようにしてほしいとの意見がありました。

議案第28号 四日市市手数料条例等の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第31号は、総合会館トイレ改修工事について、請負契

約を締結しようとするものであります。

委員からは、特に1階と地下1階、8階と7階で工事をする際はトイレを利用するために^{ツーフロア}2フロア移動しなければならず不便だが、どうしても^{ツーフロア}2フロアずつ工事を進めていかなければならないのかとの質疑があり、理事者からは、2つのフロアの上下で配管等の工事を施工する必要があるため、連続する2つのフロアでの工事になるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、工事期間中の市民への案内をどうしていくのかとの質疑があり、理事者からは、広報よっかいちやホームページ等に加え、チラシや掲示により周知していきたいとの答弁がありました。

議案第34号から議案第36号までは、動産の取得についてであり、13mブーム付多目的消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車をそれぞれ取得しようとするものであります。

委員からは、高規格救急車の取得に係る仕様は過去5年ほどで変更などはあったのかとの質疑があり、理事者からは、特に大きな変更はないが、令和4年度は衝突被害軽減ブレーキに関する項目を追加したとの答弁がありました。委員からは、半導体の調達が困難になり、自動車の納車が遅れている傾向にあるが、救急車の調達に影響はあるのかとの質疑があり、理事者からは、現在のところ事業者から遅れるという話は聞いていないとの答弁がありました。これを受けて、委員からは、車両だけでなく資機材等にも半導体を含んでいるた

め、今後の入札に当たってはしっかりと情報収集を行い、事業者が確実に応札できるよう工夫してほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、資機材も含めた救急車両の価格は上昇傾向にあるのかとの質疑があり、理事者からは、総額は全体的に上昇しており、車両の価格に関しては、主に安全性を高める装置に費用が掛かっているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました7議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。四日市大学運営協議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

決算常任委員会総務分科会長報告(令和4年8月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 18 号 令和 3 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【政策推進部・経過】

◀歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費▶

シティプロモーション推進事業について

- Q. 近鉄四日市駅構内での情報発信事業について、効果はあったと判断しているのか。
- A. 効果を数字で示すのは難しいが、近鉄四日市駅のスペースと予算を考慮して効果的な場所にバランスよく本市の PR ポスターや看板を配置しているため一定の効果はあったものと認識している。
- Q. 効果があるのであれば、今後、近鉄四日市駅周辺等整備事業を展開していく中でデジタルサイネージがさらに効果を発揮すると考えるが、今後、都市整備部等との連携を図っていく考えはあるのか。
- A. 様々なハード整備を実施していく予定であるので、情報発信手段についても選択の幅が広がると考える。例えば今後は、デジタルサイネージの活用についても、平時は観光、魅力発信に関する情報を、有事の際には危機管理に関する情報を発信するなど、多様な情報発信の可能性があると考えている。今後の事業の進捗を注視し、最適な情報発信に努めていきたい。
- Q. 現時点では都市整備部等と具体的に検討してはいないのか。
- A. 全庁的な議論の進捗は把握しているが、現時点で看板や掲示等の具体的な議論はもう少し先になると考えている。情報発信の手法については、最大の関心を持って広報マーケティング課としても関わっていきたい。
- (意見) 早い段階から検討に関わり、可能性を探ってほしい。
- Q. 名古屋駅構内でのデジタルサイネージ等による魅力発信事業について、効果をどのように捉えているのか。
- A. 連動するランディングページへのアクセス数、ユーチューブ動画の再生回数により一定の効果があったと判断している。
- Q. 名古屋駅構内の柱に設置されたデジタルサイネージについて、多くの人が見ているようで見ていないように感じるため、費用対効果について心配になるが、電車内のデジタル広告など、より効果的な手法についても検討すべきではないか。
- A. デジタルサイネージの特性を生かして、15秒程度の映像を繰り返し放映することにより、何気なくデジタルサイネージが視界に入った人にも関心を持ってもらい、ランディングページやユーチューブに誘導する効果を狙っている。電車内の広告なども一つの選択肢であり、新しい手法とこれまでの実績を踏まえ、より効果的な情報発信

ができるよう、継続的に取り組んでまいりたい。
(意見) 新しい取り組みを研究し、さまざまな意見を取り入れて効果的なものとなるよう取り組んでほしい。

中核市移行推進事業について

Q. 予算額に対して執行額が少ない状態が続いている要因は何か。

A. 新型コロナウイルス感染症の影響により、中核市市長会への参加がオンラインや書面等になったことをはじめ、全体として出張回数が減ったため、旅費についてはコロナ流行前に比べて執行額が減となっている。また、中核市移行に向けた準備は継続的に行っているものの、予算に関しては中核市移行を表明した際の費用として調査費等を計上していることから、昨年度については予算の執行はしていない。

東京事務所経費について

Q. 前年と比べて100万円ほど決算額が増額となった要因は何か。

A. 建物の老朽化により職員の宿舍を変更する必要が生じたことから、契約更新時期である年度末に引越しを行ったことが主な要因である。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費、第11目国際化推進費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

職員による政策提案事業について

Q. 政策提案があった事業についてどのように選考を進めていくのか。また、最終的に採用する事業の数に制限はあるのか。

A. まず、政策推進課の職員で書面審査を行い、他部局の職員も入って1次審査を行い、最終審査として市長、副市長も入って審査を行う。採用する事業数に制限はないが、事業化にあたっては政策推進課の職員が一緒になって進めていく必要があり、新型コロナウイルスワクチン接種事業や保健所業務の都合もあり3件の採用となった。

Q. 今後、こうした制限がなくなった際にはより多くの提案が採用されて欲しいと思うが、さらに全職員に提案意識を醸成するため、全職員による評価などの方法は考えられないか。

A. 今年度から学識経験者に関わってもらい、別の視点で進めている。より良い制度となるよう検討していきたい。

(意見) 「重点的横断戦略プラン」「新型コロナウイルス感染症対策」などのテーマ設定を外すことや、選考方法の変更など、より多く提案を受けて採用できるよう、事業の発展に取り組んでほしい。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 第4目予防費》

新型コロナウイルスワクチン接種事業について

Q. 65歳以上と比べて64歳以下、特に若年層の接種率が低いことについて、若年層への働きかけについてどのように考えているか。

A. 集団接種において、12歳から15歳の人の接種について、優先して予約を受け付けた

り、保護者が同伴しやすい夜間に接種の時間帯を設定したりするなど接種しやすい環境づくりに努めるとともに、ワクチン接種は任意であるため正確な情報を発信し、接種するかどうかを判断してもらえよう取り組んできた。

(意見) 若年層については、副反応を恐れる声があるため、若年層への情報提供について重点的に取り組んでほしい。

Q. 市内には外国人も多いが、外国人向けのワクチン接種に関する情報発信はどのように取り組んできたのか。

A. ホームページにおいて多言語や、やさしい日本語により情報発信を行ってきたことに加え、厚生労働省等の外国人市民向けの資料についても案内を行った。他にも、接種会場への通訳者の手配や、外国人コミュニティに向けたチラシの配布なども行った。(意見) 多言語表示、優しい日本語など丁寧な対応であり評価したい。

Q. 一人暮らしの高齢者など地域で孤立している人に対して、関係機関とどのように連携してワクチン接種に取り組んできたか。

A. 一人暮らしの高齢者などに情報が届きにくいということは認識しており、民生委員、健康福祉部と連携し、できるだけ情報が手元に届くよう情報発信に努めてきた。また、医師会とも連携して訪問診療の際などにお声掛けいただくなど情報が届きにくいところにも届けられるよう取り組んだ。

Q. ワクチン接種に関するミスやワクチンの廃棄事案について、大規模にワクチン接種をする中で全くミスを起こさないことは難しいことは理解するが、今後の対策についてどのように考えているか。

A. 起きた事案に対して、情報共有など再発防止の取り組みを行ってきたことに加え、日頃からの啓発、国から報告される事案等の情報や、ワクチン会社からの情報などを活用し、事故がないように様々な面から努力していきたい。

Q. これまで起こった間違い接種に起因する健康被害はないという認識でよいか。

A. 間違い接種による健康被害は報告されていない。

(意見) 意識のレベルで気を付けるだけでなく、間違いが起こらない仕組みづくりを行ってほしい。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

負担金について

Q. 三重県と本市の費用負担の割合を現在の5.5対4.5から5対5へ変更することについて、三重県との議論はあったのか。何かしらの進展はあったのか。

A. 大きな進展はなかったが、市議会にてこのような議論があり、こうしたことについて昨年度から事務レベルでは話をしている。今年度も四日市港管理組合と三重県に同様の話を行っている。特に、みなとのまちづくりに対する県との連携についても、負担金の割合だけではなく本市がみなとで取り組みたいことをいかに進めてもらうかが重要であることから、市長と知事の円卓会議でも申し入れを行い、これまで四日市港管理組合に対する県の窓口が決まっていなかったが、雇用経済部が窓口になるということも聞いており、今後、四日市港管理組合、雇用経済部と協議を行っていく。

(意見) 本市の意向を四日市港の運営に反映させるため、負担割合を変更する必要もあ

ると考える。三重県の方から本市に負担割合を増やしてほしいと言わせるような交渉力を発揮してほしい。

【財政経営部・経過】

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費≫

電力入札による電気料金の削減について

Q. 落札者のうち経営破綻に陥った事業者があるが、それにより削減額への影響はあるのか。

A. 当該事業者は3月16日から電力供給を停止する旨の通知後、同25日には裁判所から破産手続開始決定、いわゆる破産宣告を受けている。このため、3月分の使用料については、まず、電力供給のあった3月15日までの電気料金と破産手続開始決定日である25日までの損害額とで相殺となるが、それ以降の損害額については別途請求しているところであるため、削減額への影響は詳細には把握できていない。

なお、今回の資料は入札結果による削減見込み額を取りまとめたものであり、令和3年度の電気料金の実績値とは異なる。

Q. そうであれば、決算資料への記載として「8470万円を削減できました」ではなく、「8470万円削減できる入札を行いました」と記載すべきと考えるがどうか。

A. 以後、正確で分かりやすい記載に努める。

Q. 経営破綻したのは(株)ホープエナジーのみか

A. (株)ホープエナジーのみである。

財産処分の考え方について

Q. 各公共施設において、設置された使命や構造などに応じて目標耐用年数が定められているが、それは会計手続きとしての減価償却で決まっている年数とは差異があり、今後、両者の考え方のバランスをとりながら、財産の処分に取り組むことが重要だと考える。そこで、まず目標耐用年数と減価償却の年数は、施設別行政コスト計算書で確認できるようになっているのか。

A. 施設別行政コスト計算書では、減価償却に係る金額のみ記載している。

Q. 施設自体の耐用年数、また当該施設に与えられた目的が達成されているかを踏まえて、長寿命化を図るのか、あるいは耐用年数に達していなくても処分をするのかの判断を求められるのだと思うが、これらの要因が見える化されないと、除却となった場合に地域住民からの理解を得られずに反対を招いてしまうと考えがどうか。

A. 公共施設マネジメントを全庁的に進める必要がある中、地域住民の不安等もあり協議には時間を要すると考えている。今後の財政経営が厳しくなる中で将来の世代に負担を残さないよう、そうした視点も踏まえて取り組んでいきたい。

公共施設の適正化について

Q. 公共施設の適正化の対象となる公共施設について、地元住民や関係者に対する説明について、令和3年度はどのように取り組んだのか。

- A. 公共施設適正化の素案を作成し、令和3年11月定例会議会の協議会の場で議会に説明を行った後、令和4年1月頃から関係者への説明を行った。楠地区において防災面について心配があるため協議してほしいと要望があったが、それ以外についてはおおむね了解を得ることができた。
- Q. 楠地区については防災面から理解を得られていないが、今後どのように働きかけを行っていくのか。
- A. 地区と市との協議のための検討委員会を立ち上げてもらい、令和4年7月末に第1回の委員会を開催した。そこでは再度素案について説明を行い、現在、地区において意見集約を行っていただいている。
- Q. 公共施設マネジメントについての市民公開講座を開催したが、こうした取り組みの積み重ねが重要である。今後もこうした適正化の取り組みの必要性を市民に啓発する機会を設けて欲しいと考えるがどうか。
- A. 3月に開催した市民公開講座は30数名程度の参加があった。こうした取り組みを地道に続けることで市民との理解の共有を図っていくことが重要と考えるため、すでに開催した講座の映像の配信や、新しい講座の開催も検討していきたい。

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費＞

土地の処分について

- Q. 活用が困難な土地を市が複数所有しているが、土地の処分についてどのように考えているか。
- A. 活用できる土地については、賃貸可能な土地の一覧としてホームページで公開している。一方で、活用が非常に困難で、除草など維持費が負担となっている土地もある。処分できないかどうか今後の課題として考えていきたい。
(意見) 本当に市が所有していなければならないのかと疑問に思う土地もあるため、どのように処分していくのか、一つ一つの土地に向き合って処分の方法を模索してほしい。
- Q. 例えば、土地開発公社から取得した新保々工業用地など、なかなか売却に至らない土地は持っているだけで市の財政的な負担となる。売却に向けて、民間が購入したいと思えるような形にすべきであり、マニュアルに従って行うだけではなく職員が意思を持って取り組むべきと考えるがどうか。
- A. 行政財産はその目的に沿うように有効活用するということが前提としてある。しかし、人口減少、少子高齢化を踏まえると過剰な施設、土地は持っているべきではないため、有効活用できないのか検討した上で処分すべきものは処分するという考えである。工業用地に関しては通常の不要な土地の処分とは異なり、工業振興のために売却することを目的としており、どのような売却方法が良いのか担当課と共に考えていきたい。

高濃度PCB廃棄物収取運搬・処理業務について

- Q. PCBは毒性があるなど話題になっていたこともあり、現在は生産されていないとも聞くが、当業務はどのようなものを処理したのか。本市の公共施設では、PCBが

含まれる器具等を使用していないという認識でよいか。

- A. 高濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）が入っている器具を処理する業務であり、高濃度PCBは、照明に使用されている安定器や安定器用コンデンサー、変圧器に含まれている。令和3年度は安定器と安定器用コンデンサーについて、北九州市にある施設で処分したものである。なお、現在使用している照明器具等には高濃度PCBは含まれていない。

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

新システムの運用と個人市民税課税誤りへの対応について

- Q. 市民からの指摘により84件の課税誤りが分かったことは反省すべきだが、市民からの指摘がなければ発覚しなかった可能性はあるのか。
- A. 新しいシステムの導入にあたり、検証を行いながら運用していたため、検証の中で発見できたのではないかと考える。間違いがあってはいけない事であるため、システムベンダーと検証を行い、職員側も業務の見直しやマニュアルの作成、研修等を行うなど、誤りの発見後早期に対応を行った。
- (意見) 市民の感覚で言えば1円でも誤りがあると行政は何をしているんだという感覚になるので、しっかりと誤りを無くしていくという強い思いを持って取り組んでほしい。
- Q. システムベンダーとの共通認識不足とあるが、具体的にどのようなことがあったのか。
- A. 住宅ローン控除について、所得税で控除しきれない場合には住民税から控除を行うが、控除額の算定に関して、こちらの認識とシステムベンダーの仕様が異なっていたことが挙げられる。
- Q. 今後の対策としてシステムベンダー側の別の部門による検証・確認、市側のダブルチェックを挙げているが、今までやっていることを記載しているだけではないのか。これだけで誤りを防止できるのか。
- A. 新たな対応マニュアルを作成し、研修を重ねて共通の意識、知識を高めるようにしている。
- (意見) システムが変わるタイミングであり、さらに注意が必要であるため、さらなる対策を講じて、今年度以降、誤りを削減していくような結果を求める。
- (意見) システムの発注というのは、本来、確実に業務が行われることと、行政職員の手間を削減することを目的に行うものであり、システムのチェックに手間がかかっているようでは意味がない。行政は従来の業務について移管をスムーズに行うことが苦手な印象があるため、引継ぎをしっかりと行いシステムが十全に稼働するところまで仕様書き込むなど発注の際に工夫が必要と考える。

自主納税の推進について

- Q. 目標としている納期内納付率について、令和2年度の実績値89.55%に対して令和3年度の目標を88.55%に下げたのはなぜか。
- A. 過去3か年の平均値を目標として定めたものである。

Q. スマートフォンによる納付が近年増えており、納期内納付率の向上にも寄与している
と考える。今後も各種メディアを活用して納付を呼びかけていくとあるが、ホーム
ページ以外に何があるのか。

A. スマートフォンでの納付については、納税通知書の中にお知らせを封入している。
各種メディアの活用では、SNS、庁舎のエレベーターホールのモニターにおいて、
スマートフォンの納付に限らず、納付に関する周知を行っている。
(意見) まだまだ初めて知ったという市民もいるため、さらに多くの人の目につくよう
な広報を行ってほしい。

Q. 軽自動車税についても今後スマートフォンでの納税ができるようになっていくのか。

A. 現在、スマートフォンでの納付についてはコンビニエンスストア用バーコードを使用
しての納付だが、来年度から、eLTAXという国のシステムでQRコードを使用
しての納付になり、軽自動車税も納付できるようになる。あわせてeLTAXでは、
クレジットカードでの納付もできるようになる。これらについても広報誌等を通じて
周知していきたい。

Q. スマートフォン納付の実績 8216 件の内訳はどうか。

A. 市民税県民税の普通徴収が 2753 件、固定資産税、都市計画税が 5463 件であった。

Q. 口座振替、コンビニ納付の一件当たりの手数料はそれぞれいくらか。

A. 口座振替は 1 件あたり 11 円、コンビニ納付、スマートフォン納付は 1 件あたり 61
円を負担している。

Q. eLTAX 導入後は 1 件当たりの手数料も変わってくるのか。

A. スマートフォン納付の手数料は 1 件あたり税抜き 50 円を上限として各アプリ会社が
設定することになり、地方公共団体が負担するため、現在と同じく個人への負担はな
い。

Q. 令和 5 年度の決算にあたっては、コンビニ納付、スマートフォン納付が分かれて決
算資料に記載されるという認識でよいか。

A. そのとおりであるが、eLTAX の手数料は翌年度負担であり、決算金額ではなく、
実績件数となる。

《その他》

決算の概要の表記について

Q. 「令和 3 年度決算の概要」のうち人件費に関する記載について、約 7 億円の人件費の
増加のうち、国体事業に係る任期付き職員などの退職に伴う退職手当の増加はどのく
らい金額であったのか。

A. おおよそ 1000 万円に満たない程度の金額であり増加の主な要因ではないが、令和 3
年度の特有の要因として説明に加えたものである。

(意見) 約 7 億円の大半を任期付き職員の退職手当に支出したという印象を与える表記
である。主な増減の要因について記載し、誤解されないよう丁寧な表記をすべきである。

【財政経営部・会計管理室・経過】

《歳入全般》

ふるさと応援寄附金について

- Q. 今年度ポータルサイトを増やしたが、現時点で効果は見られているのか。
- A. 今年の7月から増設したものであり、どのような効果が上がったのかについてまだ把握は難しい。
- Q. 返礼品競争になっており、ふるさと応援寄附金の制度の本来の趣旨と異なった状態に陥っている。この制度による収支差が大きくマイナスになっており、近隣の市町村とも協力して解決策を探してほしい。国に対して声を上げる必要もあると考えるがどうか。
- A. ふるさと応援寄附金に関しては市民が自分の意思で他自治体に寄附を行うものであり、コントロールが難しい部分がある。ポータルサイトの増設、魅力ある返礼品を増やすなど、また、国への要望など出来ることを適切に行っていききたい。

【会計管理室・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

不用な備品の処分について

- Q. 機器の更新等で備品が不用になった場合、遅滞なく処分を行っているのか。
- A. 「備品処分に係る事務フロー」を示しており、これに沿って処分を行うか、一定期間置いて活用方法を探すのかについては、各所属長の判断による。
(意見) 備品を新たに購入する場合には然るべき理由があり、購入の段階で不用になる備品の処分についても決めておく必要がある。備品が増えたら場所が必要になるため、処分を的確に行えるよう積極的に働きかけていくべきである。
- Q. 備品について、棚卸しのような作業を行っているのか。
- A. 現品照合の上、「物品現在高報告書」を毎年各所属から提出させている。
- Q. 全庁的に、不用な備品等について売却ができるものは、積極的に売却し、廃棄するものは適正に処分することが正しいと考える。不用備品が古くなり残っていることで業務効率が低下するようではいけないと考えるがどうか。
- A. 「備品処分に係る事務フロー」に沿って適切な時期に処分を行うことを全所属に徹底していききたい。

備品購入費について

- Q. 備品購入費が前年度と比較して減少しているが要因は何か。
- A. 令和2年度が、新型コロナウイルス感染症関連業務等の拡大に伴い、職員用の机や椅子を購入する要望が多かったことによる。

支払受付窓口業務の外部委託について

- Q. 具体的にどのような外部委託を行ったのか。
- A. 本庁舎1階の支払受付窓口で行っていた還付金等の支払受付業務のすべてを新たに

(株) 三十三銀行に委託した。

Q. 外部委託化により事務の効率化を図ったにも関わらず委託料の不用額が発生した要因は何か。

A. 収納データ作成業務等について、予算積算より件数等が少なかったものである。

Q. 外部委託により削減された費用は会計年度任用職員の人件費という認識でよいか。

A. 会計管理費には計上していないが、再任用職員 1 人分の人件費も減っている。

会計事務研修参加負担金について

Q. どのような負担金なのか。

A. 出納事務の運用実務に関する研修の参加負担金である。令和 3 年度はオンラインにより実施された。

【消防本部・経過】

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 1 目常備消防費》

119 番映像通報システムについて

Q. システム使用実績にある依頼数、実施数はどのように集計しているのか。どのような場合に 119 番映像通報システムを使用するのか客観的な基準を設けているのか。

A. 依頼数は消防指令センターのオペレーターから通報者に映像の送信を依頼し、ショートメールで映像送信用の URL を送付した数であり、実施数は実際に消防指令センターに映像が送信された数を記載している。火災、救急いずれの場合も、言葉だけでは現場の状況の把握が困難な場合に加え、救急の場合は心肺停止などの人命に関わる場合に言葉による通報を補完するものとして映像通報システムの活用を依頼している。

Q. システム使用実績についてどのように評価しているか。また、他市からの視察等の依頼はあったか。

A. 令和 3 年度に導入したシステムであるが使用頻度は高く、同程度の人口規模の自治体では 1 カ月当たり約 10 件であるのに対し、本市は約 30 件であった。本市は県内でいち早く 119 番映像通報システムを導入しており、近隣自治体からの視察も受け入れている。

(意見) 先進自治体として誇りを持って取り組んでほしい。

Q. 今後の課題としてどのようなものがあげられるか。

A. 依頼数のうち約 2 割が通報者側のスマートフォンの操作の問題等により、映像通報システムの使用につながらなかったことが課題である。今後は、オペレーターから通報者への案内の工夫や、救命講習等の機会をとらえた 119 番映像通報システムの体験、広報などに取り組み、システムが一般的なものになるようにしていきたい。

救急業務高度化事業について

Q. 消防と医療機関との連携が重要であるが、実証実験を進めていくにあたり、市立四日市病院との連携はできているのか。

A. 救急ワークステーションを通じてしっかりと連携が取れている。

Q. AIによる救急需要予測について、AIの救急需要の予測に応じて適切な場所に救急車を配置するという考えか。

A. 名古屋市では、平成30年にAIによる救急需要予測が可能かの実証実験を行い、令和2年、3年は救急車を配置していない消防拠点に救急車を移動させたり、救急需要が多いと予測する地域に救急車を移動させる実証実験を行ったと聞いており、今後視察を予定している。

救急搬送について

Q. 救急出動における119番通報の受付から医療機関到着までの時間が長くなったことについて、JR四日市駅付近の踏切で消防車と救急車が停車しているのを見かけたが、ダイヤを把握し、踏切を迂回しているのではなかったか。

A. 車両の入れ替え作業により踏切が長時間遮断するおおよその時間帯をJR貨物から情報提供されており、その時間帯は迂回するようにしているが、貨物の量などにより踏切を遮断する時間は前後する。また、踏切で停車せざるを得ない場合には最前列で停車し、現場到着を早められるように取り組んでいる。

建物火災について

Q. 火災の原因として「放火、放火の疑い」の割合が多いが、警察との連携、放火被害に遭わないための啓発などについてどのように取り組んでいるか。

A. 火災原因の調査については警察と連携し取り組んでいる。また、火災予防広報として、屋外に物品を放置しないように市民に周知している。

(意見) 日常生活にちょっとした落とし穴があるので防犯協議会等と連携して啓発を強化してほしい。

火災予防の啓発について

Q. 動画配信、SNSによる市民、事業所への火災予防啓発はどのように行ったのか。

A. 動画配信では、消防用設備の取り扱い方法や消火器の取り扱いなどの情報を発信している。SNSは、消防本部公式のツイッター、インスタグラムと、消防団のフェイスブックを活用し、年齢層に応じた広報に取り組んでいる。いずれも消防本部のホームページから閲覧できるようになっている。

Q. 動画の視聴回数はどのように評価しているか。

A. 1,000回以上視聴されている動画もあり、一定の活用はされていると認識している。

防火防災教室について

Q. 防火防災教育について、小学校2校、中学校2校へ実施できなかった要因は何か。

A. 小学校2校については、防火教室としては期間中に行うことができなかったため、ほぼ同じ内容で訓練指導という形で実施したものであり、中学校2校のうち1校は新型コロナウイルス感染症の影響で防災教室は実施できなかったが、もう1校は訓練指導という形で同じ内容の指導を行った。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費、第3目消防施設費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【危機管理監・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目 防災対策費》

防災訓練の実施状況について

- Q. 令和2年度、令和3年度における各地区防災組織の防災訓練は本市でも減少傾向にあったようだが、ウィズコロナの時代において行政として地区防災組織の活動をどのように支えていくのか。
- A. 各地区においても徐々に以前の活動に近づける動きもあるため、会議等の機会を捉えて地区防災組織間での情報共有を図るとともに、行政としても、ウィズコロナの時代における活動に関して、各地区や市外、県外、全国的な状況について情報発信を行いながら、地区防災組織の活動について一緒に考えていきたい。
- Q. 令和4年度も各地区で防災訓練を行えない場合、3年間防災訓練ができない地区もあるが、危機管理統括部としてこのような状況をどのように捉え、取り戻していくのか。
- A. 自主防災組織の訓練は防災力向上の意味で非常に重要と考えるため、消防団などと連携を図りながら訓練の充実について、役員会やブロック会議等で啓発を行ってきたい。
- Q. 各地区において、感染症対策をしながら何とか防災訓練を行おうという意見と、このような状況で行うべきではないという意見があり、全体として訓練を行うのが困難になっている地区がある。そのような状況で地区に向けて、こうした対策を行えば開催しても良いという指針を出して防災訓練の実施を後押しするような考えはないのか。
- A. 体験型の訓練や情報収集など、訓練の手法も様々であり、そうした事例を紹介するとともに、各地区において正しい判断ができるよう、行政として正しい情報を積極的に発信していきたい。
- Q. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドラインを作成したが、各地区の避難所運営マニュアルへまだ反映できていない地区が多いが、どのように支援を強化していくのか。
- A. ブロック会議や役員会等の機会を利用して啓発を図っていく。

指定避難所への資機材の配備について

- Q. 災害時、避難所に受け入れる帰宅困難者が帰宅するタイミングなどを定めたタイムラインはあるのか。
- A. 帰宅困難者は安島防災備蓄倉庫に集まり、そこから近隣の各避難所へ割り振ることを想定している。タイムラインは発災前からの取組を中心に定めており、各地域のマニュアル等において、タイムライン的発想で収束後のことまでは網羅されていないのが現状である。
- Q. 近鉄四日市駅周辺などは、災害時に多くの帰宅困難者が発生すると予想されるが、

帰宅困難者がどこへ集まってどれくらいの期間避難生活を送るのかという想定が不透明な部分があり地域住民の不安につながっているのではと考えるがどうか。

A. 地域防災計画では最大2万9000人の帰宅困難者を想定しており、近鉄四日市駅周辺については、地区の各指定避難所を一時的な避難場所と想定している。また、企業で想定される帰宅困難者については各企業において避難時の計画を立てている。帰宅困難者がいつ帰宅できるのかは災害の状況によるが、四日市市物資備蓄・調達計画において帰宅困難者の想定人数も見据えながら物資を備蓄している。

(意見) 帰宅困難者の人数がどれくらいかという不透明な要素があるだけでどうしても地域住民が不安に思ってしまうので、寄り添って対応してほしい。

Q. 簡易ベッド、段ボールベッド合わせて440台を確保し、物資備蓄・調達計画の数に達したが、避難所への避難者数は最大でどのくらいを想定しているのか。

A. 地域防災計画では、理論上最大クラスの災害で6万9000人を想定している。

Q. 6万9000人に対してベッド類440台というのは妥当な数なのか。また、不足する場合は協定を締結している事業者からの手配が想定されるが、事業者から供給される資機材の量について取り決めはされているのか。

A. 別途、エアーマットを1万4310個備蓄しており、今後さらに一定数の配備を行う予定である。また、段ボール製品を供給していただく協定事業者3社に確認したところ、明確な数は返答が得られなかった。保管方法や財政面などの課題もあるが、これからの備蓄計画を考えていく中で様々な意見を聞き、必要であれば計画の変更も必要になると考える。

(意見) 有事の際に協定事業者からの供給量が分からないのでは市民に説明がつかない。協定先からの供給量にあわせ、現在の備蓄計画の数量見直しも必要と考える。

Q. 福祉避難所のベッド類も確保する必要があると考えるが想定はしているのか。

A. 物資備蓄・調達計画には、福祉避難所用のベッドは含まれていない。

(意見) 福祉避難所への需要についても想定をしなければならないため、今後検討してほしい。

Q. 津波で浸水することが想定される場所にも指定避難所があり、資機材も配備されていることについてどのように考えているのか。また、最寄りの指定避難所が使用できない場合、市民はどのように避難すればいいのか。

A. 災害の種類や状況によっては避難所として活用できない場合もあるため、指定避難所の開設については、状況を見ながら都度判断していく。近隣の指定避難所が浸水する場合にはさらに西側の浸水しない指定避難所を活用することになる。

指定避難所での感染症対策について

Q. 避難所での新型コロナウイルス感染症対策について、感染者及び濃厚接触者の避難について、関係部局と検討を行ったとあるが、どことどのような検討を行ったのか。

A. 消防本部や健康福祉部と協議を行い、陽性者は消防本部2階防災センター、濃厚接触者は総合会館を活用して分散避難を行うこととなった。

Q. 指定避難所における、発熱のある方などのゾーニングなどについて、教育委員会との検討は行ったのか。

- A. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドラインを作成した際に教育委員会に情報共有を行った。ガイドラインを受けて、例えば空き教室の使用など各地区において検討を進めている。発熱があり別室に移動した避難者のケアなどの課題もあり、今後地域とともに検討を進めていく。
- Q. すべての地区においてゾーニング等の対応について確認が済んでいるのか。
- A. 対応状況については地区、避難所によってばらつきがある。
- Q. 各避難所において対応の確認を行い、マニュアルの整備も含めて地域差が出ないように危機管理統括部がしっかりとリードしていくべきと考えるがどうか。
- A. 今年度新たに地域支援グループが設置されたため、今まで以上に地域に入って調整していきたい。

高額資機材等購入補助について

- Q. 大谷台という名称の団体が対象になるのはなぜか。
- A. 大谷台小学校区で組織される自主防災組織の名称であり、四日市市地区防災組織連絡協議会に所属している団体であるため交付対象となる。
- Q. 50万円を超える浄水器1台に27万3000円の補助金を交付しているが、どのような浄水器なのか。また、浄水器が補助対象になる根拠は何か。
- A. 高度なる過装置を備えた浄水器であり、ライフラインが寸断した際に飲料水の供給を容易にするものである。要綱には浄水器と具体的には示していないが、災害発生時および未然防止に必要である防災資機材と判断した。
- Q. もっと安価に購入できる浄水器もあったと推測するが、それぞれの地区で高額資機材を購入するにあたり、金額にばらつきが出ないように危機管理統括部で指導することはできないのか。
- A. 資機材の選定や金額の妥当性について各地区に確認することは可能と考えるため、今後取り組んでいきたい。
- Q. 危機管理統括部から、この資機材であれば補助金を交付できるというような助言を行うことはないと考えてよいか。
- A. 補助金の交付に際しては厳しく審査しており、そのようなことはない。

住宅等耐震化促進事業費について

- Q. 第1次、第2次の緊急輸送道路沿いの耐震診断の実績はどうか。
- A. 令和2年度末時点で、第1次緊急輸送道路沿いの対象総数33棟のうち30棟が診断済みであり、第2次緊急輸送道路については対象の3棟すべてが未実施である。
(意見) 第1次緊急輸送道路については平成28年から取り組んでいるため、残り3棟に関して積極的に取り組んでほしい。また、第2次緊急輸送道路についても、今後しっかりと取り組んでほしい。
- Q. 情報の公開はどのように行っているのか。
- A. ホームページにおいて事業の概要を公表している。
- Q. 令和4年度からは、都市整備部が所管する事業になっているが、危機管理統括部としても共通認識を持ってしっかりと取り組んでいくべきと考えるがどうか。

A. 未診断の部分について、原因、課題がどこにあるのか、関係部局と今後の進め方についてしっかりと協議していきたい。

119 番映像通報システムについて

「論点整理シート No. 1」参照

避難所運営におけるマイナンバーカードの活用に関する調査研究について

※令和3年度の提言シートの取り扱いについて

(意見) 議会の提言を受けて新規事業として調査研究が始まったことは評価したい。そのうえで、現在はまだ調査研究が始まったばかりであるため、導入について結論が出るまでは見守っていきたい。

(意見) マイナンバーカードの活用だけでなく、システムを活用して幅広い対応が期待できるため歓迎したい。調査研究は始まったところであり、継続と整理して進捗を注視していきたい。

Q. 理事者の進捗状況の報告について、2つの意味で調査研究という文言をしているため、文章が分かりにくくなっている。修正すべきと考えるがどうか。

A. 文章を精査し、分かりやすい表現に修正したい。

以上の経過により、令和3年度の決算審査においては調査研究を開始したばかりであり、今後の進捗を注視していく必要があるため、危機管理統括部への提言については継続と整理した。また、分科会として、提言チェックシートの進捗状況の報告について別紙案のとおり文言修正を提案する。

【総務部・経過】

◀歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費▶

職員の時間外勤務について

Q. 職員の勤怠管理は各所属によって異なるのか。

A. 基本的にはどの所属も同じであり、職員から事前に時間外勤務を申し出て、上司の承認があったうえで時間外勤務が発生している。

Q. 特に保育園など、職員の声を聞く中で得た印象よりも時間外勤務の実績が少ない職場があるように思うが、実態とのずれがないかどうか調査はしているのか。

A. 実態調査は行っていないが、時間外勤務については、実際に勤務を実施した時間について適正に申請し、承認するよう所属長に指導を行っている。

Q. すべての所属に対して時間外勤務の申請が実績とあっているのか実態把握に努めるべきと考えるが、人事課としてどのような方法で調査ができるのか。

A. 行うのであればアンケートのような形で調査をすることになると考える。

Q. 実態調査を行うことについて必要性を感じているのか。

A. 時間外勤務の申請は適切になされていると認識している。

Q. 時間外勤務の実態調査が必要であると強く指摘するが、どう考えるか。

- A. 職員は時間外勤務の予定時間をあらかじめ申請し所属長はそれを承認する。後日、職員は実績を申請し所属長が再度確認をするという方法で時間外勤務について管理している。本来申請すべき時間外勤務が申請されているか、申請はあったが時間外勤務は実際に行われたのかといった部分については所属長のマネジメントが重要であり、調査が必要な状況であれば調査は行うが、現状、時間外勤務については適切に把握されていると認識している。
- Q. 所属長が時間外勤務の状況を把握し、勤務の偏りを調整していくことが重要と考えるが、所属長の管理能力は十分果たすことができているのか。
- A. システムとしてはリアルタイムで時間外勤務を把握できるようになっており、各所属長に対してはそれぞれの環境の中で可能な限り平準化するよう指示しており、各所属長がマネジメントできていると認識している。
- Q. 年間数百時間の時間外勤務を行う職員が数人いれば、若手職員を1名採用できる計算になる。十分な数の人員を確保し時間外勤務の多い所属に配置することや、ICTを活用し業務を効率化することにより、そもそも時間外勤務を極力発生させない仕組みが必要なのではないか。
- A. 時間外勤務が多い所属への人員配置や、業務の増減に応じた人員配置は行っている。また、ICTの活用により業務の効率化も考えて取り組んでいきたい。一方で、新規に職員を採用することも選択肢の一つだが、急激に増員すると年代別の職員数のバランスが悪くなり、ひずみが生じることも懸念されるため、採用については平準化しながら取り組んでいきたい。
- (意見) 窓口対応など温かく対応してほしいところなど、人ではないとできないところを手厚く行い、効率化を図るべきところは機械化を進めながら、年齢層や階層のバランスを整えることにも取り組んでいけばよいのではないかと考える。
- Q. 働き方改革推進室が設置されたが、今後どのように取り組んでいくのか。
- A. これまで時間外勤務の縮減、休暇取得等の意識付けを主に取り組んできたが、今後は生産年齢人口の減少も見据え、業務の効率化を進めていく必要があると考える。一人ひとりの仕事を見直して時代に合った仕事のやり方に進化させることが、市民サービス向上にもつながるという強い思いを持って、機運の醸成や仕組みづくりに取り組んでいきたい。
- Q. 令和3年度から働き方改革推進担当理事から各所属長に対して定期的なヒアリングを行っているが、どのように取り組んでいるのか。
- A. 時間外勤務の多い所属の所属長に対しては面談を行い、必要に応じて人事面で一定の対応をしている。また、令和4年度は新型コロナウイルス感染症への対応等の影響でヒアリングができていないが、年末に向けてヒアリングを進め、平準化できているのか、管理上問題がないかなどの視点で取り組んでいく。
- Q. 保健所や新型コロナウイルス感染症対策室など、年間で1000時間を超える時間外勤務を行っている所属もあるが、連続勤務日数については把握しているのか。
- A. 少なくとも1週間に1回は休むということにしている。それでも市民の命に関わる事であるため、職員は使命感を持って頑張っている。陽性者の命と、自身の健康と命を守ることが大切と考えてどうすれば職員の健康に影響を及ぼさないか考える必要が

あると考えている。

(意見) 中には本当に命に関わるような状況の職員もいると考えるので、一朝一夕に解決できる問題ではないが、しっかりと結果が出せるように時間外勤務削減を図ってほしい。

入札の不調件数について

Q. 事業者からは、部品の供給不足や資材の高騰によって概算が出せず、入札に参加できないという声も聴く。令和4年度も物価の上昇が進んでいることから、さらに不調件数が増えるのではないかと思われるが、担当部局としてどのように捉えているか。

A. 工業者に聞き取りを行ったところ、令和2年度は民間の建築工事の需要が低調であったこともあり公共工事の不調件数が少なかったが、令和3年度以降は民間工事の需要が高まったことから、公共工事の不調件数が増えている。また、物品に関しては令和2年度の不調件数が多かったことを踏まえ、納期を延ばすなどの対策を行った。

Q. 今後、不調件数を減らしていく取り組みが必要と考えるがどうか。

A. 価格の高騰により、前年度に設定した予算では今の物価と折り合わずに不落となる入札も発生している。物価上昇の予測は難しいが、次年度の予算に関してはある程度の物価の上昇も前提にして編成するよう、担当部局に働きかけていきたい。

(意見) 不調により工事や物品の調達ができず最終的に不利益を被るのは市民であるので、しっかり考えて取り組んでほしい。

工事検査について

Q. 工事検査執行率について目標の92.0%は達成しているが令和2年度実績より0.8ポイント下がっているが、どのように捉えているのか。

A. 過去3か年の平均値以上を目標として取り組んだものの、本来の目標は100%の執行率であって然るべきと考える。しかし、年度末に工事が集中することによりすべての検査を工事検査課で実施することは不可能であり、現実的に100%の執行は困難であるが、兼務検査員制度などを活用し、執行率の向上を目指している。なお、少しでも100%に近づけるため、兼務検査員制度の活用のほかに工事検査の外部委託などの調査検討も行っているところである。

Q. 令和2年度の決算資料には執行率が上昇したと書かれているが令和3年度は下がったとの記載がないのはなぜか。

A. 令和3年度の目標は92%であり、それに対する実績を記載したものである。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

職員のメンタルヘルスについて

Q. 職場復帰フォローアップ面談について、令和3年の実施件数が大幅に増えているが要因は何か。

A. 令和3年度はメンタルの不調による休暇から復職した職員が多かった。

Q. 新型コロナウイルス感染症が影響しているのか。

A. 一つの要因ではないかと推測するが、この原因が除去されたから休職者が減るとは

一概には言えないと考える。

Q. ころの健康相談事業について、令和3年度は他の年度と比較して実績が少ないがなぜか。

A. 個人の利用であり、理由までは把握していない。

Q. 職場復帰フォローアップ面談ところの健康相談の相談員は違う人が担っているのか。

A. 職場復帰フォローアップ面談については、職場に関する相談が主であるため、職場の人間関係や仕事に関することに特化した産業カウンセラーに依頼している。一方でころの健康相談については、ころの健康に関することについて一般的に幅広く相談に乗ることができる臨床心理士に依頼している。

Q. それぞれ、場所はどこで行っているのか。

A. 職場復帰フォローアップ面談は人事課で行っている。ころの健康相談については、場所に関する答弁は控えたい。

Q. それぞれの相談窓口について、効果としてどのようなものがあり、課題はあるのか。

A. 困っていることを聞いてもらえるという点、また、フォローアップ面談に関しては所属長からも対応について相談することができるので、情報を共有しながら円滑に職場復帰できる手段の一つとして効果があると考えている。課題については、復職しても再度休職してしまう職員もいるため、再度休職することがないように復職していただくのが今後の課題である。

Q. 休職者が毎年複数いる所属もあるが、休職の原因についてどのようなものが考えられるのか。

A. 休職者と業務の相性が良くなかったということや、窓口や電話での対応、職場内の人間関係も含めて1つの原因だけでなく、複数の要因が重なってメンタルの不調に陥ることが多いと考える。

Q. 原因の分析をしっかりとっていく必要があると考えるが、産業医、カウンセラーとの状況確認や原因分析は行っているのか。

A. 職員の休職にあたっては、所属長から人事課に話があるため、所属長と一緒に原因について考えていることに加え、復職したタイミングでその職員からの聞き取り等も行いながら再度の休職にならないよう取り組みを進めている。

(意見) 結果を見ると同じ所属から休職者が出ているように見えるため、所属長や専門家と原因分析をしっかりと行い、問題の原因の除去をできるよう努力して欲しい。国の調査でも悪質なクレームや職場の人間関係などが要因として見られ、本市でも同じようなことが考えられるため、さらなるメンタルヘルスの向上に努めてほしい。

Q. 非常にデリケートな問題であり、職場環境や本人の感受性など原因はさまざまである。職員をひとくくりに見るのではなく、個人をしっかりと見て根気よく取り組んでほしいと考えるがどうか。

A. 各個人に対して丁寧にフォローアップ面談やころの健康相談室の利用を促しながら、職場への配慮にも努めていきたい。

Q. 休職の原因は複合的であり、原因が職場にあるのかプライベートにあるのかも分りにくいですが、職場に原因があるのであればそれは除去しなければならない。本人から

の聞き取りが困難であれば話しやすい環境づくり、業務量が多いのであれば業務自体の見直し、分散化も必要になると考える。毎年 50 名前後の退職者を何名ずつ減らしていくなどの目標設定も必要なのではないか。

A. 人材の確保がいかに困難であるかを身にしみて感じている。その中で現在の退職者の実態があるため、一人でも健康的に職場復帰することが市民にとっても重要なことであり少しでも減らしていく努力を続けていきたいと考えている。

(意見) 職員が退職してしまうことは四日市市の力を削ぐことにもつながるため、一人でも減らせるよう明確な道筋をつけて取り組んでほしい。

女性管理職の登用について

Q. 女性管理職の全管理職における割合が前年度より 0.7 ポイント低下している要因は何か。

A. 令和 3 年度については管理職になる対象となる職員が少なかったため割合が減少した。

Q. 令和 2 年度はたまたま対象となる職員が多かったから増えただけなのか。公務員は女性も続けやすい職場であるが、女性の管理職登用が叫ばれている中、0.7 ポイント減少したことについてどのように捉えているのか。

A. 女性管理職の割合が減少したというのはどうかという意見は当然だが、女性であればいいということではなく、経験、評価を含めてふさわしい人物を管理職に登用した。

Q. 管理職への登用を希望しないという意思表示はできるのか。

A. 職員配置の資料とするための自己申告書の提出などの場面で行うことができる。

Q. 管理職になることができる区分の職員の男女の比率はどのくらいか

A. 令和 4 年度の全職員における比率は男性 51.5%女性 48.5%であった。

Q. 女性の割合から見ると女性管理職の割合が 20.7%というのは低いという見方をすべきであり、0.7 ポイント減少したことは重く受け止めるべきと考えるがどうか。

A. 現在女性職員の採用が多くなっているため、今後は管理職になる職員の男女比が少しずつ変化していくと考えている。若い時から女性職員にも様々な経験を積んでもらっている。

Q. このやり取りを受けて女性職員から感想を聞かせてほしい。

A. 経験が伴わず不安と脅威を覚えながら管理職になったが、今は男女問わず、さまざまな機会を捉えて様々な経験を積んできているので、男性、女性に関わらず能力のある方が当然管理職になるべきと考える。中堅職員と呼ばれる時期に育児休業を取得する職員も多く、そのブランクがあるため管理職になる時期が少し遅れることもありそのブランクをどのように埋めていくのかということは考える必要がある。現在管理職になっている職員は男女関係なく業務をこなしており、特に問題はないと感じる。評価や経験、本人の意向に応じて登用について決めていくものだが、男女のバランスについては今後変化してくるものと感じている。

＜歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 9 目 計算記録管理費＞

無線 LAN の導入について

- Q. どのフロアに無線LANを導入し、業務効率についてどのように評価しているのか。
- A. 本庁舎7階のICT戦略課に試験的に導入した。会議室にパソコンを持ち込んで、会議をペーパーレス化したり、その場で無線LANを使用して印刷を行うことができるなど有効であるという感触はあった。
- Q. 今後は全体で導入していくのか。
- A. 四日市市情報化実行計画の中に無線LANを全庁的に配備すると記載しており、本庁舎と総合会館、消防本部について、3年ほどかけて取り組んでいこうと考えている。
- Q. 働き方改革の考え方の一つとしてフリーアドレス化も見据えているのか。
- A. 働き方改革推進室の設置に伴い本庁舎において研究という形で取り組んでおり、先進自治体の事例の研究も行いながら今後の展開について検討しているところである。

ICT活用促進事業について

- Q. AI-OCRや、RPAの導入により職員の業務効率はどの程度向上したのか。
- A. RPAによるパソコン業務の自動化は6つの課で使用しているが、3割程度業務効率が上がったと認識している。また、AI-OCRによる紙文書のデジタル化については22の課が使用しており、紙を多く使用するところについては非常に効率が上がっている。
- Q. 答弁にあった業務効率は感覚的なものか。
- A. 感覚的なおおよその効率であり、本来はアンケート等で収集した削減時間を示したいところだが、現在は、まだ効率化された時間について確認ができていない。今後はそのような実態把握に努めていきたい。
- (意見) 実態把握のための仕事が増えない程度に、今後データとして上げられるのであればぜひお願いしたい。

四日市市LINE公式アカウントについて

- Q. 登録者も多く有効な取り組みだという意見も聞いているが、今後登録者数を増やしていくにあたり目標はあるのか。
- A. サービス内容の充実や広報に努め、令和4年度としては4万件程度を目標としたいと考えている。
- (意見) 不慣れな高齢者への分かりやすい周知にも今後取り組んでほしい。
- Q. 情報発信で終わるだけでなく、例えばがん検診などの対象者に直接プッシュ通知でサービスについての案内を送信するなど、これまでの申請主義にない取り組みができると考えるがどうか。
- A. 本市の場合プッシュ型の配信ではなく、セグメント配信として、必要な情報について登録があった利用者に対して情報を送信するという取り組みを行っている。今後はプッシュ型通知の機能も研究し、うまく活用していきたい。

＜歳出第2款総務費 第4項 選挙費＞

選挙事務について

- Q. 新型コロナウイルスワクチンの接種会場になっていたために期日前投票所のうち2会場が開設できなかったことについて、どのように総括するのか。
- A. 三重県知事選挙、衆議院議員総選挙の期日が突然決まったことを受け、会場確保に向けて調整する中で三重北勢健康増進センターと中消防署中央分署の2箇所については会場の都合がつかず確保することができなかった。2会場が開設できなかったことを補完するため、他の4箇所の期日前投票所の開設延べ日数を増やすことで対応した。
- Q. 衆議院議員総選挙については任期満了であり、ある程度の予測はついたのでないか。
- A. 衆議院議員総選挙についても当初選挙期日は11月7日ではないかという見方が大半であったが、突然1週間繰り上がって10月31日に行われることとなり、急いで会場の手配を行った。
- Q. 開設できなかった2箇所の期日前投票所について、選挙管理委員会として使用するための交渉は行ったのか。
- A. 新型コロナウイルス感染症対策室との調整を行う中で、既に接種会場として広報も行い、ワクチン接種の予約も入っている状況であったため、2会場については開設をせず、ほかの4箇所の期日前投票所において開設日数を増やすことにより総時間数の確保に努め、市民サービスの低下を招かないよう配慮した。
- Q. 2会場を開設できなかったが日数を増やして対応した結果、投票率との相関性についてどのように総括するのか。
- A. 期日前投票所との相関性については分析できていないが、当日投票も含めた投票率としては、三重県知事選挙が33.43%であり平成31年の前回選挙時と比較して約13ポイント減少した。また、衆議院議員総選挙の投票率は52.44%であり、平成29年の選挙時と比較して1ポイント程度の減少という結果であった。

【監査事務局・経過】

《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

監査の種類と範囲について

- Q. 令和2年度の決算審査において監査委員の権限について確認し、それぞれの監査委員がその範囲を理解することが必要という指摘をしたが、その後の取り組みはどうか。
- A. 監査事務局の体制も変わり、監査委員のあり方については常に意識しながら監査に臨んでおり、懸案事項等がある場合には代表監査委員も含めてしっかりと議論しながら適正な監査ができるよう努めている。
- Q. 代表監査委員が昨年度再任され、これからもさらに活躍するために、監査委員研修に出るなど基礎もしっかりと学ぶことが必要であり、監査事務局としても監査委員をしっかりと支えてほしいと考えるがどうか。
- A. 指摘の内容を十分認識し、引き続き努力していく。

決算書と決算常任委員会資料との関連について

- Q. 決算常任委員会の部局別資料の作成について、決算書と比較すると例えば需用費な

どの費目があちこちに点在するような作りになっている。どれが正解というものではないが、他部局ですっきりと分かりやすく記載している資料もあったため、ある程度統一している方が良いと考えるがどうか。

A. 部局別資料としてこうした資料を掲載したのが初めてであり、よく似た業務の部局等とも相談しながらより良い資料にしていきたい。

【議会事務局・経過】

《歳出第1款議会費》

正副議長の登庁状況について

Q. 近年の議長の登庁状況を見ると、平日に登庁していない状況が散見される。また、登庁した日も終日庁舎にいるとは限らない。議長が不在であることで不都合な状況になることはなかったか。

A. 平日に登庁しない場合や登庁しても短時間で退庁する場合なども考えられるが、そのことで事務局が不都合を被ることはなかった。

(意見) 正副議長の公務の分担については、毎年、正副議長間で調整しているものと想定するが、副議長が公務を行う最中に議長が不在にするといった状況はふさわしくない。議長は議会の長としてできる限り登庁するのが望ましいのではないか。

(意見) 議会内のルールとして明確にすべきであり、しかるべき場で議論が必要ではないかと考える。

(意見) 正副委員長のいずれかは登庁すべきである。

(意見) 指摘されている正副議長の職務については、選出された議員の認識によるところが大きい。副議長として公務を行う際にも、どこまでを公務と位置づけ、公用車を使っても問題ないのか、視察対応にどの程度関わるべきかなど、判断に迷う場面も多かった。これまで暗黙の了解の下で行われてきたものを明確にするために、各派代表者会議などの場で議論することも検討してもよいのではないか。

議会だよりの充実について

Q. よっかいち市議会だよりは、近年紙面のリニューアルを図り、市民からの反応も良い。次の展開として、例えば、専門家へのインタビューや他市町への視察状況を掲載するなど、さらなる紙面の充実を目指すべきと考えるがどうか。

A. これまでは主に市民に手に取っていただき、読んでもらいやすいように紙面の見やすさに重点を置いてリニューアルを図ってきた。今後は、内容の充実を目指して広報広聴委員会で議論していただき、予算を伴う取り組みについては議会とも協議をしながら、議会事務局としてもできる限り対応していきたい。

(意見) 市民との情報共有は四日市市議会基本条例の基本方針の三本柱の一つであり、紙面の充実のために必要な経費については、議会と協議の上、次年度予算で要求してほしい。

【結果】

以上の経過により、議案第 18 号 令和 3 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定における当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートのとおりです。
これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和4年8月定例月議会 決算常任委員会総務分科会)

事業名	降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について	
事業概要		
	決算額	

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

Q. 昨今、線状降水帯の発生など降雨による災害が多いが、危機管理統括部として令和3年度に行った対策としては何があるか。

A. 水位計などのシステムの保守に加え、緊急告知ラジオや、ARアプリなど分かりやすい情報発信に努めた。

Q. 危機管理統括部において、降雨災害へのソフト対策として市民一人一人が取り組める施策を展開することについてどのように考えるか。

A. 市民一人一人の取り組みは非常に重要であり、そうした観点で議論をすることは大切なことと考える。

Q. 市民が所有する水田の蓄水機能を活用する取り組みも必要ではないか。

A. 国、県が取り組みを進めている流域治水の考え方であり、市としても情報収集に努めている。

2. 議員間討議によって出された意見

・中山間部の田畑の減少や都市部の開発により雨水浸透が困難になる中、上下水道局等で行うインフラ整備に頼るのではなく、市民一人一人が各家庭で防災・減災に取り組むことが重要であり、各家庭における雨水タンクの設置や、雨庭（雨水浸透を目的とした庭）の整備などを支援する施策が必要と考える。

・市民が取り組めるという観点であれば危機管理統括部がしっかり取り組んでほしい。

・小さな河川でも、潮の満ち引きなどを気にしながら何らかの工法で対策ができるのではないか。

・市街化調整区域、市街化区域のどちらにおいても田畑が宅地等になることで地表が固められており、雨水を蓄える設備を各家庭に備えることは効果的であると考え。

・雨水タンクを各家庭で設置すれば、河川に雨水等が流れる前に雨水を溜めることができ、一つ一つのタンクは小さくても各家庭での協力があれば大きな対策となる。

・危機管理統括部として、個々の防災活動として、地域住民や他部局と連携して取り組んでほしい。

・危機管理統括部にすべて任せるのではなく、総務常任委員会としても調査研究を行いながら理事者とともに考えていくべきと考える。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

全会一致で④新規事業の実施

4. 全体会で審査するに当たっての論点

<政策提言素案>

降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について

- ①近年、線状降水帯の発生など降雨による災害が激化していることから、市が行うインフラ整備だけでなく、国や県が取り組みを進める流域治水に関する取り組みを推進することに併せ、市民が個人で行うことのできる対策も含めた降雨対策についてどのような取り組みができるか危機管理統括部において調査研究を進めること
- ②関係する部局との連携をしっかりと行い、地域の協力も得つつ、議会としっかりと議論を行いながら事業の展開の可能性について検討を行うこと

四日市市議会提言チェックシート

～令和4年2月定例会後進捗状況について～

(令和4年8月定例会 決算常任委員会)

No. 1

事業名	避難所運営におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究について	
事業概要		
	決算額	
次年度予算への提言		
<p><提言> 避難所におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、避難所運営においては、特に大規模の避難所において受付業務が非常に煩雑であり入退所に際して大きな混乱を招いていることが大きな課題である。</p> <p>避難所運営において、入退所の受付業務の簡素化のため、マイナンバーカードを活用することについてかねてより提案をしているが、現時点では理事者はインターネット等を用いた他市事例の把握にとどまっており、活用に向けた調査研究が十分になされていない。</p> <p>こうした状況に鑑み、マイナンバーカードを活用することが本市の避難所運営に対して適切であるかどうか、他に有効な手段はないかなども含めた調査研究を早急に開始すべきである。</p> <p style="text-align: right;">※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>[危機管理室]</p> <p>東日本大震災以降、大規模な避難所運営において入退所にかかる受付業務の煩雑さが指摘されている。また、新型コロナウイルス感染症を考慮した分散避難の推奨により、避難所外避難者の状況把握や情報発信が課題となっている。</p> <p>このような避難所運営や被災者支援等における課題解決に対する調査研究を実施する。</p> <p>(1) 避難所運営等におけるデジタル技術活用事例の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営におけるデジタル技術活用事例の調査（有効性と課題の整理） <ul style="list-style-type: none"> (例) マイナンバーカードを活用した避難所の入退所にかかる受付業務の簡素化、避難所外避難者の状況把握など ・被災者支援におけるデジタル技術活用事例の調査（有効性と課題の整理） <ul style="list-style-type: none"> (例) マイナンバーカードを活用した罹災証明書の発行、支援金の給付など <p>(2) 避難所運営等へのデジタル技術活用の検討</p>		
<p>【令和4年度当初予算】 1, 000千円 (前年度当初予算：－)</p>		

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

(意見) 議会からの提言を受けて、予算として計上しており、新規事業の実施として評価できる。マイナンバーカードの普及啓発のために避難所での活用を検討するのはあり方として適切でないという提言時の危機管理監の意見もあったが、場合によっては、試行的にマイナンバーカードを活用した避難所運営の訓練を行うことで結果としてマイナンバーカードを携帯することの意識づけにもつながると考える。また、発災直後のとにかく避難しなければならない場面では、マイナンバーカードを自宅へ取りに行くことが適切でないかもしれないが、例えば、長期の避難生活を余儀なくされた場合に、保険証やお薬手帳としての活用も期待されるマイナンバーカードの活用という側面でも研究を進めていただきたいと考える。

(意見) 災害時の一時的な混乱を少しでも低減させるため、書面での受付と比べてスムーズに行えるよう活用を検討するべきであり、その結果マイナンバーカード普及につながることは好ましいことと捉える。

(意見) 実際にどのような活用ができるのか様々な角度から調査をして欲しい。

Q. マイナンバーカードの普及が進んでいない中どのように調査研究を進めていくのか。

A. マイナンバーカードを活用してどのようなことができるのかという視点で調査研究をしていきたいと考えている。

Q. 例えば、避難所訓練を行う場合に、どの地区でどのように行うのか。例えば、マイナンバーカードを持ってきてくださいと周知してから行うのか。

A. 具体的な避難所運営の方法についてはこれから調査研究を行っていくが、マイナンバーカードを所持していない方が避難してくることは当然念頭に入れて避難所運営を円滑化するにはどうすればいいか検討をしていく。

Q. 調査を進めていくうえで、実際に避難所運営に関する訓練を行うつもりがあるのか。

A. 先進地の事例をしっかりと研究したうえで、使える手法については試行的に行ってみることを考えている

(意見) マイナンバーカードを取得していても、日常的に携帯していない人が多いことも課題になると考えるので、この点も含めた調査研究をして欲しい。

Q. マイナンバーカードの普及率は上がってきており、活用も広がっている。避難所での活用が見込まれることについての情報発信も重要と考えるがどうか。

A. マイナンバーカードを所持していないと避難できないということにはならないように取り組んでいきたい。持って逃げるができない方が多数いることを前提として取り組みたい。

2. 反映状況

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

進捗状況の報告

【進捗状況】

【危機管理課（旧危機管理室）】

避難所運営におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究については、令和4年度から地方公共団体情報システム機構が運用開始をしているクラウド型被災者支援システムと一部重複するところもあり、避難所運営や被災者支援等におけるデジタル技術活用事例に関して、システムメーカーや防災関係のコンサルタント会社にヒアリングを行いつつ、避難所運営等におけるマイナンバーカード等活用調査研究業務委託の発注準備を進めている。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和4年8月定例会議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第22号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第5号)について

【消防本部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

○第2条 債務負担行為の補正(関係部分)

消防車両整備事業について

Q. 自動車メーカーのエンジン認証に関する不正行為の影響で更新が遅れるが、消防活動への影響はあるのか。

A. 本来今年度更新する予定であった車両については、必要な点検をしっかりと行って使用していくため消防活動に支障はないものとする。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

○第3条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和4年11月定例会月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第43号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第6号)について

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

別段の質疑及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和4年11月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第51号 四日市市個人情報保護に関する法律施行条例の制定、及び、議案第52号四日市市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第53号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法等の改正に伴い、職員の定年の段階的な引上げ、役職定年制度の導入等、関係する規定を整備するため、関係する条例の改正及び廃止を一括して行おうとするものであります。

委員からは、市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について、60歳より前に懲戒により給料減額になっている職員が60歳に達して定年延長により給与が7割に減額となった場合の取り扱いを確認する質疑があり、理事者からは、懲戒による減給額は処分時の給料の10分の1以下とすることが原則である。ただし、例えば、60歳に達して給料が7割に減額された場合は、その現に受けている額の10分の1を減給することになるとの答弁がありました。

議案第54号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁

償等に関する条例の一部改正、ないし、議案第57号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第58号 四日市市税関係手数料条例の一部改正につきましては、コンビニ交付サービスの利用促進等を図るため、コンビニ等のマルチコピー機で証明書を取得する場合における手数料を引き下げようとするものであります。

委員からは、コンビニ交付サービスの手数料を下げることにより、手数料収入の増減はどのように見込んでいるのかとの質疑があり、理事者からは、市民課分の手数料と合わせて約230万円の減額を見込んでいるとの答弁がありました。また、委員からは、市民への周知をしっかりと行うべきと考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、ホームページでの周知のほか、リーフレットを作成し周知することも考えているとの答弁がありました。

他の委員からは、コンビニ交付サービスの利用が増えると、市の窓口業務が減ることが予想されるため、人員に偏りが出ないように対応していく必要があるとの意見がありました。

また、他の委員からは、コンビニ交付サービスについて、個人情報について懸念している市民や、市が窓口業務を減らしていくという見方をしている市民がおり、不安の解消に努める必要があると考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、市民の混乱を招かないよう対応していきたいとの答弁がありました。

議案第67号 四日市市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正、及び、議案第74号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議につきましては、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきましては、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和4年11月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第44号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第7号)について

【政策推進部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費 第23目 諸費≫

新型コロナウイルスワクチン接種国庫支出金返還金(過年度国県支出金等返還金)について

Q. 国からの負担金、補助金はいつ入金され、いつまでに返還する必要があるのか。

A. 補助金、負担金の申請時期はそれぞれ異なり、それぞれ申請したもものからその都度入金される。返還については、国の決定があり次第、返還日について連絡があるためそれに従って返還することとなる。

Q. 国から利息の請求はあるのか。

A. 利息は請求されない。

≪歳出第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第4目 予防費≫

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費について

新型コロナウイルスワクチン接種事業費について

Q. 国から特例臨時接種実施期間を令和5年3月31日まで延長することが示されたが、どのような背景があるのか。また、市民にどのように周知を行っているのか。

A. 国からの情報は、知見が整った時点でその都度方針や接種回数更新される。今回も、審議会や分科会等で検討を重ねた結果、当初9月末までの実施期間が令和5年3月31日まで延長された。市としても国の動きに合わせて接種を進めており、可能な限り迅速に情報収集を行い、ホームページでの周知に加え、医師会等の関係機関と連携して、素早く市民に周知できるよう努めてきた。

Q. 令和5年3月31日までに新型コロナウイルスワクチンの初回接種(1回目、2回目)を受けていない人は3回目、4回目の接種を受けることができなくなるため、期間内に初回接種を受けるよう、市民に分かりやすく周知する必要があると思うがどうか。

A. できる限り12月までに初回接種を行うことが国から示されているため、それを目標に周知をしっかりと行いたい。また、少数ではあるが初回接種を受ける人もいるため、一人でも多くの方が初回接種を受けられるよう、集団接種会場の時間延長等による対応を行っている。

Q. 現在の1回目から4回目のワクチン接種率はどうか。

A. 12月8日時点での接種率は、65歳以上では、1回目96.68%、2回目96.3%、3回

目 90.94%、4回目 77.47%であり、全体では、1回目 81.3%、2回目 80.97%、3回目 64.15%、4回目 33.64%である。

Q. ワクチン保管用の冷凍庫について、電気代がかなりかかると思うが、本市の負担になるのか。

A. 電気代は本市の負担になる。庁舎の電気代として一括管理しているため具体的な電気料金は把握していないが、電気代は要していると考ええる。

《歳出第8款 土木費 第5項 港湾費》

四日市港管理組合負担金について

Q. 四日市地区千歳運河緑地整備工事に係る費用が大幅に増額となった要因は何か。

A. 四日市みなとまちづくりプランに掲げられている将来的に目指す姿を描いたパース絵の地区であり、千歳運河の緑地護岸化に取り組んでいる。四日市港管理組合として国へ予算を要望してきた中で十分な予算がついてきたものであり、整備の速度を上げるためのものであると理解している。

(意見) 千歳運河の整備をすべて完了するには相当時間がかかると言われているが、中央通り再編の中でJR四日市駅から四日市港への自由通路の設置を計画しているため、整備の完了時期を少しでも縮められるよう、市としても四日市港管理組合に強く要望し、着実に整備を進めてほしい。

Q. 人件費は増額になったのか。

A. 増額しており、1名増員となった分と、時間外勤務の実績分である。

○第3条 債務負担行為の補正

ロングビーチ公園遊具施設製作設置業務委託費について

Q. 設置予定の遊具の金額はどのくらいのものを考えているのか。

A. どのような遊具を設置するかについては、これからプロポーザル形式により事業者からの提案を受けて決定していく。規模の参考になるよう、資料に遊具のイメージを示しているが、このイメージの遊具は工事費込みで債務負担行為額での設置が可能と考えている。

Q. 平成23年度に「霞★ゆめくじら」を設置した際、近隣の企業から緩衝緑地に人を集める施設を設置するのはどうかとの意見があったが、近隣の企業には説明を行ったのか。

A. 今後、霞ヶ浦緑地を緩衝緑地としている企業に対し周知を行いたい。

定例記者会見等音声ファイル反訳業務について

Q. 市長定例記者会見以外にどのような議事録を作成しているのか。

A. 例えば、市長が各地域で懇談会を行った際にも議事録を作成している。

広報よっかいち作成業務委託について

(意見) 市民から、最近の広報よっかいちが非常に読みやすくなったので今後も頑張っ

てほしいとの声があった。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

償却資産に係る固定資産税について

Q. 補正額4億8000万円のうち、機械器具製造業、電気ガス熱供給水道業、サービス業の分を合計すると約4億2200万円になるが、その他の業種、中小企業の内訳はどうなっているか。

A. 石油化学工業が約280万円増額、食料品製造業が約330万円増額、運輸通信業が約340万円増額となっており、中小企業等で約6100万円減額となっている。

《歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費 第7目 財産管理費》

《歳出第2款 総務費 第1項 総務管理費 第23目 諸費》

○第3条 債務負担行為の補正

○第4条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【消防本部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第9款 消防費 第1項 消防費 第1目 常備消防費》

燃料費、電気料金について

Q. 燃料費について、救急出動件数は例年と比較してどの程度増加しているのか。

A. 10%程度増加する見込みである。

Q. 消防本部等の庁舎のうち、電力入札を行っているのはどの施設か。

A. 消防本部・中消防署庁舎、中央分署、北消防署は高圧の電力を使用する施設であり、今まで電力入札を行ってきた。新しい南消防署も今後電力入札を行う予定である。その他の規模の小さな消防分署は低圧の電力を使用しており、本市の他の施設と合わせて行財政改革課で一括して電力入札を行っている。

《歳出第9款 消防費 第1項 消防費 第3目 消防施設費》

消防出張所整備事業について

Q. 南消防署西南出張所の移転予定地は小山田記念温泉病院のすぐ近くだが、入院患者も多く、サイレンを鳴らす際に配慮が必要ではないか。

A. 現在、小山田地区への救急出動件数が年間200件ほどであり、そのうち3割程度が小山田の病院等の施設へ向けて出動している。西南出張所からの救急出動件数は600件ほどを見込んでおり、件数等の説明もしながら病院、施設等へ理解を求めていきたい。また、サイレンの音量を抑制する装置もあるため、夜間等にはこれを活用しながら

ら配慮を行っていききたい。

【総務部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪ 歳出第1款 議会費 ～ 第10款教育費 ≫

人件費の補正について

Q. 人件費補正の主な要因について、当初予算の積算人数と実際に配置した職員数の差による3億8000万円という減額は例年と比較してどうか。

A. 年度ごとに差はあるが、今年度については例年並みか少し多い程度と認識している。

Q. 特に、民生費、衛生費の減額が目立ち、コロナ禍の影響もあると考えるが、実際に人員が不足しているという現状について、今後どのように改善していくのか。

A. 採用試験の時期を前倒して、2回実施するなど、採用の機会を増やすとともに、市独自の試験科目の見直し、インターネットでの申し込みへの変更など受験者の負担軽減に努めてきた。また、保護者向けの説明会の開催や、近隣の大学、高校への案内、転職フェアへの参加など、人材確保に向けて取り組んでいる。

Q. 慢性的な人員不足という課題の解決のため、今までの常識にとられない方法で取り組む必要もあると考えるが、何か考えはあるか。

A. 行政のデジタル化、情報化によって業務効率化を図るとともに、以前よりも雇用が流動的になっていることから、4月採用という基本にとられず、随時的な採用も将来的には検討する必要があると考えている。また、病気等で長期休暇となっている職員のサポートをしっかりと行い、採用した職員が長く勤められるような体制も今後検討していきたい。

(意見) 人員がどうしても必要な部署もあるため、人口減少のなかで、人員確保に向けて旧態依然ではなく、知恵を絞って取り組んでほしい。

Q. 職員の懲戒処分等による給与減額分は、無給又は給料減額される育児休業等の新規取得分による減の中に含まれるのか。

A. 育児休業や、病気休暇により無給又は給与減額となる分を示しており、今回の補正予算において、懲戒処分による給与減額等は含まない。

(意見) 報道を見ていると市職員や教員、議員など、公務員による刑事事件が目立ってしまうが、未然に防ぐための研修やモラルリテラシーの形成が大きな課題である。市民の信頼回復のためにできることを検討すべきと考える。

○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【議会事務局・経過】

○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和5年2月定例会議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第78号 令和4年度四日市市一般会計補正予算(第8号)について

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

≪歳入全般≫

別段の質疑及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和5年2月定例会月議会）

総務常任委員会に付託されました3議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第91号 四日市市企業版ふるさと納税基金条例の制定について、委員からは、寄附が集まらなければ基金を設置しても意味がないので、魅力的な寄附対象事業を構築するとともに、それを企業に売り込んでいくための営業力を備える必要があると考えるがどうかとの質疑があり、理事者からは、企業から寄附を幅広く受け入れるための包括的な事業の他にも、企業が寄附したくなるような魅力的な事業の構築も必要と認識している。来年度はふるさと納税・シティプロモーション戦略プロデューサーの新しい知見も生かしつつ、また、企業訪問については商工農水部とも連携しながら全庁的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、事業実施のための会社を設立している自治体もあるので、そうした事例研究もしてほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、寄附対象事業には様々な総合計画関連事業があるので、市長自らが営業活動を行って寄附を募るといった視点でも取り組んでほしいとの意見がありました。

議案第92号 四日市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、及び議案第93号 四日市市公益

的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました3議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和4年度人権施策推進懇話会及び令和4年度同和行政推進審議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和5年2月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第79号 令和5年度四日市市一般会計予算

【政策推進部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

ふるさと応援寄附金事業費について

- Q. 電子返礼品を新たに加えるとのことだが、寄附額に応じてポイントを付与するものか。
- A. そのとおりであり、例えば、寄附額の3割を上限に寄附者の携帯端末に返礼品相当金額がチャージされ、本市での消費に利用してもらう仕組みを考えている。
- Q. 電子返礼品を使った返礼品メニューは何種類くらい想定しているのか。
- A. 業者の選定や返礼品の価格設定はこれから行うため、具体的なことはまだ決まっていない。
- Q. 本市を訪れ滞在し体験してもらえるようなサービスとは具体的にどのようなものか。
- A. 例えば、ビジネスで来訪される方が宿泊代や飲食代として、また、地場製品の購入に使用していただけるものを想定している。
(意見) ぜひ使い勝手のいい仕組みを考案してほしい。

ふるさと納税・シティプロモーション戦略プロデューサーについて

- Q. 戦略プロデューサーの内定を知らせる報道発表には、合格者に関する取材については、合格者本人への意志確認を行った以後になるとの記述があったが、それでは意気込みが足りないのではないか。
- A. 任命は令和5年4月1日であり、現在はあくまで内定段階である。現段階では正式に採用されていないためこのような表現となっているが、職務への意欲を持ち合わせた人物であると考えている。
(意見) 期待が大きい反面、報道発表の仕方に意気込みを感じない。
(意見) 市民であっても本市の地場産品等を知らない人もいる。県外の人物が戦略プロデューサーに採用されれば、市民とは違った視点で対策を講じることもでき効果的だと思う。
- Q. 戦略プロデューサーに期待することとして、既存の取組にとらわれず、新たな提案ができることとあるが、戦略プロデューサーからの提案に対し、市は柔軟に対応できるのか。
- A. 返礼品については、総務省の示す基準に従う必要がある。戦略プロデューサーに期待することは、新たな視点で既存の地場産品の魅力向上や発掘、ポータルサイトを利

用した市外の人への情報発信等であり、それに対して、市も一緒になって取り組んでいきたいと考えている。

Q. ガソリンを返礼品とするなど、目を引く取組を行っている自治体もある。本市にも石油化学コンビナートがあるので、そういった視点を持って、戦略プロデューサーの提案を既存の価値観で排除することなく、後押しできるよう全庁的に協力していくべきではないか。

A. 戦略プロデューサーが能力を発揮できるよう、ふるさと納税推進室を中心に、全庁的にバックアップし、積極的に取り組んでいく。

Q. 令和5年度ふるさと納税の収入見込み額の根拠は何か。

A. 令和4年6月定例月議会において、ポータルサイトを1つ増やすための補正予算案を上程した際に、当初寄附受入れ見込み額の約1.5倍程度を見込んだ。令和5年度はさらに2つのポータルサイトの追加などの実施を考えており、令和4年度の収入見込み額8500万円の1.5倍程度の1億2900万円とした。さらに取組を強化し、この額を超えられるよう努力していく。

Q. 戦略プロデューサーによる効果は見込んでいないのか。

A. 戦略プロデューサーによる効果は数値化しにくいのが、1000万円の報酬で採用することから、約2.5倍の効果を増収分に見込んでいる。

(意見) 成果が得られない場合、戦略プロデューサーの交代が必要となることも考えられる。戦略プロデューサーによる効果を厳しく検証する必要がある。

Q. ふるさと納税推進室において、戦略プロデューサーはどのような立場なのか。

A. 戦略プロデューサーは次長級であり、上司は政策推進部長である。ふるさと納税推進室は室長以下、市の職員を配置することになるが、戦略プロデューサーはふるさと納税推進室とタイアップして職務を遂行する。

Q. 戦略プロデューサーと部局がうまく連携できず、効果が発揮できない事態を危惧する。また、新たに開発した返礼品を出していける時期は、早くて秋頃となるが、その場合、戦略プロデューサーの仕事の成果をどのように評価するのか疑問が残る。戦略プロデューサーは具体的にどのように働き、どう結果を残していくのか。

A. 戦略プロデューサーの席はふるさと納税推進室内に設ける。現在、月に1回、二役を含むふるさと納税関係部局による会議を開催しており、戦略プロデューサー採用後もこの会議を継続し、その中で返礼品の開発やPRなどについて検討することになる。その際には、戦略プロデューサーの柔軟な発想を損なうことなく、十分に能力を発揮してもらえるよう努めていく。

(意見) 現状では戦略プロデューサーの働き方が見えてこない。成果を確認するためにも、定期的に議会への経過報告を求めたい。

魅力収集発信事業費について

Q. 先日、NHKで本市出身アーティストや本市の紹介を2週続けて放送していたが、市で広報は行ったのか。

A. このNHKの番組については、観光交流課が関わる四日市フィルムコミッションが取材協力を行った番組であり、現在、ホームページで「メディア出演情報」として紹

介しているが、シティプロモーション部との連携が十分でなかったため、広報が行えなかったと反省している。

(意見) この番組は、東海北陸のエリア番組で、名古屋圏を意識するなら広報すべきだったので、積極的に広報しなかったのはもったいない。令和5年度も魅力発信をしていくのであれば、それが市民、もしくは名古屋圏に届くようにしてほしい。

Q. 全国区のメディアの活用についてはどのように考えているか。また、情報発信のために、積極的に全国区のメディアに対して売り込みを行うべきと考えるがどうか。

A. 東海エリアの西の中核都市として存在感を高めることを目標に、名古屋圏における本市の魅力発信事業を展開している。今年度実施した「どうする四日市キャンペーン」では多くのメディアに取り上げてもらい、本市に対する一定の認知を獲得したと感じている。この成果を一過性のものとせず、次年度の事業につなげていきたい。今までもCTY、三重テレビと放送圏域を拡大してきたが、在名テレビ局にもアプローチしつつ、SNSやラジオなども複合的に使った情報発信に取り組む。また、東京事務所やシティプロモーション部と連携し、引き続きイベントなどの機会を捉えて本市の魅力について売り込みを行っていく。

Q. 採用するかどうかはテレビ局の判断だが、売り込んでみないと何も始まらない。行動して実績を積んでいくことも必要と考えるがどうか。

A. この度任用する戦略プロデューサーは、シティプロモーションに関する役割も担う。ふるさと納税に係る事業を推進するためには首都圏でのPRも重要であるため、メディアの活用を含めた本市の魅力発信についても戦略プロデューサーと連携して取り組んでいく。

(意見) 積極的な売り込みを行うことで、メディアと本市の関係がより良い方向に変わってくるかもしれない。ぜひ挑戦してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

四日市マリッジサポート事業費について

Q. 国の結婚新生活支援事業を利用せず、市単独で事業化した理由は何か。

A. 国の事業には支給対象の夫婦に所得制限があること、市が事業化した場合、必ずしも全額が補助対象として認定されるわけではないこと、申請する夫婦にとって提出する資料が多くなることなどを考慮して、市単独での事業とした。

Q. 南伊勢町は婚姻後3年以上定住する方を対象としているが、本市は2年である。この根拠は何か。

A. 既存の定住促進として実施している住み替え支援事業の要件に合わせて2年とした。

Q. 現金での給付だけでなく、その他の方法も組み合わせはどうか。

A. まずは現金給付を進めていくが、引き続き、結婚生活の支援となる方策は検討していきたい。

(意見) 例えば、市営住宅への入居等で優遇するなど、現金給付に加えてインセンティ

ブを組み合わせることも検討してほしい。

Q. 効果検証はいつ実施するのか。

A. 3年程度で区切って検証したい。

(意見) 効果がない事業を続けても意味がないので、検証をしっかりと行ってほしい。婚姻数をどの水準まで回復させるかなど、目標を持って取り組んでほしい。

Q. 申請から給付までにかかる時間を確認したい。

A. 申請は婚姻届出日から6か月以内にしていただくことが要件となる。給付については、申請が集中すると時間を要することも考えられるが、なるべく早期に給付できるように努める。

Q. 2年以上定住することが要件だが、どのように判断するのか。

A. 申請書の添付資料として2年以上定住する意思がある旨の宣誓書を提出してもらう。

Q. 再婚の場合も対象となるのか。

A. そのとおりである。

大学設置調査検討事業費について

Q. 大学設置に向けた基礎調査について、対象者や設問内容をどのように決めるのか。

A. 県立大学の設置に向けて県が県内の学生に行った調査と設問が被らないようにしたり、他市の事例なども参考にしながら、有識者会議の意見を聞き、内容を決めていきたい。既に国立大学協会に相談を行っており、年度当初から動き出せるように調整を行っている。

(意見) 正確なニーズの把握が重要だと思うので、丁寧に基礎調査を進めてほしい。

Q. 大学設置に向けた有識者会議は4回予定されているが、開催時期はいつか。また、アンケートを取りまとめ、大学の方向性や大学名等も示していくのか。

A. 資料で示しているように年に4回程度開催し、その中で大学名等も示せるところまで話を進められる可能性もあるが、まずはあらゆる手法の中で市立、国立、県立、私立など、年度内を目標に設置主体やスケジュール、大学像についてとりまとめていきたい。

(意見) 単一の大学を誘致するという手法だけでなく、複数の大学の学部が集まった複合的な学術機関とすることも検討してほしい。

産学官連携事業推進費について

Q. 産学官連携調査研究費について、現在は三重大学や東京大学との連携だが、その他の市内の大学なども調査の対象になるのか。

A. 他大学も対象となる。

Q. 本事業について、大学側と情報共有する機会はあるのか。

A. 三重大学、東京大学とは定期的に情報共有する機会がある。四日市大学や四日市看護医療大学とも意見交換の場はある。

Q. ユマニテク短期大学も含めて情報提供、連携すべきではないか。本事業のこれまでの成果も分かりづらい。分かりやすく情報発信する必要があるのではないか。

A. シンポジウムを開催するなどの工夫はしているものの、研究成果が分かりにくいこ

とは課題と捉えている。

Q. 新たに大学を設置しようとしている中、市民にも大学との連携の意義が伝わっていないと感じる。連携によって本市にどのようなメリットがあるのか、また本市が何を提供できるのかを研究するためにこの予算は幅広に使われるべきであり、その成果が報道等で取り上げられれば理解も進むと考えるので、引き続き意欲的に取り組んでほしいがどうか。

A. 大学設置も含めて、産学官連携は本市が発展していくためには必要なものと考えているので、既存大学とも意見交換し推進していきたい。

Q. 過去に、三重大学北勢サテライトと三重大学本部で情報共有できていなかったことがあった。うまく連携できているのか。

A. 定期的に意見交換しており、最近では、三重大学としてもカーボンニュートラルへの対応等について、本市の企業との連携方法を模索しているとのことなので、行政も間に入って産学連携につなげたいと考えている。

(意見) 本市では大学設置も検討しており、少子化が進む厳しい社会情勢の中では、大学との信頼関係が重要である。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

国際交流事業費について

Q. 姉妹友好都市交流事業の訪問団の相互派遣について、いつ、どのくらいの規模で実施するのか。

A. 新型コロナウイルスの影響も考慮し、市長、議長、随員職員の最低限の人数でロングビーチへの訪問を考えている。また、ロングビーチ市長の本市訪問については、B-1グランプリの開催される秋頃を想定している。

《歳出第4款衛生費 第1項保健衛生費 第4目予防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

みなとまちづくり協議会負担金について

Q. 令和4年度に開催したYOKKAICHI BAURA ミーティングは盛況だったが、パンまつりによる集客効果が大きかったように感じる。第2回はどのような内容にしていくのか。

A. パンまつりや漁協の即売会は有効なコンテンツであると考えている。第2回の詳細内容はまだ決まっていないが、SUPをはじめマリナクティビティは続けていきたい。キッチンカーやパンまつりなどもみなとまちづくり協議会の中で検討していきたい。本事業の狙いは、販売や体験を通じて四日市港四日市地区の活用方法を探っていくことであり、単発のイベントだけでなく、恒常的な活用方法を探していきたい。

Q. YOKKAICHI BAURA ミーティングの来訪者の内訳を確認したい。

A. アンケートへの回答数が少なかったが、アンケート調査の結果等から、市民が多かったと認識している。

(意見) 市外の人に来てもらうことも重要である。周知を広げることで、今後の展開も

広がると考える。

四日市港管理組合負担金について

- Q. 花火大会の中止について、霞ヶ浦地区の物流ターミナル整備と関係はあるか。
- A. 花火大会については、新たにターミナルを整備することでさらなる貨物量の増加が見込まれる中、花火大会が物流活動に影響を与えること等から会場変更の要望が出されており、実行委員会において別の会場で開催の可能性を検討している状況である。
- Q. 物流ターミナル工事は土日も行われるのか。
- A. 原則、日曜日は休みである。土曜日は4週のうち2週は工事を休むことになっているとのことであるが、工事の進捗などによっては行うこともある。
- (意見) 花火大会の中止に地元からは落胆の声が上がっている。続ける方策も検討してほしい。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費＞

フリーアドレスの試行的導入事業費について

- Q. 令和5年度に試行的に導入することだが、いつから、どのぐらいの期間行うのか。
- A. 夏頃にはフリーアドレスを導入したレイアウトを配置して試行を実施していくとともに、翌年度にかけて効果検証を行っていききたい。
- Q. 執務環境の整備に係る先進事例の研究について、既に研究を行ったり、今後研究しようと考えているところはあるのか。
- A. 神戸市等に赴き事例研究を行った。引き続き民間事例も検討して実際の什器類の配置につなげていきたい。
- Q. 商業労政課、工業振興課で試行的に導入することだが、レイアウトのイメージはどのようなものか。
- A. 2課を合わせ、その中にフリーアドレスを一体的に構築するレイアウトを考えている。
- Q. 2課で試行的に導入した後の考え方を確認したい。
- A. まずは2課で導入してみて、効果検証の中で課題等を確認し、他課でも導入できるようなのであれば導入していききたい。一方で導入が難しい課もあると考えるが、そういった課においても、フリーアドレスまではいかなくとも、効果検証するなかで良かった点があれば取り入れていきたい。
- Q. 総合計画には重点的横断プランがあり、部局を超えて新たな発想を生み出すために

も、そういった部分にフリーアドレスを導入すべきだと考えるがどうか。

- A. 部局を横断してのフリーアドレスについては難しい部分もあると考えるが、部局間の連携についても課題を整理していきたい。
- Q. 2課の限られたエリアだけでフリーアドレスを導入すると他部署への導入が波及しない可能性がある。フロアをまたげるような場所で交流スペースのような場所を用意することで、部局を横断した交流が生まれると考えるが、今回の予算の中でそういった取組は可能か。
- A. 当予算ではそこまで想定していないが、今後効果検証していく上で、部局やフロアを超えたフリーアドレス導入の可能性についても研究していきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第3目恩給及び退職年金費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

行政手続オンライン化事業費について

- Q. 書かない窓口について、一部の窓口で試験的に導入することだが、具体的にどの窓口で行うのか。
- A. 国においても書かない窓口のクラウドサービスを今年の夏頃に試験的に公開する予定なので、そういったシステムの内容等も含めて、こういったタイミングでどこに導入していくのか令和5年度に研究していきたい。
- Q. 書かない窓口について、デジタル田園都市国家構想交付金の活用を検討するのか。
- A. この交付金については情報収集も行っており、活用できるものであれば十分活用していきたい。
- (意見) デジタルデバイド対策に係るサポート人材の育成について、誰一人取り残さない優しいデジタル社会構築のためにも、サポート人材になることのメリット等について周知し、育成人員を拡大していただきたい。
- Q. LINE公式アカウント運用管理及び拡張費について、プッシュ型の配信機能については検討しているのか。
- A. 現時点で具体的なものはないが、プッシュ型配信については今後メジャーになってくるものと認識しており、内容について検討していきたい。
- (意見) 令和5年度において先進事例を研究し、一歩進めてほしい。
- Q. スマホ教室の開催については、市民生活部でも同様のものを集会場等で開催しているが連携できているのか。
- A. 同様の内容を行っても無駄になるので、内容についても市民生活部等と一緒に考えるなど連携していきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

投票率の向上対策について

Q. 本年4月の統一地方選における投票率の向上対策を確認したい。

A. 投票率向上対策としてはまずは啓発である。広報よっかいち3月下旬号で選挙特集を組んだほか、今回新たにCTYで5分間番組を放送する。また15秒間のYouTube広告、ホームページでのAIチャットボットの導入、公用車をはじめ郵便車両80台への選挙広報用マグネットシート貼り付けなどを行う予定である。さらに、街頭啓発として、トナリエ四日市の4階で模擬投票やポスター展を開催し選挙への関心を引き起こす取組を2月に行うなど、様々な方法で選挙啓発に取り組んでいる。

Q. YouTube広告についてはどの辺りをターゲットにしているのか。

A. YouTubeにログインした際にその方の地域情報がGoogle側で分かるので、その仕組みを用いて三重県でYouTubeを視聴している方を対象に選挙啓発としての広告を行う。

Q. 四日市市で視聴している方に絞って広告できないのか。

A. 可能か確認した上で対応していきたい。

(後日確認した結果、地域ターゲティング機能により対応できることが分かった。)

投票所について

Q. 今回の統一地方選挙に係る投票所について、マスク着用等の対策や新たに工夫した点はあるか。

A. まずマスクの着用について、従事者、投票管理者は着用するが、有権者については個人の判断に任せる方針である。また、今回新たに聴覚障害者への対応として、耳マークを表示して筆談も可能である旨をお知らせしたり、コミュニケーションボードや選挙支援ボード等を活用したりして対応できるようにし、併せて事務従事者向けマニュアルに記載し適切に対応を図れるよう準備を進めている。

《歳出第2款総務費 第5項統計調査費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【危機管理統括部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

被災者支援業務効率化検討業務委託について

Q. 本事業では、業務内容ごとに各部局が作成しているマニュアルを整理する中で一本化し、共有していくのか。

A. 被災者支援に係る業務は多岐にわたるため、業務や体制の見直しを行っていく。マニュアルを一本化することが理想であると考えているので、できるだけまとめていきたい。

(意見) 各部局がお互いの動きを理解しておくことは重要だと思うので、できる範囲でまとめていってほしい。

Q. 本事業の中で検討するシステムについて、業務の効率化・迅速化につながるシステムと本市の特性に適應するシステムは同じシステムを指すのか。

A. マニュアルや体制を整理する中で一つのシステムにするのか、別々のシステムにするのか、適した手法を検討していく。

Q. システムの導入時期はいつ頃を想定しているのか。

A. 令和7年以降の見通しだが、なるべく早期の導入を目指したい。

(意見) なるべく前倒して防災のデジタル化を推進し、業務の効率化につなげてほしい。

緊急地震速報端末の設置更新について

Q. 緊急地震速報端末を設置する施設に、多くの人が集まる文化会館や四日市ドームが含まれないのはなぜか。

A. 近年ではスマートフォン等で緊急地震速報が受け取れることも考慮して、緊急地震速報端末を導入するのか、他のもので代用するのか検討を重ねてきた。小中学校のようにスマートフォン等を身近に置いておけない施設や、病院や消防など速報を聞いて即座に行動に移す必要がある場所等に配備することとしている。

Q. 四日市市総合体育館では携帯電話の電波を受信しにくい。スマートフォンで緊急地震速報を受信できるか不安だがどうか。

A. 更新に当たっては、各施設の状況を踏まえ緊急地震速報端末設置の必要性を整理してきた。その中で、緊急告知ラジオで代用することとした施設もあり、その場合は各施設において緊急告知ラジオの購入費を予算要求している。

Q. 運動施設において、スポーツをしている際にはスマートフォンを持っていないことも想定される。また、保育園や幼稚園には設置する一方で、病児保育施設には設置されないなど、設置施設に一貫性がないように感じられる。設置施設について、さらなる精査が必要ではないか。

A. 福祉施設への設置についても検討を行っており、職員が携帯電話を所持していることから、緊急地震速報端末は不要との結論に至った。緊急地震速報の受信方法は、携帯電話、緊急告知ラジオ等を組み合わせて、施設管理者に検討いただいている。

(意見) 設置施設の追加での精査が必要であると感じる。

Q. 緊急地震速報端末によりいち早く情報を得られることを、いかに命を守ることにつなげるかが重要である。設置施設の検討に当たっては、そのことも考慮すべきである。また、数秒間の猶予を活用して何ができるのか、危機管理統括部から設置される施設に情報提供すべきと考えるがどうか。

A. 小中学校等では速報を聞いて行動に移す訓練をしていることから、有効に活用されるものと考えており、導入後には再度周知して実効性を高めていきたい。

Q. 給食センターへの設置は考えていないのか。給食センターでは調理用の火を消すなど、早く情報を得られるメリットを活用できるのではないか。

A. 給食センターへの設置は検討しなかった。

Q. 一括で購入するスケールメリットはあるのか。

A. 追加で購入する場合でも単価はほぼ変わらない。

Q. 設置施設の見直しや追加設置を検討する考えはあるか。

A. 県は庁舎や県立学校のみを設置しているほか、更新に当たっては緊急地震速報端末を設置せず、防災情報無線で緊急地震速報を流すこととした自治体もある。今後も増設の是非について検討を続ける中で、必要であれば補正予算や令和6年度予算等で対応していきたい。

(意見) 本市は税収に恵まれており、単純に他市町と比較することはできない。市民の生命と財産を守るため、検討を続けてほしい。

津波避難ビル実態調査業務委託について

Q. 840万円の委託費をかけて調査を行う理由は何か。

A. 今後津波避難ビルになりえる建物を含めて津波避難ビルの分布状況等を調査するものである。現地に赴き、相手方とコンタクトをとるなど、手間のかかる業務を委託することになるため、人件費が多くを占める。

Q. 危機管理統括部の業務が忙しいことは理解しているが、業者に任せるだけでなく危機管理統括部が現地に足を運び、調査すべきではないか。

A. 津波避難ビルの周知が足りないとの指摘も地域から上がっており、市としても調査だけでなく、地域に出向いて訓練に参加するなど、現地での活動も併せて実施していきたい。

(意見) 本事業をコンサルティング業者に委託する理由が弱いように感じる。市の担当部局としての知見を出して、地域の意見も聞きながら、実態に合わせて津波避難ビルの指定を進めていくべきである。

緊急告知ラジオ購入補助金について

Q. 市のホームページには緊急告知ラジオの購入補助申請の受付停止のお知らせがいまだに表示されている。申請の受付停止期間は令和5年3月31日までとあるが、4月以降は再開できるのか。

A. 世界的な半導体不足等により、生産が不安定な状況である。在庫の確保に奔走しており、販売事業者によると、新年度には一定数の在庫が確保できるとのことである。ホームページのお知らせも4月には更新する予定である。

Q. 申請件数の見込みはどうか。

A. スマートフォンを所持していない避難行動要支援者分として75台、一般向けに125台の計200台を見込んでいる。

Q. 補助割合等は令和4年度と変わらないか。

A. 補助割合はこれまでと変わらない。ただし、ラジオの定価が1万4500円から1万8590円に値上がりする見込みであり、これに伴い、自己負担額も要支援者は1400円から1790円、一般の方は4800円から6190円となる。また、納期については、現在でも3か月程度かかるが、しばらくは不安定であるものの12月頃には安定してくると聞いている。なお、令和4年度に予定していた指定避難所への緊急告知ラジオの配備が実現できなかったことから、令和5年度予算において進めたい。

Q. 今回示された予算案は値上げを考慮しているのか。

A. 値上げ後の価格をもとに計算している。

防災倉庫備蓄品等整備事業費について

Q. 避難所資機材として購入するプライベートルームは同等品と比較して高額であるが、選定理由を確認したい。

A. プライバシーを守れるかという点で選定しているので、形状等だけで見ればさらに安価な商品もあると思われる。

(意見) 生地の厚みや透過防止等の機能のことや備蓄を始めた当初は同様の商品が少なかったなどの事情があったかもしれないが、今後は研究が必要である。

Q. 段ボールベッドの備蓄を進めているが、最近では発泡スチロール製の簡易ベッドもある。こういった商品の備蓄は検討したか。

A. 水分にも強く、強度も確保されるものとして注目している。決算審査において、有事の際の段ボールベッドの確保について指摘されたことを受け、解決策を検討する中で、ある事業者から発泡スチロール製のベッドを寄附いただく運びとなった。その事業者とは、今後協定を結ぶこととなっている。

(意見) 水害にも対応可能で、簡易に組み立てられる利点もあるので、取組を進めてほしい。

避難施設等整備事業費について

Q. 避難所での情報収集のために、指定避難所に公衆Wi-Fiの整備を行うとのことだが、スマートフォンを充電するための充電機器についてはどうか。

A. 現時点でスマートフォンの充電機器を備蓄する予定はないが、災害時の通信の重要性は認識しており、調査を進めたい。

(意見) 過去の災害における避難所の様子からも、必ず必要になると思うので検討を進めてほしい。

福祉避難所について

Q. 国が示した福祉避難所の確保・運営ガイドラインでは受入れ対象者の福祉避難所への直接避難を呼びかけていると理解している。本市にある福祉避難所に対して、指定福祉避難所としての協力を求めていくべきではないか。

A. 健康福祉部とともに、福祉避難所に指定されている施設と協議を行い、各施設が感じている課題や不安を聞き取ったところである。一次避難所として避難者が一斉に来た場合、現在の人員で対応可能かなど課題もあるが、関係部局とともに取り組んでいきたい。

Q. 課題もあるが、取り組んでいかなければならない問題である。最終的には個別避難計画に落とし込んでいくことになるのか。

A. 避難行動要支援者の見直し連携推進会議を健康福祉部、市民生活部、危機管理統括部で連携して実施しており、そこで検討を重ねている。また、福祉避難所についても

議題としている。

Q. 福祉避難所のハード整備に関する支援も検討してはどうか。

A. 福祉避難所の意見も聞き取りながら議論していきたい。

(意見) 福祉避難所のニーズを把握して、支援を検討してほしい。福祉避難所への直接避難ができるよう引き続き取組を進めてほしい。

地域防災取組支援事業費について

Q. 地域における防災活動の中核を担う人材の育成や防災体制の整備など、地域防災の取組を支援するとあるが、どのような支援を行うのか。

A. 地区防災組織への財政的な支援として、ソフト、ハード両面の補助金を設けているが、ハード面の補助金については使いにくいとの指摘もあった。また、補助金に関して不公平感を訴える声もあるため、補助金の見直しを行っている。

Q. 地域によって防災組織も様々であり、形骸化している地域もある。地域ごとの特性に応じた支援が求められるのではないか。

A. 防災大学やステップアップ講座、防災・減災女性セミナーの開催を通じて、地域防災を担う人材の発掘にも取り組んでいく。これまでよりも積極的に地域に入っていく、情報提供等を行うことで、担い手不足などの課題について、地域と一緒に考えていきたい。

(意見) 人材確保、育成が最も難しい課題であり、その解決には危機管理統括部によるアドバイスなどが重要である。

防災訓練等における補償について

Q. 防災訓練の参加者がけがをした場合の補償内容はどうなっているか。

A. 防火防災訓練災害補償等共済制度の対象は、市及び消防機関が主催した防火防災訓練や、地域内の自主防災組織や町内会等が主催する防火防災訓練で、事前に市又は消防機関へ訓練計画書を提出して市又は消防機関が認めたものであり、補償内容は、損害賠償死亡一時金が一人 5000 万円を限度、損害賠償傷害一時金が、等級にもよるが、一人 5000 万円を限度にてん補する。また、入院療養補償は1日 3500 円(90 日を限度)、通院療養補償は1日 2500 円(事故発生日から 90 日以内)、休業補償は1日 3000 円(90 日を限度)などとなっている。

Q. 防災訓練には、消火活動等に慣れていない市民が参加する。消防ホースから放水する際、ホースが激しく動いてけがをしたり、土嚢を積む訓練でも杭を打つ際に誤ってけがをする恐れがある。けがにより仕事を休まざるを得なくなった場合、休業補償が少ないと考えるが、補償内容を充実させるべきではないか。

A. 地域の自主防災組織や自治会等が行う訓練は、共助としての位置づけと捉えられており、現在の補償内容になっている。

(意見) 共助としての活動であることは理解できるが、地域が集まって市を形成しており、各地域が自らの地域を守ろうと行動する意義は大きい。自治会が別途費用負担して補償を追加しているケースもあり、各地域の負担軽減のためにも補償内容の充実を検討してほしい。

- Q. 防火防災訓練災害補償等共済制度は、掛け金を増額して補償内容を充実させることができるのか。
- A. 同共済制度は日本消防協会が運営しており、補償内容を変更することは難しいと考える。
- (意見) 市民が安心して防災訓練に参加できるよう、補償内容の充実について検討を行うよう、強く要望する。

家族防災手帳のリニューアルについて

- Q. 家族防災手帳の改善点はどこか。
- A. 南海トラフ地震臨時情報や分散避難等の新たな避難の考え方、災害時における情報取得手段、マイタイムライン、新しい防災対策の仕組みなどを取り入れて、大幅にリニューアルする予定である。
- (意見) 現状の家族防災手帳はよくまとまっているが、各家庭で話し合い、避難経路や集合場所などの情報を書き込むことを前提としたレイアウトでもよいと思う。
- Q. 前回作成した際には全戸配布としたが、今回はどのように配布するのか。
- A. 前は津波避難マップと一緒に全戸配布した。現在、統合版ハザードマップの作成を進めており、それと併せて配布方法についても今後検討していく。
- Q. 防災対策に必要なツールなので、全戸配布の方向で検討すべきではないか。
- A. 防災に関する情報は日々変わっていく。正しい情報を正しい時期に発信することが重要であり、配布する手法やタイミングを見定めている。
- (意見) 紙媒体での配布がいいのか、電子媒体での提供がいいのかしっかり検討してほしい。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第4目水防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【消防本部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目日常備消防費》

救急業務高度化事業費について

- Q. 救急映像等伝送システムについて、映像を受信するモニターを市立四日市病院、三重県立総合医療センター、四日市羽津医療センターに設置するとのことだが、その他の医療機関ではこのシステムを活用できないのか。
- A. その他の医療機関については、モニター設置などの課題もあるため、従来どおり携帯電話等で情報伝達を行う。
- Q. 実証試験を行っていない三重県立総合医療センター、四日市羽津医療センターについては、そのまま導入するのか。
- A. 両医療機関とも、本年4月から半年程度実証試験を行い、10月頃を目途に本格運用を行う。

救急ワークステーションについて

Q. 救急救命士の再教育は総務省消防庁の通知に基づき、医療機関での研修を主として2年間で128単位(時間)以上の取得が必要とされているが、市立四日市病院に派遣された救急救命士の研修時間は126時間であり不足している。この不足分をどのように補っていくのか。

A. 総務省消防庁の通知に基づき、シナリオトレーニング等の教育プログラムの受講により128時間を確保していく。

Q. 四日市羽津医療センターでも救急ワークステーションの設置を検討していくのか。

A. 令和4年度に四日市羽津医療センターと設置について協議を行ったが、医師や受入れ施設の問題等により設置は困難であるとの回答であった。ただ、救急救命士が個別に行く病院実習については協力できるとのことだった。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

防災教育センターリニューアル事業費について

Q. 防災の取組は年々変化していくが、それに合わせてマッピングシアター、災害連鎖シアターなどのコンテンツをリニューアルしていくことは可能なのか。また、コンテンツの選定はどのように行うのか。

A. 可能な限り更新ができるようなコンテンツとしていきたい。また、現在導入を進めているコンテンツについては防災教育センターリニューアル検討委員会でワーキンググループを立ち上げ検討しており、危機管理統括部も参画している。今後、コンテンツの更新については危機管理統括部と連携をとり検討していきたい。

(意見) 防災に関する最新の取組も参考にして、市民が飽きることなく常時来館してもらえるよう取り組んでほしい。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

BPRによる業務分析・改善経費について

Q. 令和5年度は財政経営部、環境部、商工農水部を実施想定部局としており、令和6年度は業務のタイプが異なる部局で行うとのことだが、具体的な部局は決まっているのか。

A. 令和6年度の実施部局については、まだ庁内調整を行っておらず想定となるが、戸籍、住民基本台帳に係る業務、国民健康保険や介護保険などの保険業務、福祉の申請業務など、全国一律的な業務で他自治体と比較がしやすい業務を持つ部局で実施したいと考えている。

Q. 書かない窓口についてもBPRとの関連性があると考えてるので、総務部とも連携して進めてもらいたいがどうか。

A. 来年度からスタートする行政改革プランでも窓口業務についての取組を挙げているので、各課と連携して市民サービスの向上に向けて取り組んでいきたい。

(意見) BPRというと職員の業務改善や効率化、コスト削減に目が行きがちだが、その中に市民の利便性の向上の視点もしっかりと入れて進めてほしい。

Q. 専門性が必要な業務、リスクの低い業務などを外部に出して、市役所の業務をスリム化するというのも一つの考え方であるが、これまでの決算で人件費にかかる総経費に注目しているものの、改善が思ったほどされていないという認識である。

BPRを進めるに当たっては、業務を外部に出して効率化を図るということにとらわれず、職員が行う方が事業の効果や効率、コスト的にもメリットがあるならば、職員を増やして内製化という選択肢も検討するべきと考えるがどうか。

A. BPRにおいては外部委託も含めて業務の状況を洗い出すとともに、改善策の検討では、一律的にコストカットということではなく、本市の実情に応じて、職員が担うべき業務の性質、職員の働き方や市民サービスの向上なども含めて、あらゆることを考慮する必要があると考えている。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

市税自主納付の推進と滞納額の削減について

Q. eLTAXによるクレジットカード納付等の周知はどのように行っているのか。

A. 広報よっかいち12月下旬号別冊を作成し全戸配布したほか、本年2月にチラシを組回覧しており、3月中にこれらを市のホームページにも掲載していく。来年度については納税通知書にチラシを同封するほか、納付書の裏面でも案内していきたい。

(意見) どの税目が対象かなど、高齢者にも分かるような形でホームページに掲載してほしい。

《歳出第4款衛生費 第4項病院費》

《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

《歳出第 11 款公債費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第 12 款予備費》

予備費の金額について

Q. コロナワクチン接種や感染防止対策などの経費に充用するため、前年度と同額の予備費 5 億円を計上したとのことだが、現時点で考えてこの金額は妥当なのか。

A. コロナ禍において、保健所の PCR 検査費用や入院医療費、ワクチン接種費用を確保するために 5 億円まで予備費を増額してきた。その中で、令和 5 年度の当初予算を編成した 1 月中旬は、ワクチン接種がどうなるのか、コロナが 5 類になるのかなどの国の方針が不明確だった。今後 5 億円も確保する必要がなくなれば、年度途中で補正予算で減額することも検討する。ただ、当面はワクチン接種等で予備費を使う可能性がある。

Q. 令和 4 年度の予備費の執行状況を確認したい。

A. 約 3 億 5 千万円の見込みである。

(意見) 予算審査を行う現時点では、国の方針も明らかとなる中で予備費 5 億円を計上する必要があるのか疑問である。

Q. 予備費を 5 億円とした根拠は何か。

A. 予備費は想定外の経費に備えるためのものであり、積算根拠があって計上するものではないが、1 月中旬の予算編成時に令和 4 年度の予備費が約 3 億 5 千万円執行される見込みであったことから、その時の感染状況や物価高騰など社会情勢も鑑み令和 4 年度と同額の 5 億円とした。

< 議員間討議 >

Q. 現在の社会状況において、昨年度と同額の予備費 5 億円を認めるべきか各委員の意見を伺いたい。

(意見) 予算案編成時が 1 月中旬であり、先の見通しが不明確であったことから仕方がないと考える。

Q. 予備費の財源は何か。

A (理事者). 繰越金である。

Q. 予備費の用途を確認したい。

A (理事者). 想定外の経費に対応するためのものであり、国の方針が読めなかったワクチン接種費用、保健所費用のほか、災害復旧や物価高騰対策等が急遽必要となった場合に活用するものである。

(意見) コロナについては落ち着きを見せているが、物価高騰対策を行う可能性も加味すると認めてもよいと考える。

(意見) 予備費を 5 億円とする明確な根拠を持つべきである。

(意見) 昨年度の予備費の執行状況や予算編成時の社会情勢からすると5億円とすることに妥当性はあったと考える。コロナについては現時点で5類となる見込みであり、医療費も個人負担となるのであれば5億円も必要ないという感覚になるが、物価高騰対策など社会情勢が急激に変動した際にも活用できるのであれば認めてよいと考える。

Q. 予算編成時の社会情勢からすると5億円としたことは仕方ないが、予算審査は現時点で行っているのであり、現在の社会情勢であれば5億円も必要ないと考える。本市議会は通年議会であるので、当初予算で5億円を1億円に減額修正しておき、必要があれば補正予算を組めばよいと考えるが各委員の意見を伺いたい。

(意見) 予備費5億円をしっかりと市民のために活用するよう指摘することでよいのではないか。

(意見) コロナについては落ち着きを見せているが、物価高騰が新たな不安材料となっていることを考えると、予備費を活用しスピーディーに対応すべき場面も考えられる。ただ、その際は議会にも説明責任を果たしてもらうということによいのではないか。

Q. 改めて確認するが、必要がなければ令和5年度中に予備費を減額補正する場合もあるということによいか。

A (理事者). 来年度に様々な国の方針が固まり、予備費5億円を確保する必要がなくなれば減額補正を行い、補正予算や市債の発行抑制等の財源として活用していきたい。

第2条 債務負担行為

第5条 歳出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

《その他》

当初予算案のキャッチフレーズについて

(意見) 令和5年度のキャッチフレーズ「出会い・結婚応援！四日市で幸せになろう予算」について、政策推進部の事業にしか対応していない。今定例月議会の代表質問、一般質問でも予算案の内容が面白くないとの指摘があったが、キャッチフレーズぐらひは予算全体を表す大きなものにしてほしい。

【財政経営部、会計管理課・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳入全般》

地方交付税（普通交付税）の推移について

Q. 本市は、普通交付税の不交付団体であるが、今後の予測はどうか。

A. 基準財政需要額から基準財政収入額を差し引きし、財源不足とならないと普通交付税は交付されないが、市税収入の推移見通しから、本市が交付団体となることは当面

ないと考えている。しかし、国勢調査人口と、住民基本台帳人口が 30 万人を切れば、事業所税の指定団体から外れることから、人口減少が進む中では、いずれ事業所税収入がなくなり、高齢化と公共施設の建替ピークと重なってくるため、将来に備える必要があると常々申し上げている。

(意見) 事業所税の有無も全体に大きな影響がある要素なので、関係する要素を全部評価し、財政経営部としてその社会状況に合った財政政策をお願いしたい。

Q. 各市税の令和 5 年度収入の見込み方について教えてほしい。

A. 個人市民税は、人手不足の状況等も踏まえ、増収を見込んでいるが、法人市民税は、円安の影響等、企業の業績予想の状況から減収と、固定資産税・事業所税についてはそれぞれ増収と見込んでいる。

第 3 条 地方債

第 4 条 一時借入金

別段の質疑、及び意見はなかった。

【会計管理課・経過】

第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 6 目会計管理費》

出納員・会計事務実務担当者について

Q. 各課が処理する会計事務の担当者については、市費の支出に関するところでもあり、会計管理課として、正職員が責任をもって関わるべきなど、あるべき姿があったほうが良いと考えるがいかがか。

A. 支出の前提となる履行の確認や検査は正職員が行っている。支出に係る事務は、正職員の指揮のもとに会計年度任用職員が行う場合もあるが、支出の審査は、各所属長が行うこととなっている。引き続き、各職員が、会計事務についてしっかりと内容を理解できるよう、実務担当者研修や出納員研修を実施していきたいと考えている。

【監査事務局・経過】

第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 2 款総務費 第 6 項監査委員費》

資料のペーパーレス化、見える化について

Q. 資料のペーパーレス化、見える化とは、具体的に何か。

A. 資料のペーパーレス化は、タブレットを購入し、資料等を電子化することで紙資料を減らそうとするものであり、見える化については、現場の状況や事前調査の状況等を分かりやすく監査委員に示していくことを想定している。

監査の在り方について

Q. 各部局は、定期的に監査を受けるが、終了後は何事もなかったように平常に戻る。

監査の方法の妥当性を伺う。

- A. 監査後に改善したが、次回監査で同じような意見を受ける事例もあるため、掲示板の開設や研修会を開催することを通じ、少しずつでもレベルアップし、各所属が公正公平な事業運営に自信を持って監査の場で披歴できるよう取り組んでいきたい。
(意見) 監査の目的は健全な経営の実現であり、監査の意義を職員が共有することが重要だと考える。

【議会事務局・経過】

第1条 歳入歳出予算

＜歳出第1款議会費＞

議会の視察対応等について

- Q. コロナ禍が収束の様相を呈しているが、オンライン視察は今後も継続するのか。
A. 行政視察のオンライン視察については、来年度以降も継続して実施していく準備は整えている。
Q. 政務活動費によるオンライン視察については、経費が発生しないため、報告書を提出していないが、今後も提出する必要はないか。
A. 一般的な政務活動費の支出に当たっては、視察報告書を証拠書類として提出する必要があるが、現状では提出を求めている。
(意見) 議員による視察対応は、1期生議員のよい勉強の場ともなるので、積極的に参加を検討すべきと考える。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第90号 令和5年度四日市市桜財産区予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第116号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第9号）

【政策推進部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費＞

企業版ふるさと納税基金積立金について

- Q. 当該年度に受けた寄附金は、基本的にその年度の事業に充てるのか。
A. 原則は当該年度の事業に充てるが、当該年度中に事業化できない場合は一旦積み立て、事業化した際に充てるなど、企業側の意向も確認した上で活用していく。
Q. 数社から寄附があり、うち一社から特にこの事業に充ててほしいなどの要望があつ

た場合、その部分の寄附金は別枠とするのか。

A. 企業の寄附金は全てこの基金に入るが、その中でも明細を作成し、企業の意向に沿った事業を行う際にそれぞれ取り崩して充当していく。

Q. 積立額の目標は設定しないのか。

A. 目標を設定するのではなく、寄附を受けた年度において寄附金を使いきれない場合は基金に積み立てて翌年度の同事業に充てたり、将来的な事業に充ててほしいという場合は全額を積み立て、その事業を行う際に取り崩すなどの運用を行うものである。なお、国のマニュアルによると、積み立てる場合、積立額の全額を寄附金とすることができないため、一部を一般財源とする。

旧土地開発公社関連事業費について

Q. 旧保々ふれあい会館解体工事の杭撤去工事において、根固め処置が強固であり、一部を存置するためその分の費用を減額するとのことだが、工事発注段階で根固めが強固であることを把握できなかったのか。

A. 建物の撤去工事を行う中で判明したものである。

(意見) 解体工事においても2000万円という多額の請負差金が発生しているので、入札のあり方も考えるべきである。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

四日市港管理組合負担金について

Q. 退職者が当初の1人から3人となったため、職員退職手当を増額補正するが、補正後の金額は当初の2倍程度である。これは当初見込より増えた退職者2人の年齢が低いためか。

A. 当初は定年退職1人で見込んでいたが、見込みより増えた2人のうち1人は勤続年数が少ない職員の退職であるため、補正後の金額も3倍となるものではない。

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

一般職退職手当について

Q. 今年度の普通退職予定者数が当初見込より多い要因をどのように分析しているか。

A. ライフスタイルや働き方の変化などで、最初の就職先に定年まで勤めるという考え方が変化している。県内市町における自己都合退職者についても5、6年前と比較して約1.5倍となっている。こうした状況を見過ごすのではなく、当人が思い描くキャリア形成とのギャップ解消、適正な人事配置などを含めて働き方改革の推進や魅力ある職場をつくり、やりがいを持てる、自己実現の達成ができる職場にして普通退職者

を減らしていきたい。

Q. 令和4年2月定例月議会の補正予算資料において、令和3年度の普通退職予定者は40人とのことだったが、今回提出された資料によると令和3年度の退職者は46人となっている。なぜ6人増えているのか。

A. 令和4年2月定例月議会の補正予算資料には令和3年12月末までに退職の申し出があった人数を反映しており、この6人についてはそれ以降に申し出があったためである。

Q. 令和3年度の退職者は当初見込よりも増えて46人となったが、なぜ令和4年度は当初見込21人としたのか。

A. 見込人数については過去3年間の平均を踏まえて算出しているが、昨年度についてはスポーツ・国体推進部の任期付職員の退職があったため、今年度についてはその分を除外して算出した。

(意見) 若年層職員の退職も多いとのことなので、せっかく入庁した人が長く勤められるように尽力してもらいたい。

会計年度任用職員（パートタイム）報酬等について

Q. 近年、会計年度任用職員（パートタイム）の報酬等に係る減額補正が続いている。見込んでいた人数を任用できなかったことによる現場や業務への影響はなかったのか。

A. 業務の内容によっては、正職員の代替として会計年度任用職員（パートタイム）が適切でない場合、任用しないこともある。そのため、本来正職員を配置すべきところに配置できなかったことによる他の職員への影響はあったと考える。

(意見) 適正な人員配置ができないと他の職員の負担が増え疲弊してしまうので、そういった部分についてよく考えてもらいたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【危機管理統括部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

自主防災組織活性化事業費について

Q. 補助金の未申請団体が9団体あるが、これらの団体は、高額防災資機材等の購入は不要と判断したということか。

A. 本年度で終了する補助制度であるため、未申請団体に申請の意向がないか聞き取りを行っており、あえて申請しないと判断された団体もある。各団体で十分検討いただいた上での結果と考えている。

【消防本部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

- 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目日常備消防費》
- 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》
- 《歳出第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正

消防車両購入費について

Q. 13mブーム付多目的消防ポンプ自動車について、新型コロナウイルス感染症の影響により車両部品の供給が遅れ、年度内完了が見込めないとのことだが、災害出動等に影響はないのか。

A. 当該車両については本年4月に納車される予定であり、災害出動等に影響はない。

【財政経営部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

- 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》
- 《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》
- 《歳出第11款公債費》

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部、会計管理課・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

- 《歳入全般》

工事請負前払金返還金について

Q. 旧笹川西小学校解体工事の前払金返還金には利息は発生しないのか。また、違約金の支払いは発生するのか。

A. 今回は協議に基づく契約の解除となり、利息や違約金は発生しない。

第4条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第 123 号 令和 5 年度四日市市一般会計補正予算（第 1 号）

【政策推進部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算の補正

≪歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 8 目企画費≫

中心市街地拠点施設整備事業費について

Q. 新図書館の具体像はいつ示されるのか。

A. 平成 29 年度に策定した中心市街地拠点施設整備基本計画において滞在型図書館を目指す旨を示しており、今年度の議員説明会において滞在型図書館のイメージや観光機能などを付加していくとの説明を行っている。今後も新図書館をどのように運営していくか等も含め最新の計画を示していきたい。

Q. 新図書館整備に係る所管部局はどうなるのか。

A. 今後はプロジェクトチームを結成する予定であり図書館にも参画してもらう。その中で運営面については図書館が検討し、それを反映した内装設計等については政策推進部が行う。

(意見) 今後の新図書館に係る関連予算等の審査について、所管する常任委員会がどこになるのか議会とも協議して整理してもらいたい。また、現時点で示されている計画、コンセプトではどのような図書館になるのか分かりにくいので、早めに具体的な内容を示してほしい。

Q. 低層部に設置予定の民間施設について、具体的なイメージはあるのか。

A. 近鉄グループが整備するものであり、具体的な内容は定まっていないが、商業施設も想定される。

Q. 観光機能施設には名品館が入る予定とのことだが、名品館だけでそこまでのスペースが必要なのか。

A. 現在の名品館が約 700 平米あり、中心市街地拠点施設に移設しようとするると 1 階だけでは収まらない。現在の機能をそのまま移設するかどうかについては来年度以降に検討していく。

Q. 建物全体の基本設計を近鉄グループが行い、新図書館が入る場合と、入らない場合の差額である 1 億 10 万円を本市が負担するとのことだが、金額の妥当性を確認したい。

A. 国が示す積算基準で基本設計の試算を行うと図書館が入る場合、入らない場合の差額が 1 億 1400 万円であるので、今回市が負担する金額については、それより低い金額であることから予算として計上した。

Q. 市が負担する 1 億 10 万円自体の精査、チェックはどうするのか。

A. 近鉄グループが設計業者と交わす契約書の内容等を確認していくほか、本市においても他の設計業者からも見積もりを取り、金額の妥当性を確認した上で負担金を支払っていく。

Q. 新図書館の駐車場について考え方を確認したい。

A. おもいやり駐車場については必要となる台数を検討し1階に確保できるよう近鉄グループと協議中である。一般の駐車場については周辺の民間駐車場で充足されると考えているが、将来にわたって確実に必要台数が確保できるという担保はないため、諏訪公園改修に合わせて、諏訪公園駐車場への図書館用駐車スペースの確保を検討している。また、子供連れなど移動が難しい方への対応として、現在の図書館に子供向けの図書館機能を残していく計画である。

【財政経営部、会計管理課・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

第2条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和5年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 1

事業名	降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について	
事業概要		
	決算額	

次年度予算への提言

<提言> 降雨災害の対策に資する事業展開に向けた調査研究について

1. 近年、線状降水帯の発生など降雨による災害が激化していることから、市が行うインフラ整備だけでなく、国や県が取り組みを進める流域治水に関する取り組みを推進することに併せ、市民が個人で行うことのできる対策も含めた降雨対策についてどのような取り組みができるか危機管理統括部において調査研究を進めること。
2. 関係する部局との連携をしっかりと行い、地域の協力も得つつ、議会としっかりと議論を行いながら事業の展開の可能性について検討を行うこと。

※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

[危機管理課]

四日市市では、平成12年に発生した東海豪雨を契機として、都市型水害を防除するための治水対策を検討・調査することを目的とした総合治水対策検討委員会を設立した。委員会では、平成13年7月に「四日市市総合治水対策（雨水対策編）」を策定（平成19年4月改訂）し、それに基づき、市全体でハード面とソフト面の両輪で総合治水対策を推進してきた。

近年の激甚化し、頻発する降雨災害による被害を軽減すべく、個人で行うことのできる降雨対策を実施している先進地事例の調査を行うとともに、本市にとって有効性のある施策および事業展開の可能性について調査研究を行う。

【令和5年度当初予算】 1,000千円 (前年度当初予算：－)

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見
Q. 先進事例の研究について、視察先や具体的な研究内容の見通しはあるのか。
A. 雨水流出対策について補助額の大きい新潟市や久留米市を想定している。
Q. 大きな河川だけではなく、地域の小規模河川についても調査を行い近隣市町との連携を含めて検

討すべきということを提言する際に発言したが、その部分についてはどう考えているか。

A. 市民が個人で行うことのできる降雨対策ということから、そのような取組を行っているところへの視察を考えている。

(意見) 熊本県では大学、高校、民間企業を含めた雨庭・流域治水に関する取組を行っているのでぜひ視察してほしい。予算への反映状況については新規事業の実施でよいと考える。

(意見) 降雨時には樋門、水門の開閉や雨水溝の詰まり等に係る問い合わせを危機管理統括部で全て対応するのは大変だと思うので、問い合わせ内容についてどの部署が担当しているかが市民にも分かるようなマニュアル等をつくってもらいたい。また、降雨災害対策に関する取組については今後も拡大してもらいたい。予算への反映状況については新規事業の実施でよいと考える。

(意見) 雨水流出対策については、市内全域で漫然と行うのではなく、エリアを絞って実証実験的にを行い効果を検証していくべきである。予算への反映状況については新規事業の実施でよいと考える。

(意見) 関連部局と連携して危機管理統括部がリーダーシップをとって対策を検討、管理していくべきであると考えます。

2. 反映状況

調査研究予算を新たに計上しており、④新規事業の実施に分類する。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

四日市市議会提言チェックシート

～当初予算案への反映状況について～

(令和5年2月定例月議会 予算常任委員会)

(継続) No. 1

事業名	避難所運営におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究について	
事業概要		
	決算額	

次年度予算への提言

<提言> 避難所におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究について

新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、避難所運営においては、特に大規模の避難所において受付業務が非常に煩雑であり入退所に際して大きな混乱を招いていることが大きな課題である。

避難所運営において、入退所の受付業務の簡素化のため、マイナンバーカードを活用することについてかねてより提案をしているが、現時点では理事者はインターネット等を用いた他市事例の把握にとどまっており、活用に向けた調査研究が十分になされていない。

こうした状況に鑑み、マイナンバーカードを活用することが本市の避難所運営に対して適切であるかどうか、他に有効な手段はないかなども含めた調査研究を早急に開始すべきである。

※参考 事業実施に関する意見 ④新規事業の実施

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

[危機管理課]

1 令和4年度の取り組み

(1) 地区防災組織連絡協議会へのアンケート調査

四日市市では、各地区防災組織が避難所運営の主体となることを想定しているため、同組織に対して、避難所運営を行う際の課題に関する調査を実施した。その結果、特に「避難所の受付」や「入退所管理」を課題として認識している方が多いことが判明した。

(2) 避難所運営における課題を踏まえた先進地事例調査

避難所運営における課題解決を図るために、受付業務の簡素化に取り組んでいる先進自治体である大垣市、三条市への調査を実施した。大垣市ではマイナンバーを含む各種身分証明書やスマートフォン等による避難所受付、三条市ではマイナンバーカードの空き容量を活用した避難所受付といったシステムを導入し、受付業務の簡素化や時間短縮を図っていた。

(3) 避難所運営を含む被災者支援業務の効率化・簡素化に向けて

避難所運営に関しては、先進自治体のシステムを本市で利用した場合のメリット・デメリットやそ

の他システムを活用した事例の調査を継続しているところであり、今年度中には本市にとって最も効果があり、かつ利用しやすいシステムの方向性を定めていく。

その他、マイナンバーカードを活用した罹災証明の発行といった被災者支援におけるデジタル技術の活用については、令和5年1月に本運用が開始されたところであるため、今後も継続して調査を実施していく。

2 令和5年度の取り組み

マイナンバーカードについては、避難所運営だけでなく、被災者支援業務（※）全般への活用も視野に入れて検討する必要があるため、令和5年度については「避難所におけるマイナンバーカード活用に向けた調査研究」での結果も踏まえ、被災者支援業務におけるマニュアルや体制の見直しを図りつつ、被災者支援システム導入に向けた検討を行う中で、引き続き、マイナンバーカードの活用についても調査を継続する。

（※）被災者支援業務…避難行動要支援者名簿等の作成、避難所・避難者の管理、住家の被害認定調査、罹災証明書の交付、各種被災者支援手続き 等

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

（意見）被災者支援システムの中に避難所におけるマイナンバーカード活用の部分も組み込むのか、それとは別にシステムをつくるのか引き続き検討するとのことなので、予算への反映状況についても引き続き研究しているということによいと考える。

（意見）来年度に一定の方向性を出すということなので、予算への反映状況については拡大ではないものの、継続して取り組んでいると判断し今後の研究結果を確認していきたい。また、来年度もこの提言を継続すべきと考えており、令和6年度予算にどう反映されたかを確認することで一定の終結になると考える。

（意見）避難所へ避難する際にマイナンバーカードを持っていけるのかという部分についても考えておく必要がある。予算への反映状況としては継続して研究しているということによいと考える。

（意見）避難時にマイナンバーカードを携帯すべきということではなく、例えば一時帰宅した時に必要品とともに持ち出すということをイメージしている。

2. 反映状況

新規事業として実施するものではないが、来年度も引き続き調査研究を行うとのことから⑤その他（調査研究を継続している）に分類する。

なお、令和5年度の8月定例議会において進捗状況の確認をする際には、令和5年度の調査結果をもとに令和6年度予算にどう反映させるのかを確認する必要があることから、「継続」とすべきだとの意見があったことを申し添える。

分類	備考
①廃止	次年度事業費予算に関連するもの
②縮小	
③拡大	
④新規事業の実施	
⑤その他	事業実施手法の見直し など

4. 所管事務調查報告書

総務常任委員会

○ハザードマップ・コミュニティタイムラインの活用及び津波避難ビルの現状について

1. はじめに

防災・減災の取り組みについては、日々情報が更新され、本市の取り組みもそれに合わせてさらに強化していく必要がある。本市においても、危機管理監を危機管理統括部と名称変更し、危機管理課に地域防災支援グループを新設したことにより、地域での防災・減災の取り組みをさらに強化していくことが期待されている。

ハザードマップの取り組みについては、本市においても、津波、洪水、内水、土砂災害など様々な災害に関するハザードマップをそれぞれ作成しており、これらのハザードマップを活用した情報発信や、これらのハザードマップを活用した防災訓練等を各地区で実施できるような取り組みが求められる。

タイムラインの取り組みについては、本市では、四日市市タイムラインにより、各部署や関係機関などの行動を時系列で示しているほか、マイ・タイムラインの取り組みとして、市民が災害時の自身の行動について考えるため家族防災手帳の配布等による啓発を行っている。近年、地域で災害時の行動計画を作成するコミュニティタイムラインを取り入れる自治体があり、本市のタイムラインに関する今後の考え方を改めて確認する必要がある。

津波避難ビルについては、協定の締結から時間が経過しており、それぞれの津波避難ビルの現状把握について当委員会から指摘しており、当委員会としても継続して調査の状況を把握する必要がある。

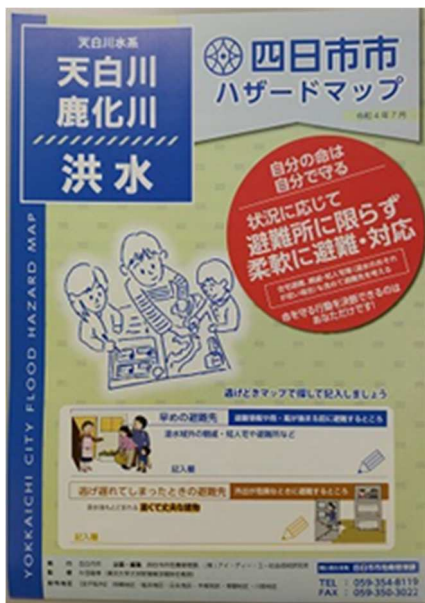
防災・減災の取り組みとして、ハザードマップ、コミュニティ・タイムラインの活用、及び津波避難ビルの現状の取り組みについて理解を深めるために、所管事務調査を行った。

2. ハザードマップの活用について

(1) ハザードマップについて

本市における現状のハザードマップは、以下のとおり。

種 類	対 象	主な内容
洪 水	鈴鹿川水系（鈴鹿川、鈴鹿川派川、内部川）	想定しうる最大規模の場合の最大浸水深、土砂災害警戒区域、指定避難所・緊急避難所の位置、情報収集先など
	朝明川水系（朝明川）	
	三滝川水系（三滝川、金溪川、矢合川、三滝新川）	
	海蔵川水系（海蔵川）	
	天白川水系（天白川・鹿化川）	
	鈴鹿川水系（内部川・鎌谷川・足見川）	
内 水	四日市市内水浸水想定区域図	内水による浸水が発生した場合の浸水想定
高 潮	伊勢湾沿岸〔三重県区間〕高潮浸水想定区域図	施設の能力を超える規模の高潮による浸水想定
土 砂 災 害	土砂災害ハザードマップ	土砂災害のおそれがある箇所を表示
津 波	津波避難マップ	南海トラフ地震による津波の浸水深、津波避難目標ラインなど



〈天白川・鹿化川洪水ハザードマップ〉



〈津波避難マップ〉

（２）洪水ハザードマップ作成のためのワークショップ実施

平成 27 年の水防法改正により、国、都道府県又は市町村は想定し得る最大規模の降雨・高潮に対応した浸水想定を実施し、市町村はこれに応じた避難方法等を住民等に適切に周知するためにハザードマップを作成することが必要となった。

本市では、国や三重県が作成主体となって作成・公表した対象河川の浸水想定区域図を広く知ってもらうことを目的として、平成 30 年度より地区ごとにワークショップを開催し、自治会や自主防災組織関係者に浸水想定区域図を周知したうえで、洪水ハザードマップを作成・配布している。



〈令和 3 年度ワークショップの様子（小山田地区）〉

〈洪水ハザードマップ作成のためのワークショップの実施時期〉

実施時期	対象河川	対象地区
平成 30 年度	鈴鹿川・内部川	楠・塩浜・内部・河原田・日永
令和元年度	朝明川	富洲原・富田・八郷・下野・大矢知・保々
令和 2 年度	三滝川・海蔵川	中部（中央・共同・同和・浜田・港）・橋北・羽津・常磐・海蔵・三重・神前・川島・県・桜
令和 3 年度	内部川・鎌谷川・足見川 天白川・鹿化川	小山田・水沢・内部 四郷・常磐・日永・中部（浜田・港）

※洪水ハザードマップはデータ作成した翌年度に印刷を行い、対象地区に全戸配布

(3) ハザードマップを使った活動について

本市では、台風による風水害や南海トラフ地震等の大規模災害に備え、災害対策本部や各部局の災害対応体制の構築及び災害対応力の向上を図ることを目的として、災害対策図上訓練を実施している。この訓練においては、ハザードマップの状況を踏まえた被害想定や災害対応の検討を行っている。

また、地域の防災活動においても、ハザードマップを活用した取り組みが行われており、小学生と地域の方々が一緒にまち歩きを行い、自分たちのまちの防災倉庫や消火栓等の防災設備や危険個所をチェックし、まち歩きで気づいたことをまとめた「防災マップ」を作成している。地域が主体となって子ども達に地域の危険個所について気づきを促すことで、防災意識の醸成を図っている。



〈まち歩き〉



〈防災マップ作戦〉



〈防災マップ発表会〉

ほかにも、防災訓練の中で、市民防災隊が参加者に防災マップの説明を行うなど、ハザードマップを活用した取り組みが行われている。

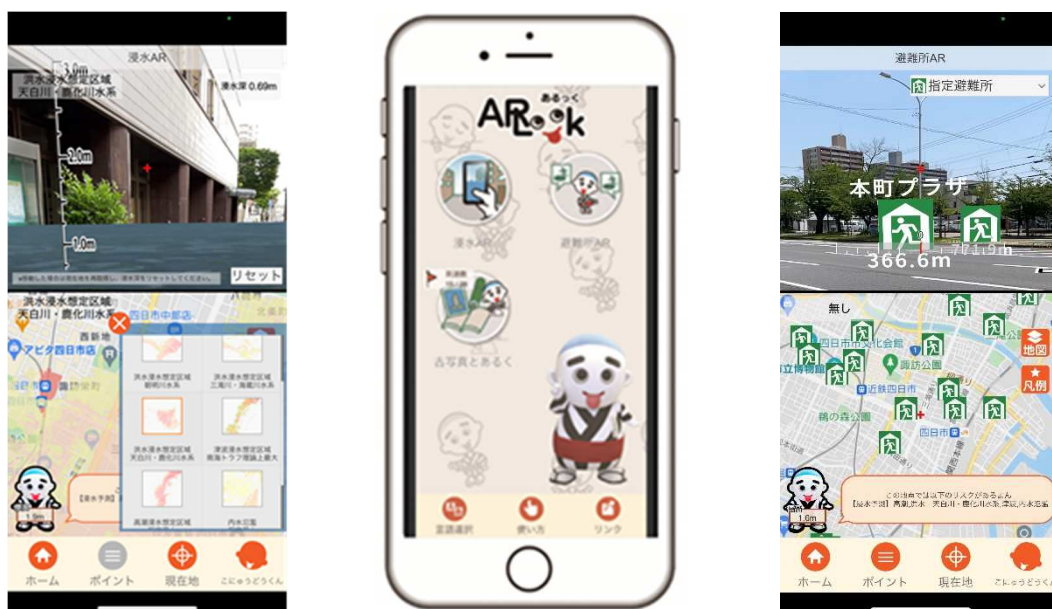
(4) 防災情報の発信について

本市では、昨年度、名古屋大学減災連携研究センターとの共同研究により、AR(拡張現実)技術を活用した防災学習アプリ『ARLook(あるっく)』を導入した。

このアプリは、スマホなどのカメラをかざして、地域を「歩いて」「見る」ことでAR技術により表示される近くの避難所や現在地の浸水深などを見て、自宅やよく訪れる場所の浸水リスクの確認等に活用することができる。

また、今年度は、これまでに作成してきた洪水、津波及び土砂災害だけでなく、内水氾濫や高潮等のハザードマップを加えて、情報を一元的に整理し、今後、市民が容易にハザードの確認ができる冊子版ハザードマップの作成を行っていく。

〈防災学習アプリ『ARLook(あるっく)』〉



3. タイムラインの活用について

(1) タイムラインとは

タイムラインとは、災害の発生を前提に、災害時に発生する状況や業務を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である。

(2) 四日市市のタイムラインとその活用状況

本市では、台風による風水害を想定した『四日市市タイムライン(事前防災行動計画)』を、令和元年度より試行し、令和3年度から運用を開始しており、庁内部局及び県、消防団などの関係機関を対象に、台風の進路予想で本市が予報円に入る時期（おおよそ5日前）から台風中心が本市から離れ、再び予報円に入る見込みがないと認められるまでの間の防災行動を時系列で示している。

タイムラインで時間毎の防災対応を見える化することにより、各部局が所管する業務や、全体で実施すべき業務が明確になり、スムーズな防災対策につながる事となる。

活用実績としては、令和3年度に2回、令和4年度においては7月1日現在で1回、計3回タイムラインを発動している。

○四日市市タイムライン（事前防災行動計画）

四日市市タイムライン（事前防災行動計画）																					
いつ(何時)	どこ(何処)	何を(行動)					誰が(実施主体)														
Day	State	TL	TL	TL	TL	TL	子エツク	危機管理課	総務課	市民生活部	健康福祉部	こども未来部	シティプロモーション部	商工業部	環境部	都市整備部	会計管理課	消防本部	上下水道部	市立四日市病院	教育委員会
自安となる時系列	想定される状況等(自然現象や気象情報等)	TLレベル項目	■社会災害(四日市市に影響を及ぼす可能性のある台風)		■「ゼロ・アプラー」の発生		子エツク欄	市庁審判審判部													
			■緊急時対応(概ね台風到達前日～1日後)		■「ゼロ・アプラー」の発生			市庁審判審判部													
			■風速例 ○ ⇒ 気象庁発表の風速、または情報に基づく風速		■「ゼロ・アプラー」の発生			市庁審判審判部													
			■風速例 ○ ⇒ 気象庁発表の風速、または情報に基づく風速		■「ゼロ・アプラー」の発生			市庁審判審判部													
5日前	○台風の発生 ○台風の接近	TLレベル項目	■TLレベル1(タイムライン発動)		■TLレベル2(タイムライン発動)		子エツク欄	市庁審判審判部													
			【1つ1つ警報(発令)後】日台風の予報進路予想で、概日最高風が予報円に入る(観測中、観測後とも)		【1つ1つ警報(発令)後】日台風の予報進路予想で、概日最高風が予報円に入る(観測中、観測後とも)			市庁審判審判部													
			■TLレベル1(タイムライン発動)		■TLレベル2(タイムライン発動)			市庁審判審判部													
			■TLレベル1(タイムライン発動)		■TLレベル2(タイムライン発動)			市庁審判審判部													
2日前		TLレベル項目	■TLレベル1(タイムライン発動)		■TLレベル2(タイムライン発動)		子エツク欄	市庁審判審判部													
			■TLレベル1(タイムライン発動)		■TLレベル2(タイムライン発動)			市庁審判審判部													

(3) マイ・タイムラインについて

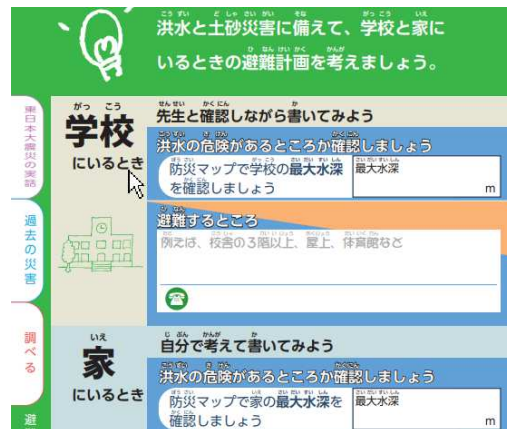
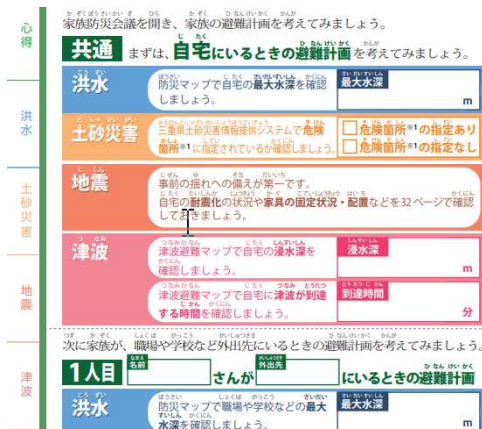
マイ・タイムラインとは、ハザードマップにより、自宅の被害想定を確認するなど、迫りくる災害に対し、どういう状況になったらどういう行動を取るかという、自身の行動計画を定めるものである。

四日市市では、自助の取り組みとして、家族防災手帳(大人版・こども版)において、家族の避難計画を作成し、災害発生時に適切な行動を取れるよう、マイ・タイムラインを活用する啓発を行っている。

○家族防災手帳（大人版）



○家族防災手帳（こども版）



(4) コミュニティタイムラインについて

コミュニティタイムラインとは、地域の防災行動について時系列で示したもので、避難の準備や避難の判断等を住民自らが行うことで、より早く防災行動をとることができるというものである。また、自治体タイムラインと連携することで、自治体と地域の情報共有体制が構築され、避難情報等をよりスムーズに住民に伝達することができる。

県内においては、紀宝町が平成23年9月に発生した台風12号による熊野川の支川相野谷川での洪水による甚大な被害を受け、同町鮎田地区において地区住民による実践的な取り組みとして、コミュニティタイムラインを導入している。

市内においては、コミュニティタイムラインを作成した地域について把握をしていないが、共助の取り組みとして、自治会や地区防災組織において、地区毎に各災害種別や地域の状況に応じた防災マニュアルが作成されている。

(5) 今後のコミュニティタイムラインへの取り組みについて

コミュニティタイムラインは、自分たちの住んでいる地域の災害のリスクを理解し、

共助でできることを整理し、地域で作成し共有するもので、いざという時にみんなの支え合いによって、住民一人一人の命を守ることにつながるものとなる。

本市としては、自助の取り組みとしてのマイ・タイムラインの啓発と併せ、共助の取り組みとしてのコミュニティタイムラインについて、地域の意見を聞きつつ、地域の取り組みとして行っていく場合には支援していきたい。

4. 津波避難ビルの現状について

(1) 津波避難ビルについて

本市は、南海トラフ地震等の発生時において、津波被害が懸念されており、より迅速に、安全に避難する場所を確保する事は、市民の安全を守るうえで必要不可欠となっている。

本市では、東日本大震災を受けて、津波浸水予測区域内の市民が、南海トラフ地震等によって発生する津波から身体を守るため、地震発生から、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、一時的に高所に避難するための人工構造物を津波避難ビルと定め、平成 23 年 7 月に「四日市市津波避難ビルガイドライン」を策定し、津波避難ビルの指定を推進してきた。令和 4 年 7 月現在、125 棟を指定している。

〈津波避難ビルの種別一覧〉

種 別	棟数
小・中学校	19
高校・大学・専門学校	8
保育園	3
マンション	27
事業所	17
公共施設（学校以外）	27
ホテル・店舗・その他	24
合 計	125

(2) 津波避難ビルの現状について

津波避難ビルについては、指定から約 10 年間が経過していることから、現在、小・中学校や主要な公共施設について、津波避難ビルのステッカーや看板の掲示状況はも

とより、鍵ボックスの設置状況や入口や階段など避難経路の確認など、現況調査を進めている。今後は、引き続き、現況調査を進めることで、津波避難ビルの現状の実態把握に努めていく。



〈津波避難ビルの掲示（楠小学校）〉

5. 委員からの主な質疑

<ハザードマップの活用について>

Q. 冊子版ハザードマップの作成とあるが、どのように取り組むのか。また、市民へ全戸配布するとよいと考えるがどうか。

A. 今年度は、洪水、津波、土砂災害、内水、高潮の5種類のハザードマップをとりまとめて電子化する取り組みを進めている。その後冊子として配布する予定だが、どのような形で市民に配布、周知するのかについては、今後検討していきたい。

Q. 平成17年に全戸配布した四日市市防災マップは、現在も活用できるのか。

A. 効果がないわけではないが、発行当時の災害の想定から情報が変わっているため、市民から問い合わせがあった時は、その目的に応じたハザードマップを用いて案内している。

(意見) 情報が更新されていることについて市民に分かりやすく伝えるべきである。

Q. 家族防災手帳にこの四日市市防災マップの情報が掲載されているが、これも新しい情報に更新すべきではないか。

A. 来年度の家族防災手帳の更新に合わせて新しい情報に更新していきたいと考えている。

Q. 洪水ハザードマップの「想定しうる最大規模の場合」というのは何を指しているのか。

A. 最大雨量の想定であり、例えば鈴鹿川流域では、6時間の総雨量が391mmの場合を想定しうる最大規模としている。

Q. 津波ハザードマップはその時の降雨量などの天候条件も考慮した想定なのか。

A. 雨の状況は考慮していない。

Q. AR(拡張現実)技術を活用した防災学習アプリ「AR100k(あるっく)」について、市民へはどのように周知を行っているのか。

A. 広報よっかいちでの紹介とともに、各地区防災組織の集まりにおいてリーフレットを配布するなどの周知を行っている。

(意見) 複数の災害を重ねて表示できるようなバージョンアップを検討していてもよいのではないかと考える。

<タイムラインの活用について>

Q. コミュニティタイムラインについて、単身世帯が増加し、高齢化が進み、一人で避難することが困難な方が増加する中、共助の取り組みを強化することが重要と考える。市が積極的に投げかけていかないと地域からは声は上げにくいと考えるが、地域に対して、

具体的にどのように働きかけていくのか。

- A. 災害時にいつどのような行動をするのか地域で共有しておくことは非常に有意義なものである。地域にコミュニティタイムラインの取り組みについて紹介するなど働きかけていきたい。

<津波避難ビルの活用について>

- Q. 津波避難ビルの一覧に記載されている建物について、指定した時と状況が変わっているところもある。また、津波避難ビルのステッカーや立て看板等が劣化し使用に耐えないところもあるため、現地を調査する必要があると考えるがどうか。
- A. 現地の状況やステッカー等の状況について現在調査を進めている。全ての津波避難ビルを調査したうえで報告したい。

6. まとめ

我が国は世界でも有数の災害大国であり、これまでも多くの大規模災害に見舞われてきた。本市においても、台風や大雨等による風水害が発生しており、加えて、南海トラフ地震の発生も予見され、大規模な地震や津波など、あらゆる災害に対する防災・減災の取り組みが必要である。本市ではこれまで、過去の災害の発生状況や対応等の情報を収集し、自然災害への備えを行ってきた。

その中で、今回、所管事務調査を行ったハザードマップ、タイムラインを活用した取り組み、津波避難ビルの指定については、危機管理統括部がソフト対策として行う防災・減災の取り組みとして重要なものであり、国や県からの災害に関する情報や他自治体における新たな取り組みは日々更新されている。当委員会としても本市の今後の取り組み状況を注視し、必要に応じて更新、改善を求めていく必要がある。

ハザードマップについては、洪水、津波、土砂災害、内水、高潮の5種類のハザードマップを統合して電子化する取り組みを進めていくが、市民への周知においては、新しいハザードマップを配布するだけでなく、過去に配布した防災関連の冊子から災害の想定等の情報が更新されていることを併せて周知することが重要である。また、今後、ハザードマップの配布やARを活用した情報発信を効果的に行っていく必要がある。

地域でのコミュニティタイムラインの活用については、地域の実情に応じて、コミュニティタイムラインの作成を必要とする地域に対して、市がしっかりと支援を行っていく方向性であることを確認した。

津波避難ビルの指定については、市として現地調査を進めているところだが、今後しっかりと実態を把握したうえで、実際の津波避難の際に市民等が避難できる状態を維持していくことが今後の課題である。

これらの取り組みをさらに推進し、より強靱な危機管理体制を構築することを求め、報告とする。

[委員会の構成]

委員長	伊藤嗣也
副委員長	井上進
委員	加納康樹
委員	早川新平
委員	樋口龍馬
委員	三木隆
委員	森康哲
委員	山口智也

総務常任委員会

○津波避難タワーについて

1. はじめに

我が国は世界有数の地震大国であり、これまで多くの地震や津波による災害を経験してきた。平成 23 年の東日本大震災では、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸を巨大な津波が襲い、甚大な被害を受けた。南海トラフ地震の発生も予見され、本市においても、大規模な地震や津波への備えは必須であり、ハード、ソフトの両面で防災・減災の取り組みが求められる。

本市は、津波避難施設に関する取り組みとして、沿岸部の施設と協定を結び津波避難ビルとして指定する取り組みを進めている。令和 4 年 8 月には、桑名市津波避難誘導デッキが竣工し、津波避難タワーへの関心も高まっていることから、津波避難施設に関する本市の取り組みや津波避難タワーに関する考え方について理解を深めるため、所管事務調査を行った。

2. 津波避難対策としての避難施設について

国は津波から避難するための施設として、津波避難ビル等（※注 1）や津波避難タワー（※注 2）の活用について取り組みを進めている。

内閣府が平成 15 年に策定した『東南海・南海地震対策大綱』でも津波被害低減のため、津波避難ビル等の必要性が記載され、平成 17 年には津波からの一時的な避難のための施設の確保を進めるため、『津波避難ビル等に係るガイドライン』を作成した。

この結果、全国各地で『津波避難ビル等に係るガイドライン』を参考に津波避難ビル等の指定や津波避難タワー整備が行われてきた。

なお、『津波避難ビル等に係るガイドライン』は、平成 29 年 7 月 5 日付けの『津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）』により、津波防災対策に関する各種規定等と津波避難ビル等との関係について整理したことで廃止されたが、先述の技術的助言や『指定緊急避難場所の指定に関する手引き』、『津波避難ビル等に係る事例集』などに引き継がれている。

（※注 1）津波避難ビル等

津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時避難・退避等の避難行動を行うための施設（人口構造物に限る）のことを示す。

（内閣府『津波避難ビル等に係るガイドライン』より抜粋）

避難ビルとしては、マンション、ホテル、旅館、工場、倉庫等が考えられる。津波浸水想定区域内に高いビルが存在しない場合は、緊急的な措置として、鉄道や道路等の高架部分、歩道橋等の利用、海岸付近の公園等に高台（盛土）の設置等の工夫や津波避難タワー等の整備も検討する必要がある。

（消防庁『津波避難対策推進マニュアル検討会報告書』より抜粋）

（※注2）津波避難タワー

津波浸水想定区域内において、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、近くの安全な高台等への避難が困難と想定される場合に、緊急的に避難をする場所として活用する施設。

（消防庁『津波避難対策推進マニュアル検討会報告書』より抜粋）

3. 四日市市の現状

本市では、東日本大震災を受けて、津波浸水想定区域内の市民が、南海トラフ地震等によって発生する津波から命を守るため、地震発生から、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、一時的に高所に避難するための人口構造物を津波避難ビルと定め、平成23年7月に『四日市市津波避難ビルガイドライン』を策定し、津波避難ビルの指定を進めてきた（令和4年7月現在、125棟を指定）。

また、平成24年度から平成26年度には、沿岸部の小中学校の校舎屋上を避難場所として活用するため、地上から校舎屋上への屋外階段、屋上の手すり、自家発電設備、地震時に自動で開錠する鍵ボックスを設置した。

しかし、津波避難ビルは、指定から約10年が経過していることから、入口や階段など避難経路の確認などについて、公共施設の現況調査を終え、民間施設の現況調査を進めている。

一方、令和4年度に四日市市自治会連合会が「津波避難施設のあり方検討委員会」を設置し、津波避難タワーの建設要望について議論を始め、本年9月には木曾岬町や桑名市の津波避難タワーの視察を行っており、検討委員会の今後の議論の状況も注視していく必要がある。

4. 県内市町における津波避難ビル及び津波避難タワーの状況

内閣府が公表している令和3年4月時点の三重県内における津波避難ビル及び津波避難タワーの建設件数は、【表1】のとおり県内では津波避難ビルが540棟、津波避難タワーが28棟となっている。なお、令和3年4月以降に桑名市と川越町でそれぞれ1

棟、松阪市で2棟の津波避難タワーが完成している。

令和3年4月以降に完成した4棟を加えた、県内市町の津波避難タワー32棟のうち、伊勢湾南部に位置する松阪市が2棟、明和町が6棟、伊勢市が8棟の計16棟となっており、県内の津波避難タワーのおおむね半数を占めている。また、県全体では津市以北の市町が6棟、松阪市以南が27棟となっている。

5. 県内市町における津波避難タワーの立地の傾向

伊勢湾南部に位置する松阪市、明和町、伊勢市の津波避難タワーの立地を見ると、平地が広がり周囲に高所や高い建物が無いという地理的状況が見られる。

伊勢湾北部に位置する桑名市、川越町、木曾岬町の津波避難タワーの立地も同様に、平地が広がり周囲に高所や高い建物が無いという地理的状況が見られる。

また、南海トラフ地震に伴う津波浸水想定では、浸水深30cmの津波が四日市市に到達する時間は、理論上最大クラスの南海トラフ地震の場合、おおむね70分超となっており、南海トラフ地震の震源地に近くなっていく県南部に向かうほど津波到達までの時間的猶予が短くなっていく。このため、津波到達まで時間的猶予が短い熊野市、大紀町、御浜町などの市町も津波避難タワーを建設している。

これらのことから、県内市町における津波避難タワーの立地の傾向としては、

- (1) 平地が広がり周囲に高所や高い建物が無い
- (2) 津波到達までの時間的猶予が短い

以上のような傾向が見られる。

5. 委員からの主な質疑

Q 四日市市自治会連合会において、津波避難タワーについての検討会を設置し、視察も行っているとのことだが、沿岸部の地域の自治会と内陸部、山間部の自治会の意見は異なり、津波避難施設についての考え方も様々である。沿岸部でも津波避難タワーが必要という自治会と、津波避難ビルで十分という自治会のどちらもあると思う。本市としてはずっと津波避難ビルの指定に取り組んできた経緯がある中で、自治会に対して説明が足りていないと感じるが、今まで自治会に対してどのように説明をしてきたのか。

A 危機管理課として津波避難施設のあり方検討委員会に参加し、津波避難ビルの指定、協定の締結の状況について説明している。今後も必要に応じて津波避難施設のあり方検討委員会の中でじっくり説明していきたい。

Q. 自主防災組織の中でも津波避難訓練をしている自治会もあると聞いているが、危機管

理統括部として把握しているのか。

A. 一定数の自主防災組織が津波避難ビルを活用した訓練を行っていることは把握している。一方で、津波避難施設のあり方検討会において、一部の自治会からは、そのような訓練がなかったとの意見もあったため、津波避難ビルの所有者と地元住民とのコミュニケーションを図ることも含めて取り組んでいきたい。

Q. 津波避難ビルであったり、浸水区域にある公共施設、小・中学校には外階段や発電機などが設置されているので、そのあたりを含めた周知を自治会、自主防災組織と連携して取り組んでいくと、どこへの説明が足りないのか、津波避難施設が不足しているのはどの地域なのかという所を確認していかなければ前に進まないと考えるがどうか。

A. 四自連が数年前から災害時の施設、津波避難タワーの視察を行っていることは承知しており、自治会長の思いは聞き及んでいる。

今年度、津波避難施設のあり方検討会を立ち上げる際に本市の津波避難ビルの指定について説明したところ、知らなかったという声もあったため、周知不足もあると考える。

また、市民センターの職員や緊急分隊員が津波避難ビルや公共施設の避難経路を把握していないのではいけないということで市民生活部とも連携し、職員に周知が重要であると再認識している。

(意見) 津波避難ビルは協定を結ぶことができた施設を指定しているが、協定は結ばなかったものの、災害時には避難場所として使用することができる建物もある。協定を締結していないが災害時に使用しても良い施設については地域と意見交換を行い、情報を共有すべきである。

Q. それぞれの地域にどれくらいの要援護者がおり、津波到達までの70分間で、海拔5メートルの高さまで避難できるのかどうかという視点で津波避難ビルの指定を行っているのか確認したい。

A. 東日本大震災以降、目指すべき高台を避難場所として確保する意味でとにかく津波避難ビルを指定してきた。避難行動要支援者の実態に基づいて指定をしているわけではない。

Q. 実態をしっかりと確認していく中で、近くに高い建物がなく、海拔5メートルのラインから離れている地域で、実際に避難行動要支援者が多数いるような地域は実際にあると推測する。そうした地域がどのあたりなのか市として把握しているのか。

A. 現在実態を調査しているところであり、津波避難の平均的な避難距離は約500メートルと設定して、津波避難ビルを中心に500メートルの円を描き、近くに高い建物がないなど避難が困難な地域がないように津波避難ビルの指定の取り組みを進めていく。

(意見) 津波避難ビルの指定についてはそうした地域を埋めていく作業が必要である。一方で、近くに高い建物がない場合には津波避難タワーの建設も一つの手法である。どうい場合には津波避難ビルの指定を行い、このような場合には津波避難タワーで対応するという明確な基準も必要と考える。明確な基準についても検討しながら、近くに高い建物がない、避難行動要支援者の割合が高いなど、ソフト対策を講じても避難が困難なところには津波避難タワーも一つの手法として検討することも必要ではないかと考える。

6. まとめ

国は津波から避難するための施設として、津波避難ビル等や津波避難タワーの活用を進めているが、本市では、津波浸水想定区域内の市民を南海トラフ地震等によって発生する津波から命を守るため、平成 23 年 7 月に『四日市市津波避難ビルガイドライン』を策定し、津波避難ビルの指定を進めてきた。

津波避難ビルの指定を開始してから 10 年が経過し、指定した津波避難ビルの現状を把握しきれていないことは課題であり、早期に調査を進め、現在津波避難ビルに指定している 125 棟の施設の実態を継続的に把握していくことが必要である。

また、現在の津波避難ビルの指定は東日本大震災以降、多くの施設を津波避難ビルに指定する必要があったことから、急速に指定を進めていった経緯があり、今後は、各地域での避難行動要支援者の数を考慮した視点、地震が発生し津波が到達するまでの間に避難できる施設がない空白地帯のような地域はないかといった視点が重要である。

今後、津波避難施設に関する取り組みを進めるにあたっては、津波避難ビルに指定した施設の現状把握に努め、各地域において、避難行動要支援者を含む避難者が、地震発生時から津波到達までの間に避難できる場所に津波避難施設があるのかどうか、それぞれの現状をしっかりと調査する必要がある。現状把握を行う中で、真に必要な場合には津波避難タワーの整備についても検討が必要ではないかと考える。

南海トラフ地震が発生しても、津波到達までの間に市民が津波避難施設に避難し、市民の生命と財産を守ることができるよう、積極的に津波避難施設に関する施策に取り組んでいくことを求め、報告とする。

[委員会の構成]

委員長	伊藤嗣也
副委員長	井上進
委員	加納康樹
委員	早川新平
委員	樋口龍馬
委員	三木隆
委員	森康哲
委員	山口智也

○所管事務調査に関する申し送り

ハザードマップ・コミュニティタイムラインの活用及び津波避難ビルの現状について

・ハザードマップ、タイムラインを活用した取組や津波避難ビルの指定は、ソフト対策として重要であり、国や県からの災害関連情報や他自治体の取組は日々更新されているので、当委員会としても本市の取組状況を注視し、必要に応じて更新、改善を求めていく必要がある。

津波避難タワーについて

・今後、津波避難施設に関する取組を進めるにあたっては、津波避難ビルに指定した施設の現状把握に努め、各地域において、避難行動要支援者を含む避難者が、地震発生時から津波到達までの間に避難できる場所に津波避難施設があるのかどうか、それぞれの現状をしっかりと調査する必要がある。現状把握を行う中で、真に必要な場合には津波避難タワーの整備についても検討が必要ではないかと考える。

総務常任委員長 伊藤嗣也

5. 議会報告会の概要

令和4年度 議会報告会、シティ・ミーティングの開催概要

1. 6月定例会議会 議会報告会

日 時：令和4年7月4日（月）18時30分から20時45分まで
場 所：総合会館8階 視聴覚室
参加者数：13人
テ ー マ：四日市市政全般について
備 考：4常任委員会が合同で実施

2. 8月定例会議会 議会報告会

日 時：令和4年10月18日（火）18時30分から20時45分まで
場 所：楠地区市民センター 3階301会議室
参加者数：11人
テ ー マ：防災について

3. 11月定例会議会 議会報告会

日 時：令和4年12月27日（火）18時30分から20時45分まで
場 所：総合会館8階 視聴覚室
参加者数：9人
テ ー マ：四日市市政全般について
備 考：4常任委員会が合同で実施

4. 2月定例会議会 議会報告会

日 時：令和5年3月29日（水）18時30分から20時45分まで
場 所：川島地区市民センター 2階大会議室
参加者数：9人
テ ー マ：防災について

5. シティ・ミーティング（ワイ！ワイ！GIKAI）

日 時：令和5年1月18日（水）16時00分から17時30分まで
参加者：四日市農芸高校 生徒会、農業クラブ、家庭クラブ
テ ー マ：防災について

【議会報告会】

○天白川への不法投棄が多い。パトロールは行われているのか疑問に思う。

⇒議員 天白川の不法投棄対策については議論していないため、ご意見として承る。

○ふるさと納税について、寄附受入額と市外への寄附額の収支差が6億円もマイナスになっていることを初めて知った。このことについて、貴重な税金が市外へ流れていることを広報するべきと考えるがどうか。

⇒議員 本市にとっては税金が市外に流れているという現状であり、今回の予算はその状況を少しでも補えるよう、寄附受入額を増やすべく新たなポータルサイトに掲載するものである。マイナスになっている現状についても市民に伝えていきたいと考えている。

○四日市市営住宅条例の一部改正について、例えば、配偶者間でのDVがその子にも及ぶような場合、被害を受けている親子と一緒に市営住宅に入居することは可能なのか。

⇒議員 そのような場合の親子での入居は従来より可能である。

○訪問型サービスB事業費、通所型サービスB事業費、ふれあいいきいきサロン推進事業費、認知症総合支援事業費の積算根拠となっている感染症対策物品想定単価は市場価格に比べてかなり高額であり、NPOで活動する自分にとっては羨ましいと思えるほどである。

⇒議員 十分にカバーできるよう想定単価を高めに見積もっていることをご理解いただきたい。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○ウクライナ、ロシアの問題から、ミサイルを撃ち込まれたらどうするのか。四日市市は、本当に市民の衣食住の安全を保障する気があるのか。

⇒議員 ご提案いただいた内容は、国家としてどうしていくべきかという視点であると捉えている。どのように国民の生命、財産を守っていくのかというところは他山の石にせ

ず、真剣に議論をしていくべきと考えている。

○まちなかの次世代モビリティ実証実験において、自動運転車両の検証に国産車を使用しなかったのはなぜか。

⇒議員 検討会が立ち上がった段階ではトヨタ社製の車を使用することを想定していたが、当該車種が東京パラリンピックの選手村内で交通事故を起こしてしまった影響により、急遽フランスのNAVYA社製のものを採用したという経緯がある。初めから国産車の採用を検討していなかった訳ではないことをご理解いただきたい。

○先日、四日市市の水道が民営化されるというチラシをもらった。上下水道局に民営化のことを尋ねても「知らない」と言われた。民営化するならきちんと広報すべきである。

⇒議員 現時点で四日市市が水道事業を民営化するという話はない。

○新聞掲載は議員活動を市民に広く伝える手段として非常に有効と考えるため、広報媒体として活用してはどうか。

⇒議員 新聞掲載は各新聞社の判断になるため、我々議員としては掲載されるよう精進していくしかないと考える。

○城山公園内の大きな石碑が砂地に建っている。補強はしてもらったが、危険である。また、公園内の樹木が弱っており、樹医に診てもらうなど適切に管理してほしい。また、家の隣の空き地に雑草が茂り虫が湧いて迷惑している。

⇒議員 ご意見として承る。また、空き地については、私有地であるなら市から指導はできないのでご理解いただきたい。

○自治会の管理する掲示板が機能していないのを多く目にするが、市は現状を把握しているのか。使用状況を調査し、改善することを求める。

⇒議員 ご意見として承り、担当部署である市民生活部に伝える。

○5月23日の議員説明会では、近鉄四日市駅周辺等整備事業について説明があったそうだが、当該事業は国が75億円、市が125億円を負担すると聞く。どんな説明があったのか。
⇒議員 ご質問いただいた費用は国の直轄事業であるバスタ事業を含む事業費の内訳である。現在、四日市市では、中心市街地活性化として中央通りでの自動運転の実証実験や、JR四日市駅周辺や四日市港のにぎわいの創出など複数の事業が同時進行していることについて説明があった。

○学習評価はどのように行われているのか。子どもたちのやる気を引き出すために努力点を設けてはどうか。

○道徳教育では何が人間にとって最も大切であると教えているのか。

○タブレット端末の導入は学習が効率的になる一方で問題解決能力が発達しない恐れがあるのではないか。

○青空教室や社会見学は現在も行われているのか

⇒議員 教育委員会に確認の上、後日回答する。

(回答内容)

- ・学習評価は「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の三観点で評価を行っており、児童生徒の意欲については、「主体的に学習に取り組む態度」において評価している。児童生徒の学習の結果のみに目を向けるのではなく、学習したことの意義や価値を実感できるように、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、伝えることにより意欲を引き出している。
- ・道徳教育は「特別の教科 道徳」を要として、自己の生き方を考え、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とし、自立心や自律性、生命を尊重する心、他者を思いやる心の育成を大切にして指導している。
- ・ICT機器は、自分の考えを整理したり、友だちと意見の共有や交流を行ったり、インターネットの中で情報を取捨選択したりするなど、問題解決学習の過程においても有効なツールとして活用することができる。ICT機器の利点を活かしながら、より効果的でわかりやすい授業づくりに努めている。
- ・日々の授業の中で学校敷地内及び校区内の自然や施設、事業所等を対象とした学習及び見学や体験活動を実施したり、遠足や社会見学、自然教室、修学旅行などの学校行事を実施したりしている。

○近鉄四日市駅前の喫煙所は一応囲ってあるようで、実際は囲えていないので、朝8時ごろは利用者が多くすごい煙である。受動喫煙を防ぐ観点から公共施設ではほとんど禁煙だが、あそこはひどいので改善してほしい。

⇒議員 然るべき対応ができるよう、現地を確認する。

○トイレカーについて今回も一般質問があった。引き続き議会でも普及に取り組んでほしい。また、災害時のごみ集積所が生活区域内に設置されるとのことだが、狭い地域の場合、ボランティアセンターなど災害時の活動拠点との兼ね合いはどうするのか。

⇒議員 ご意見として承る。議会内で共有したい。

【議会報告会】

○119番映像通報システムについて初めて知ったが、この仕組みについて周知されていることが重要である。どのように周知されているのか。依頼数、実施数の差が生じている要因は何か。

⇒議員 周知はホームページなどで行っている。119番通報があった際に必要に応じて指令センターからショートメールでこのシステムの利用をお願いする仕組みになっている。現場で119番通報をしたものの場所を正確に言葉で伝えられない時や、心肺蘇生をその場で行うことが有効な場合などに消防本部と通報者が映像でやり取りをすることで情報伝達の円滑化を図っている。

依頼数、実施数の差は、依頼数のうち約2割が通報側のスマートフォンの操作などの問題でつながらなかった。そのあたりが今後の課題と執行部からも答弁があった。

⇒議員 周知も大事だが、119番通報を受けて、指令センターから映像通報システムの依頼をするためその場で利用を促すものである。実施できなかった数のうち、普段から周知をしておくことで実施できたものについて今後改善する必要がある。

○8分消防5分救急で素早く現場到着をする取り組みがあるのだから、映像通信をしている時間があればすぐに出動するべきではないか。

⇒議員 素早く現場へ到着できるように出動はしており、出動すると同時に指令センターから映像通報システムの利用ができないかの依頼をするものである。

○119番映像通報システムの使い方について、ホームページや広報での周知に加え、YouTubeを活用した動画による周知が最も効果的ではないか。予算もあまりかからず視覚的に訴えられる動画の活用が一番だと思う。

⇒議員 メディアはさまざまなものがあり、消防本部もYouTubeを用いた情報発信も行っている。そういったメディアも活用出来るとよいと考える。

○市の職員が休職と復帰を繰り返している。職場復帰フォローアップ面談は人事課の中に

窓口を設けているので、周囲の人に話が漏れる可能性があり、相談に行けないという話を聞く。その職員は百条委員会の設置を求めている。このような職員がいるので議員からも話を聞いてあげてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○議会報告会の資料を見ると、執行部からは「やっていきたい」「検討します」との答弁が多いが、こうした答弁なら誰でも言える。市民として行政からこうした回答をもらってもやっていない、検討していないことが多い。

その後の対応を議会として確認することが重要である。議員としてしっかり追求してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：防災について》

①降雨による災害への対策について

○南五味塚、吉崎海岸に能力の高い72ミリの排水能力があるポンプ場を作ってもらったが、町内の水路などの排水能力が不十分であり、排水ポンプの能力があっても排水ポンプまで水が流れていかずに町内が一時的に冠水してしまう現象が起きている。雨水の流路の確保についても今後検討していく必要がある。

②指定避難所について

○楠南保育園が指定避難所になっているが、取り壊しの予算が付いたと聞いている。楠地区から再利用についての嘆願書を提出したが返答がないままである。避難所を含めた活用について検討するべきである。

○公共施設の適正化により楠地区の複数の公共施設が対象となっている。多くの施設が指定避難所になっており、代替の避難所もなしに廃止になるのは安全、安心の面で不安がある。適正化と言って財政のことばかり考えるのではなく、他部局と調整してしっかりと考えてほしいと思う。

③避難所運営について

○新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの避難所運営マニュアルへの反映を行っている地区がまだ少ないことは課題であり改善していかなければならない。

避難所の運営において、感染者をスクリーニングすることが重要だが、無症状の感染者と感染していない人を分けるのが非常に困難であり、できる対策はPCR検査ぐらいであり非常に限られてしまう。避難所という空間の性質上、同じ空間にたくさんの方がいることになり感染拡大のリスクが非常に高い。特に寒い時期の豪雨対策などでは換気もできずさらにリスクが高まる。こういう場合の対策についても非常に難しいが考えていく必要がある。

④その他

○小生町の土手が崩れてブルーシートを掛けられたままになっている。地区や鉄道会社と協力して対処してほしい。

【議会報告会】

○幼稚園等の送迎バスでの子どもの置き去り事故が全国で多発しているが、本市はどのような対応を行っているのか。

⇒議員 送迎バスを多く運行する私立幼稚園は三重県の管轄となるため、本市が直接指導を行うことは難しいが、引き続き実態把握に努め、所管する教育民生常任委員会で適切な議論を行っていききたい。

⇒議員 三重県は当該事故を受けて私立幼稚園に対して調査を行うと聞いているが、本市としても安全管理の徹底に向けた注意喚起をしっかりと引き続き行っていくよう議会から働きかけていきたい。

○資料には「当初の想定よりごみの搬入量が多いため、増額補正を行う」とあるが、今後のごみの搬入量の見通しをどのように考えているか。現在、何人がこの施設で働いているか分からないが、今後ごみの搬入量が増え続ければ経費が増え続けていくことになる。議会も動向を注視してほしい。

⇒議員 四日市市クリーンセンターの職員数は、資料を持ち合わせていない。その他については、ご意見として承る。

○今年度予算では歳入で約4億8,000万円を見込み、次年度は約7億円となっているが、なぜか。また、電力供給の何%にあたるのか。

⇒議員 電気代が高騰することに伴って売電単価も上がるので、次年度の歳入見込額が増えている。電力供給量の割合については、資料がなく、把握していない。

○市役所内で不当に親族の個人情報が開覧されたことがあるため、今後はこのようなことがないよう個人情報の管理を徹底してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：四日市市政全般について》

○市は、四日市市クリーンセンターを建設する際に有識者会議に諮って専門家の意見を聞いていたが、その有識者会議は、恣意的に議論の方向性を操作している疑いがあった。そのようなことがあったので、議会は専門家の言うことを全て鵜呑みにせず、注意すべきだ。

⇒議員 ご意見として承る。

○伊坂ダムテニスコートは市の所有する施設であるのかを問い合わせても納得できる回答を得られない。実態はどうなっているのか。

⇒議員 テニスコートの土地を所有しているのは三重県企業庁、管理運営を担うのは八郷地区連合自治会であるとの確認がされている。市も全く関与していないわけではなく、修繕等に要する費用に対しては補助を実施している。

○国会や県議会と違い、市長や副市長はなぜ真っ先に議会で答弁しないのか。また、旧統一教会と関係を持ってはいないか。

⇒議員 議員が理事者へ質問をする通告を行うと、理事者側が質問内容の聴き取りに来る。その際に、誰から答弁が欲しいと伝えることはできる。基本的には担当の部長が答弁することが多いが、市長がまったく答弁しない訳ではない。旧統一教会との関係については個人の問題であり、思想や信条について調査することは憲法に抵触する恐れがあるため把握していない。

○軽微な幻聴だけで統合失調症と診断され、医療保護入院として過酷な入院生活を強制されることで、病状がより一層悪化し、長期化してしまうという現実を知ってほしい。また、障害年金の受給要件を満たさない方に対する支援を国に働きかけてほしい。

⇒議員 そのような実態があることは議会内で共有する必要があると考える。行政は立場が弱く苦しい思いをしている方のためにこそ存在すると考えるため、所管の教育民生常任委員会で、本市の障害年金の給付状況の確認等を通じて何ができるのかを議論していきたい。

○鬱病^{うつ}に苦しんでいる市役所職員も大勢いるため、その方達への支援を市に働きかけてほしい。

⇒議員 新型コロナ関連業務等で長時間労働を行う市職員が一定数いることは認識している。市役所職員が健康で働きやすい環境は行政サービスを提供する上で重要となるため、実態にそぐうような議論をしていきたい。

○四郷風致地区の里山保全や維持管理における担い手の確保についてどのように取り組んでいくのか。

⇒議員 四郷風致地区を含む市内の里山の貴重な自然をしっかりと保全していくべきと考えていることから、今年度、議員政策研究会の里山を守る分科会において調査研究をした結果、四日市市議会として市長に対して本市における太陽光発電設備の規制に関する条例制定に向けた提言を実施することを確認した。また、里山を維持管理する担い手が不足しているという課題に対応するため、どのように人材を確保していくのかについて引き続き議論していきたいと考えている。

○過去に市が、伊坂ダムサイクルパークに隣接する民間所有の休憩施設を買収したが、休憩施設内で喫茶店を運営していた人は、そのことを市に乗っ取られたと悲観し、その後亡くなってしまった。このような犠牲者の出ない行政運営を心がけてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○令和4年は市役所職員の逮捕事案が相次いだため、来年はこのようなことがないように綱紀粛正を図ってほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○十四川、米洗川、海蔵川の氾濫対策を議会で議論してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

【議会報告会】

○ふるさと納税の返礼品について、どういったものを考えていくのか。

⇒議員 今後も本市の地場産品を返礼品としていく方針である。また、消費できる物の方が毎年の寄附につながるのではないかという意見も踏まえ、ふるさと納税・シティプロモーション戦略プロデューサーと商品開発を行うとのことである。

○以前富田小学校で煙体験に参加したが、児童生徒ばかりで一般の参加が少なかった。今後煙体験を行う際は多くの人に参加できるように周知してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

○マイナンバーカードを活用した各種手続きのオンライン化について、費用対効果はあるのか。

⇒議員 各種申請について、10枚近く書類に住所等を記載するものもあり、特に高齢者には負担となっている。これをデジタル化することで、市民、行政双方の時間短縮につながり、市職員もその分の時間を他の業務に使える。今後オンライン化が進む中で、本当にメリットが生まれているか等については確認していきたい。

○市では防災倉庫に災害時の物資を備蓄しているが、本当に市民に届くのか。

⇒議員 災害時は道路の損傷等も想定されることから、例えば拠点防災倉庫から思うように物資を輸送できない可能性があるため、まずは個人備蓄、また、各自治会の備蓄を活用してほしい。自分の命は自分で守る自助、周りで助け合う共助の意識を持ってもらいたい。

○行政手続きのオンライン化というが、不慣れな方への対応はどうするのか。

⇒議員 デジタルデバイド対策に係る予算も計上しており、デジタル機器に不慣れな方をしっかりサポートしていきたい。

○予備費は何に使われるのか。

⇒議員 近年では大半が新型コロナ対策に使われている。コロナ禍以前は主に災害対策に充てられていた。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：防災について》

○災害時におけるドローン等の活用は検討しているのか。

⇒議員 ドローンについては、本市の消防本部において、火災現場の状況把握等の情報収集手段として配備している。今後は災害時の救助活動への活用も検討していく必要があると考えている。

○災害時協力井戸の登録は進んでいるのか。

⇒議員 各地区において登録は進んでいる。平常時は飲用できても大地震等で地中内の水の流れが変わる等の可能性があることから、四日市市災害時協力井戸登録要綱に基づき、災害時は生活用水として活用させていただくこととなる。

○家族防災手帳は市民に配布されているのか。

⇒議員 大人版は全戸配布、こども版は市内公私の小学校4年生から6年生に配布しており、令和5年度にリニューアルを予定している。リニューアル後も内容を更新していくことを踏まえ、電子版としてホームページ等で公開するか、紙で配付するか検討しているとのことである。

○家族防災手帳について、高齢者はスマートフォンやPCで見てほしいと言われても難しいので、高齢者が多いところには紙での配布をお願いしたい。

⇒議員 担当部局に伝える。

○地震の際に地滑り等が起こらないか心配である。安全そうに見える所が本当に安全なのか、市民に安心してもらうためにはどうすべきかという点について行政とも議論してもらいたい。

⇒議員 例えば危険箇所を公表することに難色を示す方もいるので、どのように伝えて

いくかという部分は慎重に検討する必要がある。

6. ワイ!ワイ!GIKAI の概要

シティ・ミーティング・(ワイ！ワイ！Gikai)で出された主な意見

【総務常任委員会】

日時:令和5年1月18日(水)

場所:四日市農芸高校

高校生	委員
テーマ：市議会、市議会議員について	
1 議員の仕事内容を教えてほしい。	年4回開会される定例会議会中は、各常任委員会や本会議で市側から提出された議案の審査、議決を行っている。また、議会の休会中は、先進地視察などの調査研究や、市政に関する意見を市民から聞き取ったりしている。
2 常任委員会委員の所属はどのように決まるのか。	各党派でそれぞれの議員がどの委員会に所属したいかを決めたとで、役員選考委員会を開催し他の党派と協議して決定している。
3 議員としてのやりがいとは何か。	・地域、市民の要望を市に伝え、それが解決に至ったときにやりがいを感じる。 ・社会が持続可能となるように、また、社会課題の解決のために制度をつくることも議員の大きな仕事の一つであり、やりがいを感じる。
4 実現したい施策について、本市の現状や様々な意見を聞くことで壁を感じることはあるか。	・行政にもできることとできないことがあり、すぐに実現しないことはあるが、行政にも意識を持ってほしいという思いから一般質問等で繰り返し指摘している。 ・当初は自分がやりたいことを行政に伝えていたが、費用対効果や制度設計も含め、どうすれば市民が幸せになるかという考えに切り替えたところから、行政とも足並みは揃ってきたと感じている。
5 女性議員が少ないイメージがあるがどうか。	前回の市議会議員選挙では、初当選の議員6人のうち4人が女性だった。また、本市議会では女性議員の会をつくり、議長に対して女性が議員に立候補しやすくなるような環境整備を求める意見書も提出した。今後も女性議員が増えていくことを期待している。
6 議員活動の中で苦しかったことは何か。	例えば小学校の統合に関する議案が出された際に、議員の賛否によって子供たちが通う学校が変わってしまったら、地域の方に愛着のある学校が廃校となってしまったため、その判断が難しかった。
テーマ：防災に関する高校生の取り組みや、地域での取り組みを踏まえ、防災に関することについて	
7 本市が行っている防災対策について教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策として津波避難ビルを指定しており、そこへの避難訓練を地域で行ってもらっている。また、家族防災手帳を全戸配布し、家族の避難計画を立ててもらうなど、平時から防災意識を持ってもらうよう取り組んでいる。 ・災害時には市役所に災害対策本部を設置し種々の対応を行うほか、市職員が必要に応じて各地区の指定避難所を開設する。 ・3日分の食料備蓄をしてほしい。また、平時でも最低限の食料、飲料水をカバン等に入れておくことも重要である。 ・公共交通機関が動かない場合の学校からの帰宅方法を考えておくなど、平時から自助の意識を持ってもらいたい。また、防災について家族で話し合ってもらいたい。 ・家族と避難場所の共有をしておくことと安心できる。 ・高校生は共助として近隣の災害弱者を助けほしい。そのためにも地域の防災訓練に参加することは大切である。 <p>Q(議員)：災害弱者をサポートするために何ができると考えるか。 A(高校生)：ボランティアで自分の近所に住む災害弱者の方の家を訪れ、安否確認を行うことはできるのではないかと。 A(高校生)：自宅周辺は高齢者世帯が多いので、動ける自分が声をかけたり手伝いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市に津波が到達するまでには一定の時間があるので、平時から近隣の高齢者世帯等を把握しておき、町内で誰が助けるのかを決めておくこととスムーズな避難ができる。
8 沿岸部と山間部での防災対策の違いは何か。	沿岸部では津波に備えるため津波避難ビルを指定している。山間部では土砂災害や雪害の危険性がある。ただし、自宅は山間部でも学校や勤務地が沿岸部ということもあるので、どちらの対策もしておいてほしい。
9 本市の避難所運営はどうなっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区の自治会で避難所の運営手順を決めており、その上で防災訓練等を行っている。平時から、最寄りの避難所はどこなのか防災マップ等で確認しておいてほしい。 ・避難所には薬が備蓄されていないので、自身で用意しておく必要がある。
10 なぜ避難所に薬の備蓄がないのか。	各々が使用している薬を備蓄しておくことは難しいし、資格を持っていない者が薬を渡すことは法律で認められていないため。
11 避難所における感染症対策はできているのか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた避難所運営ガイドラインを示し、各地区の避難所運営マニュアルに反映してもらおう周知しているが、反映できていないところもあり、課題となっている。
12 災害時にどうしたらいいのか、また、高校生は助ける側の立場だということを平時から意識していきたい。	ご意見として承る。
13 薬の備蓄の必要性があることを実感した。家族とも災害時のことについて話し合ってみよう。	ご意見として承る。
14 災害に対策し過ぎるということはないと思うので、自分ができることからしていきたい。	ご意見として承る。
15 市が行っている防災対策や、自分たちに必要な防災対策が分かってきたので、周りの人とも共有していきたい。	ご意見として承る。

7. 高校生議会意見書

発議第1号

協議テーマに係る意見書の提出について（観光・シティプロモーション委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和5年1月21日提出

観光・シティプロモーション委員会

委員長 植村 颯斗

東 康奈

伊後 美月

伊藤 海翔

今井 乃愛

荻須 ひより

小林 葵

坂口 遙音

西村 太陽

松井 健士郎

意見書（観光・シティプロモーション委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 市内在住の人には知られているものの、市外の人からはあまり認知されていない四日市の魅力を発信するために、おすすめの撮影スポットや飲食店等を分かりやすく記載したロードマップを作成した上で、市外の人に向けたフォトコンテストやとんてきなどの四日市のご当地料理が食べられるグルメフェスを開催すること。

また、そのフォトコンテスト等の入賞者には記念品として萬古焼といった四日市の名産品を贈呈すること。

2. 今後中央通りが整備されていくのにあわせて、かつて東海道の宿場町として栄えたように伊勢・志摩や南紀といった四日市以南への旅行者の「宿場町」として訪れてもらえるよう努めること。

また、その際には第2滑走路の建設が予定されており、観光客の増加が見込まれる中部国際空港と連携を図り、例えば、かつてあった直通の高速船の復活といったことも検討すること。

3. 夜景も楽しめる高層ビル、岩盤浴のある温泉、アーバンスポーツの楽しめる広場、大規模公園といった、幅広い世代の人たちが楽しめる施設を整備・誘致していく中で、特に若者に向けては、商店街の空き店舗を活用したイベントを開催したり、四日市出身の有名人に紹介してもらったり、イルミネーションの飾りつけ箇所を増やすなど、SNSを通じて広まっていくような「映える」施策を行うこと。

4. これらの取組を実施し、四日市の歴史・文化・グルメ、コンビナート夜景等の観光資源などの様々な魅力を全国に知ってもらったり訪れてもらうことでまちの活性化につなげ、さらなる四日市のイメージ向上を図ること。

以上、意見書を提出します。

令和 5 年 1 月 2 1 日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

発議第2号

協議テーマに係る意見書の提出について（人権委員会）

意見書を次のとおり提出するものとする。

令和5年1月21日提出

人権委員会

委員長

大西花音

伊藤響

井上隆甫

植村涼寧

河出菜那

佐々木七海

竹内琢人

城久徳

戸谷駿斗

平田友暉

藪田優希

意見書（人権委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 学校におけるいじめに対する相談窓口の紹介や周知をより一層行うとともに、小学校での児童と教員の二者面談の実施や特定の色のものを所持することによるSOSのサインを普及させるなど、児童生徒がいじめを受けていることを言い出しやすい環境を整備すること。

また、いじめをしてしまう児童生徒は、家庭環境によるストレスなどが原因となっていることも少なくないことから、いじめをしている側にも寄り添い、誰もが安心して相談できる場を提供すること。

さらに、勇気を出していじめを通報した第三者がいじめの標的にされないように守秘義務を徹底し、各学校に匿名でも相談できる窓口を設置すること。

2. いじめをしている児童生徒にいじめは無意味なものであり、生産的ではないことが効果的に伝えられるように論理的なキャッチコピーを用いたポスターを作成するなど、いじめを防止するための啓発活動を継続的に実施すること。

また、匿名で気軽に相談できるアプリ等により、相談することに対するハードルを下げる取組が必要であり、相談を受ける側の紹介やメッセージを添えるなど、相談者が相談しやすい相手を選べるような仕組みにすること。

3. 児童生徒のインターネットにおけるいじめやトラブルを防止するため、SNSでいじめや不適切な書き込みをした場合に対応できる機能を導入すること。

また、誤った情報がいじめにつながる危険性もあることから、教育現場において”ファクトチェック”を導入することにより、社会に広がっている情報が事実に基づいているのかを検証し、正確な情報を共有する機会を設けること。

4. 学校に登校できなくなってしまった児童生徒に対してオンラインによる授業を配信するなど、家庭においても学習環境を確保できるように配慮するこ

と。

5. いじめを受けた児童生徒の精神的なサポートやいじめが起こりづらい環境を整備する上で教職員の役割が重要になることから、教職員に対していじめの対処や児童生徒への心理的ケア等について適切に対応ができるように指導すること。

以上、意見書を提出します。

令和5年1月21日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛